

平成 2 8 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 8 年 1 2 月 7 日開会

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 8 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 7 日

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第79号 北杜市農業委員候補者選考委員会条例の制定について

日程第4 議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第5 議案第81号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第82号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第83号 北杜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第8 議案第84号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第85号 平成28年度北杜市一般会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第86号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第87号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第88号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第89号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第90号 高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第91号 大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第16 議案第92号 小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第93号 武川町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第18 議案第94号 須玉町農業体験農園施設（大正館）の指定管理者の指定について

日程第19 議案第95号 須玉町おいしい学校の指定管理者の指定について

日程第20 議案第96号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について

日程第21 議案第97号 そば処いずみ他1施設の指定管理者の指定について

日程第22 議案第98号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について

日程第23 議案第99号 北杜市温泉健康センターの指定管理者の指定について

日程第24 議案第100号 北杜市白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）の指定管理者の指定について

- 日程第25 議案第101号 むかわの湯の指定管理者の指定について
 日程第26 議案第102号 北杜市営宿泊施設「たかね荘」の指定管理者の指定について
 日程第27 議案第103号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定について
 日程第28 議案第104号 甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について
 日程第29 議案第105号 長坂駅前駐車場他2施設の指定管理者の指定について
 日程第30 議案第106号 津金学校の指定管理者の指定について
 日程第31 議案第107号 農地耕作条件改善事業高根東部地区土地改良事業計画の議決を求める件

 日程第32 議案第108号 字の区域の変更(須玉町江草)について
 日程第33 議案第109号 字の区域の変更(白州町大武川)について
 日程第34 議案第110号 不動産の処分について(みずがきそば処)
 日程第35 同意第5号 北杜市教育委員会教育長の任命について議会の同意を求める件

 日程第36 同意第6号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
 日程第37 同意第7号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第38 同意第8号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第39 同意第9号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第40 同意第10号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第41 同意第11号 朝神財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第42 同意第12号 大平外壱字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第43 同意第13号 小笠原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第44 同意第14号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第45 同意第15号 浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第46 同意第16号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第47 同意第17号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第48 同意第18号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

 日程第49 同意第19号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第50 同意第20号 多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第51 同意第21号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

- 日程第52 同意第22号 前山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第53 同意第23号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第54 同意第24号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第55 同意第25号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第56 同意第26号 清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第57 同意第27号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第58 同意第28号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第59 同意第29号 安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第60 同意第30号 安都玉財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第61 同意第31号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第62 同意第32号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第63 同意第33号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第64 同意第34号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第65 同意第35号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第66 同意第36号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第67 同意第37号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第68 同意第38号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第69 同意第39号 三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第70 同意第40号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第71 同意第41号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第72 同意第42号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

- 日程第73 同意第43号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第74 同意第44号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第75 同意第45号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第76 同意第46号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第77 同意第47号 武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第78 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第79 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第80 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第81 請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願
- 日程第82 請願第4号 北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

4番	進藤正文	5番	藤原尚
6番	清水敏行		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市	長	渡辺英子	総務部長	坂本吉彦
企画部	長	菊原忍	市民部長	平井光
福祉部	長	茅野臣恵	生活環境部長	名取文昭
産業観光部	長	田中幸男	建設部長	赤羽久
教育	長	藤森顕治	教育部長	浅川一彦
会計管理者		五味正	監査委員事務局長	横森弘一
農業委員会事務局長		小石正仁	明野総合支所長	篠原直樹
須玉総合支所長		中田二照	高根総合支所長	植松広
長坂総合支所長		武井武文	大泉総合支所長	手塚清作
小淵沢総合支所長		岩波信司	白州総合支所長	神宮司浩
武川総合支所長		秋山広志	総務部次長	石井悠久
産業観光部次長		濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長		織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長		植村武彦		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	高橋一成
議会書記	清水市三
”	田中伸

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

平成28年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残すところ1カ月足らずとなりましたが、議員および執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

今議会は改選後の初の定例会であり、私も議長として改めてその責任の重さに身の引き締まる思いであります。

さて、北杜市は合併して12年が経過しました。当初は大変厳しい財政状況ではありましたが北杜市の将来を見据え、議会と行政が一体となって努力し続けた結果、大幅な改善が図られたことはうれしい事実であります。

しかしながら今後、想定されますインフラ維持費の拡大、超少子化による人口減少など、この広大な北杜市を維持していくためには、さらなる財政の健全化が必要であることも事実であると思います。

去る12月5日に山本幸三地方創生担当大臣が北杜市を訪問され、須玉三代校舎また企業型の農業法人2カ所をご視察されました。市長と私が同行しましたが、大臣からは「本当に頑張っているな」という強い思いを持った」との言葉をいただきました。

その後の記者会見では、地方を創生するためには地方に眠る資源を有効活用して新たな産業を起こす政策が必要であり、そうしたところには情報面、人材面、財政面で支援していきたいと語られております。

私たちは地方の小さな自治体議会ではありますが、地方創生にしっかりと取り組み、将来に向け持続可能な市政となるよう、皆さまとともに取り組んでまいりたいと考えております。

このような中、本年最後の定例会を迎えるところでありますが、今年はすでに峡北地域でインフルエンザが流行りはじめています。議員各位におかれましては健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして十分にご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成28年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

最初に諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は議案32件、同意43件、諮問3件です。

次に本定例会において受理した請願は2件で、お手元に配布のとおりです。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりです。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 8 6 条の規定により、

4 番議員 進藤正文君

5 番議員 藤原 尚君

6 番議員 清水敏行君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 12 月 7 日から 12 月 26 日までの 20 日間としたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 26 日までの 20 日間に決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第 3 議案第 79 号 北杜市農業委員候補者選考委員会条例の制定についてから日程第 34 議案第 110 号 不動産の処分について（みずがきそば処）までの 32 件を一括議題といたします。

市長から所信および議案の提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

皆さまおはようございます。

平成 28 年第 4 回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

師走を迎え本年も残すところわずかとなり、朝晩の冷え込みも厳しさを増してきました。皆さま、体調には十分ご留意いただきたいと思います。

私はこのたびの市長選挙において、多くの皆さまのご支援をいただき就任いたしました。皆さまのご期待に沿えるよう一生懸命頑張っていきたいと思うとともに、市政を担う責任の重さを痛感しております。

また同時に「市民のために、そしてより良い北杜市を創るために」という目的に向かって市民の皆さまと政策を共有し心を通わせながら、一歩進んだ北杜市を創ってまいりたいと考えております。

市内における多様な考え方や価値観などを踏まえ、それぞれの市を思う気持ちを大切にするとともに議会をはじめ市民の皆さまと協働する中で公平・公正な市政運営に取り組み、市民憲章における「人と自然が調和し豊かな文化を育み躍動する環境創造都市」の実現と「市民一人ひとりが輝ける“愛でつながる北杜市”」を目指してまいります。

さて、国では人口減少時代の到来と少子高齢化による社会構造の変化の中でまち・ひと・しごと創生法を施行し、一億総活躍プランの取り組みと相互に連動しながら地方創生を推進して

おります。

本市においても現在、策定している第2次北杜市総合計画と整合性を図る中で北杜市総合戦略、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく定住促進対策に取り組んでまいります。

また、普通交付税の段階的縮減や平成32年度までの合併特例事業債の発行期限などを考慮する中で第4次行財政改革大綱において税収の確保、市債の発行抑制、経常経費の削減等を進め、将来を見据えた行財政運営に努めてまいります。

私が掲げる主な施策の子育てと福祉、雇用、教育、スポーツ、女性の活躍の5つの分野を第2次北杜市総合計画における8つの柱と調整を図り推進するとともに、私は地域に足を運んで地域の皆さまと語る場を持ちたいと思っています。

例えば政策が子育ての中でどのように生きているのだろうか、またその政策に対してどんな考え方を持っているのだろうかといった細やかな部分に関する地域の皆さまの声を聞く機会を多くつくりたいと考えております。

これからの市政を着実かつ堅実に運営するには、議員の皆さまのご協力が必要でございます。市民・議会・行政が一体となり、より良い北杜市を創るため皆さま方のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げます。

さて、子どもたちをはじめとした市民や企業・団体の多くの優れた活躍に大変喜んだところであります。

産業発展や経済活性化に貢献した事業者に贈るやまなし産業大賞のものづくり部門で白州町の山梨銘醸 株式会社が優秀賞を、同じく白州町の株式会社 細田が奨励賞を、明野町のミサワ ワイナリー・ワインカーブが良好なまちなみ景観を形成している建築物として平成28年度山梨県建築文化賞を、第48回山日YBS農業賞において梨北農業協同組合 高根生産部会が研修生の受け入れやトマト栽培技術等の向上が評価され奨励賞を、長坂町のこびっとが水稻では珍しい品種「五百川」を栽培し、台湾へ輸出するなど先進的な取り組みが評価されチャレンジ賞を、高根町の西清里区 朝日ヶ丘班 景観委員会が長年にわたる景観維持活動が認められ第5回美しい県土づくり大賞の活動賞を、第59回山梨県愛育大会において北杜市母子愛育会が日ごろの母子への声掛けと見守り活動が評価され知事表彰を、青少年育成 武川地区民会議が小中学生の登下校の見守り活動などが評価され文部科学大臣表彰 学校安全ボランティア活動奨励賞を、小淵沢町の進藤俊幸さんが長年にわたる国保運営協議会委員、小中学校の校医を務めるなどの功績が認められ、国民健康保険関係 功績者 厚生労働大臣表彰をそれぞれ受賞されました。

また、須玉中学校文化部の「たんぽぽの戦略」と題した研究が第60回日本学生科学賞県知事賞を受賞。中央審査会へ出品され見事、入選1等を、小淵沢小学校6年生、坂口七海さんの「消費税 しっかり納めて 豊かな未来」が税の標語コンクールで最高賞を、甲陵中学校3年生、丸山真由さんの「映して安心、広がる安全」と題した発表が第58回山梨県交通安全弁論大会で最優秀賞を、甲陵中学校1年生、三橋凜生さんの「私が会いに行くわけ」と題した作文が第66回全国小・中学校作文コンクール県審査において最優秀賞を、甲陵中学校1年生、白倉英奈さんの「音でつながる」と題した作文が白い杖 愛護作文の最優秀賞を、甲陵中学校3年生、中嶋菜月さんがグリーンバンク杯 県中学生英語コンテストで最高賞をそれぞれ受賞されました。

一方、スポーツではフランスで開催された小学生のサッカーワールドカップ国際大会におい

て須玉小学校6年生、小林凜音さんが所属するヴァンフォーレ甲府U-12のチームが小林選手の活躍などにより準優勝の快挙を成し遂げました。

また中学生の硬式野球チーム 北杜ボーイズは第15回山梨県支部 秋季大会で優勝し全国大会出場の切符を獲得しました。

このようにさまざまな分野において、北杜で頑張る多くの皆さまを応援するとともに今後のますますの活躍を期待しております。

次に市政の状況について申し上げます。

はじめに地方創生についてであります。

今月4日、山本地方創生担当大臣が市内3カ所を視察されました。大臣からは「地域の方々と共に地域の特色を生かしつつ地方創生に取り組んでいる」と評価していただいたところであります。

本市においては総合戦略を策定以降、子育て世代が魅力を感じる地域を目指して従前からの第2子以降の保育料完全無料化に加え、昨年10月に子育て世代マイホーム補助金を創設し、これまでに186件の計画書の提出をいただくとともに子育て支援住宅の整備などに取り組んでおります。

また、東京有楽町等において毎月開催している各種相談会にも数多くの移住定住希望者や就業希望者が相談に訪れていることから引き続き希望者の声を大切に、親切丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

一方、先月28日には本市が策定した北杜市地域雇用創造計画に対し、厚生労働大臣からの同意があった旨の通知書が交付されました。

今後はこの計画に基づき、経済団体や教育機関等で組織する北杜市雇用創造協議会が若者や女性の働く場の確保などを行い、働く人・働きたい人にとって魅力ある北杜市となることを目指すとともに市自らもこの施策の後押しとなる取り組みを実施するなど、定住人口の確保を図ることで誰もが暮らしやすい愛でつながる北杜市を築いてまいります。

次に平成27年国勢調査確定値についてであります。

昨年実施された国勢調査の確定値が10月26日に公表されました。本市の総人口は4万5,111人となり、平成22年から1,857人減少しました。年齢3区分別では15歳未満の年少人口は4,613人で648人の減少、15歳から64歳の生産年齢人口は2万3,995人で3,059人の減少、65歳以上の老年人口は1万6,457人で1,818人の増加となっています。

少子化による人口減少や高齢化が急速に進んでおり、人口減少を抑制し地域活力を維持することが重要な課題となっております。

魅力ある地域づくりに向けた施策を着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に事務事業外部評価についてであります。

市が実施する事業の必要性や実施方法等について外部からの市民目線で事業の検証を行い、さらなる効率的な行政運営を進めるため昨年度、試行的に事務事業外部評価を実施しました。

本年度は本格実施となり、コーディネーターおよび評価人のすべてを北杜市行政改革推進委員の皆さまにお願いし、10月23日に8事業の評価を行いました。

評価人の皆さまからは事業の拡大・充実に向けての建設的なご意見や事例を挙げての方法改善など多くの貴重なご意見をいただいたところであります。

なお、評価結果については、庁内で組織する行政改革推進本部会議で改善策や今後の方向性について検討し、事業の効率化を図ることとしております。

次に地域防災力の強化についてであります。

市民の生命、身体および財産を守るためには、地域防災力の大きな役割を果たしている消防体制の充実・高度化を図ることが必要であります。

そのためには基本となる消防団の装備の充実および整備が不可欠となることから、市では年次計画に基づき、老朽化した消防車両および積載する消防用機械器具等の更新を実施しているところであります。

本年度は自動車ポンプ2台、可搬小型動力消防ポンプ14台および小型ポンプ積載車22台を更新し、今月11日に各分団への車両等の引き渡しを行うことといたしました。

引き続き有事の際に備えると同時に、本市のより一層の地域防災力を高めてまいりたいと考えております。

次に、地域密着型サービスの取り組みについてであります。

現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設を希望する事業者の公募を行っております。この事業は自宅で介護が必要な人に定期的に訪問し、24時間随時の通報を受け付け入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行うもので重度の介護認定者の在宅生活を可能にするサービスとなります。

今後も住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域密着型サービスの整備に取り組んでまいります。

次に甲陽病院の外来診療についてであります。

甲陽病院では眼科外来を非常勤医師が行っておりましたが、来年1月から常勤医を配置します。また婦人科においても来年4月から子宮がん検診が実施できる指定医療機関となり、市内で施設健診が実施できるようになります。

今後も市民が安心して暮らせるよう医療体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の充実についてであります。

北杜市保健センター内に来年4月から開設する子育て世代包括支援センターは、子どもたちが将来に夢と希望を持ち心身ともにたくましい北杜の子どもを育てるまちを目指し、ほくとっこ元気課として運営に当たってまいります。

ここには母子保健コーディネーターとして保健師や助産師、臨床心理士、栄養士などの専門職員を常駐させ、妊娠・出産・子育て期にわたるさまざまなニーズに対して切れ目のない相談、支援を行ってまいります。

また、出産祝金事務やつどいの広場、ファミリーサポートセンターなども移行し、子育て支援に関わる事業に一体的な対応ができる体制を整えてまいります。

支援センター内のつどいの広場は働きながら子育てを行う母親や父親の利便性も考慮し、土曜日も開設することとしております。

なお、保健センター内には引き続き出会いサポートセンターも設置し、出会いから子育てまで総合的な支援を行う体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援住宅整備事業についてであります。

子育て世代の移住定住を目的とした子育て支援住宅の大泉団地は、先月16日に竣工式を終え、来年1月の入居に向けた準備を行っているところであり、入居される18世帯のうち市外

から12世帯の方が移住される予定となっております。また武川団地については9月30日に起工式を行い、来年11月の完成を目指し工事を進めているところであります。

安心して子育てができる住環境の中で、子どもたちが健やかに成長できることを願っております。

次に臨時福祉給付金についてであります。

国は一億総活躍社会の実現加速に向け、税制抜本改革法に基づき平成28年度分の市・県民税均等割りが課税されていない方に臨時福祉給付金を引き続き支給することとしております。

今回の臨時福祉給付金は、消費税の10%への引き上げが平成31年10月に再延期されたことから、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものであります。

本市では約1万2千人へ支給を予定しており、1人につき1万5千円を平成29年3月下旬から支給するよう準備を進めているところであります。

次に、上下水道事業の地方公営企業法の適用へ向けた取り組みについてであります。

上下水道事業については、北杜市簡易水道運営委員会ならびに下水道事業審議会からご意見を伺いながら昨年度策定した北杜市上下水道事業地方公営企業法適用化基本計画に沿って平成32年4月からの公営企業会計への移行準備を進めているところであります。

この中で事業の効率化と安定した事業継続を図るための取り組みとして、検針や料金徴収といった業務の民間委託と組織再編を進めてまいりました。

料金徴収等業務の民間委託についてはプロポーザル方式により業者を選定し、来年4月1日からの業務開始へ向け、引き継ぎを進めているところであります。

また上下水道事業の経営改善と事務の効率化を図るための組織再編については、現在の2課4上下水道センターを2課2上下水道センターおよび料金徴収等の業務を担う民間委託による上下水道お客様センターに再編し、来年4月1日から業務に当たってまいります。

今後は新体制での業務開始へ向け、市民等への周知に努めてまいります。

次に世界かんがい施設遺産についてであります。

先月8日にタイで開催された国際かんがい排水委員会執行理事会において、村山六ヶ村堰疏水が世界かんがい施設遺産に登録されました。今回の登録は1千年以上も前に階段水路など先進的技術を用いて建設され、先人の方々のご尽力により維持・管理されてきたこと、また現代において実施している景観に配慮した石積み護岸や小水力発電施設の設置など先進的な試みをはじめ、疏水ウォークや地域の子どもたちを対象とした歴史学習会等を毎年開催していることなど、次世代へ歴史や文化を継承していく活動が登録への大きなポイントになったと考えております。

村山六ヶ村堰土地改良区組合員の皆さまの活動に敬意を表すところであり、市では今後も土地改良区と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に世界に誇る水の山プロジェクトについてであります。

本市の山紫水明の美しい山々、豊富な水資源と魅力ある自然環境はこの地の財産であります。そこで南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことを契機に、世界的にも貴重な水資源をブランド化し、地域の活性化を図ることを目的に昨年5月に世界に誇る水の山を宣言し官民協働で活動を進めてまいりました。

このたび10月24日に萌木の村株式会社、北杜市農業企業コンソーシアムと新たにパート

ナーシップ協定を結んだことにより、さらに活動の輪を広げ、この地域の価値と魅力を情報発信しブランド化を進めてまいります。

次に健康と温泉フォーラムについてであります。

10月14日から16日まで増富ラジウム峡観光協会などとともに「健康と温泉フォーラム2016」を開催しました。日本温泉首長サミットや養老猛司氏の講演をはじめ温泉療養関係者が「温泉・健康・ふるさと」について語るフォーラムなどへ多くの方々のご参加をいただいたところであります。

引き続き地方創生推進交付金を活用しながら、増富地区の自然環境やパワースポット等を生かした新しい温泉地づくりのため、地域とともに取り組んでまいります。

次に、中部横断自動車道についてであります。

10月31日に山梨・静岡・長野・新潟各県の沿線自治体など180名以上が参加した中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会通常総会が東京都で開催され、北杜女性みちの会および北杜市農業企業コンソーシアムなどからの意見発表のあと、早期事業化に向けた決議が採択されました。

中部横断自動車道長坂～八千穂間は中央自動車道の代替ルートや災害、物流、救急医療施設への緊急輸送路として地域住民の安全・安心の確保に寄与するとともに地域の産業は首都圏、北関東圏、中部圏、近畿圏とも身近になり、特に観光面での集客が見込まれます。

八ヶ岳南麓地域の里山や田園風景は市の大切な財産であり、これらを十分に保全しつつ住民と行政が一体となって地域の魅力を高める活動を推進していくことで賑わいあふれるまちづくりが実現できるものと思います。

今後も早期着工・早期開通を目指し山梨・長野両県の沿線市町村等と広域的な連携を図り、国および関係機関等に地域の声を届けるとともに、北杜市中部横断自動車道活用検討委員会等での協議結果などを尊重しながら、命をつなぐ道として本市の将来のさらなる発展に結び付けてまいりたいと考えております。

次に芸術文化スポーツについてであります。

先月20日、第11回北杜市合唱祭2016が八ヶ岳やまびこホールで開催され、市内の15団体が出演し歌声を響かせました。また本日、同ホールで宝くじ文化公演「東儀秀樹、古澤巖、coba全国ツアー2016」を開催し、年明けには上方落語会や山梨警察音楽隊コンサートなどを市内ホールで行ってまいります。

一方、スポーツにおいては県営八ヶ岳スケートセンターを会場に親子スケート教室やトップスケーターの教室を開催するとともに来年1月には八ヶ岳定住自立圏の富士見町、原村からも選手が参加して第64回峡北スケート大会を開催いたします。

今後とも一流の田舎まちとして優れた芸術文化事業に触れる機会のさらなる創出とスポーツの先進地を目指し、各種スポーツの振興を図ってまいります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は条例案件6件、補正予算案件4件、指定管理者の指定案件18件、その他案件4件、同意案件43件、諮問案件3件の合計78案件であります。

はじめに条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第79号 北杜市農業委員候補者選考委員会条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の規定に基づき農業委員会の委員を任命するに当たり、任命の過程の公正性を確

保することを目的とする北杜市農業委員候補者選考委員会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、平成28年の人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み市議会議員、市長、副市長、教育長および職員の期末手当等について所要の改正を行うため北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、北杜市の市長等の給与等に関する条例及び北杜市職員給与条例の一部を改正するものであります。

議案第81号 北杜市税条例の一部を改正する条例および議案第82号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律及び法律施行令の一部が改正されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に議案第83号 北杜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律及び法律施行令の一部改正に伴い、農業委員会の委員の選任方法が公選制から市長の任命制に変わる等から、農業委員の定数を削減する改正および農地利用最適化推進委員の定数を新たに規定する必要があるため、北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部を改正するものであります。

次に議案第84号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の事務部局の職員の定数を定める根拠の規定に条ずれが生じたことから所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第85号 平成28年度北杜市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

台風16号の風雨により市内の農業用施設に被害が発生したため、災害復旧に要する経費を計上しております。

次に山梨県農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を図るための基盤整備を行い、農業型企業のさらなる参入促進を図ることとし所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は6億6,893万4千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ342億5,509万4千円となります。

次に議案第86号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

介護保険施設等への介護ロボット等導入費補助金として92万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億2,768万7千円とするものであります。

次に議案第87号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)および議案第88号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)につきましては平成27年度の消費税等の確定に伴い、中間納付額も確定したことから所要額を計上する必要が生じたため、下水道事業特別会計では296万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,818万5千円とするものであります。また、新エネルギー事業特別会計では520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,107万2千円とするものであります。

続きまして、指定管理者の指定案件につきましてご説明申し上げます。

議案第89号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから議案第

106号 津金学校の指定管理者の指定についてまでの18案件につきましては、平成29年4月1日からの指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者の指定について地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、その他案件につきましてご説明申し上げます。

議案第107号 農地耕作条件改善事業高根東部地区土地改良事業計画の議決を求める件につきましては農地耕作条件改善事業土地改良事業計画を定めるため、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第108号 字の区域の変更(須玉町江草) 議案第109号 字の区域の変更(白州町大武川)につきましては区画整理工事の実施に伴い、行政遂行上および土地の維持管理上支障のないようにするため、新字界を定める必要があることから、字界の変更について地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第110号 不動産の処分(みずがきそば処)につきましては、市有財産を適正な対価なくして譲渡することから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております32件のうち、議案第80号から議案第82号までの3件と議案第107号から議案第109号までの3件は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここでこれら6件の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第80号から議案第82号までの3件と議案第108号から議案第110号までの3件につきましては、会議規則第37条1項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

すみません、一部間違いがありましたので訂正をいたします。

議案第107号から議案第109号までの3件につきましては、会議規則第37条1項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

失礼いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第35 同意第5号 北杜市教育委員会教育長の任命について議会の同意を求める件および

日程第36 同意第6号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

同意第5号 北杜市教育委員会委員長の任命について議会の同意を求める件につきましては教育委員会委員の任期満了に伴い教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により北杜市長坂町大八田3859番地1、堀内正基、昭和31年3月25日生まれの任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

次に同意第6号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては教育委員会委員の任期満了に伴い新たな委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により北杜市小淵沢町7418番地、進藤玲子、昭和22年10月7日生まれの任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第37 同意第7号から日程第39 同意第9号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

同意第7号から同意第9号までの北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となることから新たな委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により北杜市高根町五町田1080番地2、小宮山幹夫、昭和28年3月6日生まれ。北杜市長坂町小荒間884番地、清水義智、昭和22年10月25日生まれ。北杜市小淵沢町上笹尾2854番地、茅野和

明、昭和23年3月18日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第40 同意第10号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

同意第10号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、監査委員の任期が満了となることから新たな委員を選任する必要があるため地方自治法第196条第1項の規定により北杜市大泉町西井出1517番地、千野秀一、昭和22年7月20日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、千野秀一君の退場を求めます。

（退場）

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第10号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

千野秀一君の入場を許可いたします。

(入 場)

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を始めます。

日程第41 同意第11号 朝神財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第77 同意第47号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの37件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

同意第11号 朝神財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件から同意第47号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの37案件は、いずれも財産区管理委員会委員の任期が満了となることから北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

はじめに同意第11号 朝神財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市明野町浅尾500番地、清水政治、昭和16年4月1日生まれ。北杜市明野町浅尾859番地、藤原英毅、昭和19年2月23日生まれ。北杜市明野町浅尾新田3879番地、篠原寛二、昭和22年1月5日生まれ。北杜市明野町上神取821番地、小池和生、昭和15年11月3日生まれ。北杜市明野町下神取138番地、清水勝、昭和24年3月27日生まれ。北杜市明野町浅尾2122番地、清水壽昌、昭和18年12月17日生まれ。北杜市明野町浅尾5259番地、貝瀬勇、昭和39年10月20日生まれの選任につきましては、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第12号 大平外壺字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市明野町小笠原3656番地、上野幸人、昭和21年5月29日生まれ。北杜市明野町小笠原2031番地、細川勝夫、昭和24年2月7日生まれ。北杜市明野

町小笠原3268番地5、八代勝彦、昭和16年12月23日生まれ。北杜市明野町小笠原1452番地、守屋久志、昭和25年4月3日生まれ。北杜市明野町小笠原1307番地、長坂正秀、昭和37年8月9日生まれ。北杜市明野町三之蔵984番地、小泉文雄、昭和22年4月4日生まれ。北杜市明野町小笠原3323番地、滝口幸彦、昭和16年6月23日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第13号 小笠原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして北杜市明野町小笠原2015番地、細川清美、昭和26年6月27日生まれ。北杜市明野町三之蔵966番地、五味和彦、昭和29年10月28日生まれ。北杜市明野町三之蔵857番地、柴田正一郎、昭和32年7月19日生まれ。北杜市明野町小笠原4138番地、藤原忠晴、昭和19年6月8日生まれ。北杜市明野町小笠原3913番地、木村千代彦、昭和31年11月30日生まれ。北杜市明野町小笠原4227番地2、小泉睦彦、昭和20年5月7日生まれ。北杜市明野町小笠原4277番地、中村忠仁、昭和22年7月29日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第14号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市明野町上手8374番地11、五味力、昭和25年1月29日生まれ。北杜市明野町上手2342番地、清水正寛、昭和17年6月26日生まれ。北杜市明野町上手2013番地1、上野昭雄、昭和22年1月1日生まれ。北杜市明野町上手10211番地1、五味良一、昭和24年8月5日生まれ。北杜市明野町小笠原3905番地、清水明、昭和26年4月27日生まれ。北杜市明野町小笠原3227番地1、仲澤光秀、昭和27年12月17日生まれ。北杜市明野町三之蔵901番地、小泉裕、昭和35年11月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第15号 浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市明野町浅尾500番地、清水政治、昭和16年4月1日生まれ。北杜市明野町浅尾新田3879番地、篠原寛二、昭和22年1月5日生まれ。北杜市明野町上神取821番地、小池和生、昭和15年11月3日生まれ。北杜市明野町浅尾2122番地、清水壽昌、昭和18年12月17日生まれ。北杜市須玉町大蔵188番地、土屋東洋雄、昭和19年2月10日生まれ。北杜市須玉町大蔵821番地、鷹左右三朗、昭和23年3月1日生まれ。北杜市須玉町藤田1483番地1、内藤茂雄、昭和18年10月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第16号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市須玉町下津金1701番地、津金信堯、昭和7年7月4日生まれ。北杜市須玉町下津金2512番地、早川武司、昭和15年2月11日生まれ。北杜市須玉町下津金1152番地、志水佳郎、昭和16年5月23日生まれ。北杜市須玉町上津金797番地、浅川東夫、昭和18年1月15日生まれ。北杜市須玉町穴平240番地、湯沢長男、昭和12年5月4日生まれ。北杜市須玉町穴平1709番地、坂本雄造、昭和12年11月26日生まれ。北杜市須玉町穴平3152番地1、坂本春雄、昭和20年2月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第17号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市須玉町下津金2975番地、津金康榮、昭和19年4月29日生まれ。北杜市須玉町下津金2970番地、津金晃、昭和19年9月15日生まれ。北

杜市須玉町下津金2500番地、早川利元、昭和22年1月14日生まれ。北杜市須玉町上津金495番地、浅川正仁、昭和20年7月16日生まれ。北杜市須玉町上津金340番地、小森照彦、昭和24年9月30日生まれ。北杜市須玉町上津金336番地、高橋行信、昭和22年8月11日生まれ。北杜市須玉町上津金879番地、相吉三勇、昭和19年8月2日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めます。

次に同意第18号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めるとしましては北杜市須玉町境之澤672番地、小野義孝、昭和24年11月2日生まれ。北杜市須玉町境之澤608番地、小林三友、昭和24年6月4日生まれ。北杜市須玉町若神子新町128番地、松川洋一、昭和21年12月6日生まれ。北杜市須玉町若神子新町98番地、小澤功宜、昭和22年2月3日生まれ。北杜市須玉町若神子2274番地、仲田春雄、昭和25年5月6日生まれ。北杜市須玉町若神子1521番地、澤井實、昭和24年11月9日生まれ。北杜市須玉町若神子1382番地1、矢崎嘉昭、昭和19年7月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めます。

次に同意第19号 穂足財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めるとしましては北杜市須玉町大蔵188番地、土屋東洋雄、昭和19年2月10日生まれ。北杜市須玉町大蔵821番地、鷹左右三朗、昭和23年3月1日生まれ。北杜市須玉町藤田1483番地1、内藤茂雄、昭和18年10月15日生まれ。北杜市須玉町藤田896番地、内藤正文、昭和25年9月26日生まれ。北杜市須玉町藤田418番地、内藤忠、昭和27年4月3日生まれ。北杜市須玉町大豆生田501番地1、清水輝文、昭和24年7月20日生まれ。北杜市須玉町大豆生田393番地、長坂治男、昭和24年11月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めます。

次に同意第20号 多麻財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めるとしましては北杜市須玉町東向2875番地、長田義千、昭和16年10月1日生まれ。北杜市須玉町東向3030番地1、宮崎義也、昭和14年11月16日生まれ。北杜市須玉町東向2118番地、宮崎正文、昭和24年7月3日生まれ。北杜市須玉町小倉296番地1、小澤京治、昭和20年4月25日生まれ。北杜市須玉町小倉1482番地、清水進、昭和17年8月12日生まれ。北杜市須玉町小倉2565番地、丸茂彰、昭和13年7月11日生まれ。北杜市須玉町小倉2468番地、土屋健二、昭和10年1月10日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めます。

次に同意第21号 江草財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めるとしましては北杜市須玉町江草1001番地、篠原誠、昭和14年10月17日生まれ。北杜市須玉町江草5114番地、小尾豊、昭和16年10月16日生まれ。北杜市須玉町江草10807番地、八巻忠二、昭和16年9月8日生まれ。北杜市須玉町江草14921番地、小澤良治、昭和29年1月27日生まれ。北杜市須玉町江草2082番地、輿水正光、昭和20年8月10日生まれ。北杜市須玉町江草10031番地、八巻精一、昭和18年7月18日生まれ。北杜市須玉町江草17536番地、有井英明、昭和11年5月9日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めます。

次に同意第22号 前山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求めるとしましては北杜市須玉町江草4924番地1、中田正基、昭和13年9月27日生まれ。北杜市須玉町江草17546番地、小澤高直、昭和23年5月11日生まれ。北杜市須

玉町小倉 279 番地、小澤鉉二、昭和 10 年 11 月 18 日生まれ。北杜市須玉町東向 2998 番地 3、篠原陽良、昭和 21 年 11 月 25 日生まれ。北杜市須玉町大豆生田 524 番地、菊見美房、昭和 22 年 11 月 15 日生まれ。北杜市須玉町大蔵 509 番地、内藤正、昭和 14 年 2 月 5 日生まれ。北杜市明野町浅尾 1492 番地 1、清水俊雄、昭和 31 年 9 月 8 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 23 号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市須玉町江草 9916 番地、有井弘、昭和 13 年 7 月 15 日生まれ。北杜市須玉町大豆生田 1193 番地、小林誠次、昭和 27 年 9 月 4 日生まれ。北杜市須玉町東向 2067 番地、篠原佳信、昭和 16 年 1 月 18 日生まれ。北杜市須玉町江草 2248 番地、清水正照、昭和 10 年 6 月 10 日生まれ。北杜市明野町上手 9845 番地、五味操、昭和 24 年 6 月 28 日生まれ。北杜市明野町三之蔵 984 番地、小泉文雄、昭和 22 年 4 月 4 日生まれ。北杜市明野町浅尾 3475 番地、入野野仁、昭和 28 年 10 月 6 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 24 号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市高根町長澤 2122 番地 1、長田伯雄、昭和 19 年 11 月 17 日生まれ。北杜市高根町村山北割 1977 番地、比奈田善彦、昭和 28 年 11 月 5 日生まれ。北杜市高根町箕輪新町 879 番地、坂本仁、昭和 22 年 8 月 5 日生まれ。北杜市高根町村山西割 1626 番地、大芝隆夫、昭和 26 年 8 月 10 日生まれ。北杜市高根町小池 580 番地、山本武夫、昭和 11 年 12 月 16 日生まれ。北杜市高根町清里 528 番地、利根川均、昭和 12 年 9 月 19 日生まれ。北杜市高根町清里 2103 番地、浅川豊和、昭和 18 年 3 月 19 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 25 号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市大泉町西井出 1576 番地、浅川定良、昭和 13 年 4 月 19 日生まれ。北杜市長坂町大八田 1112 番地 1、清水正之、昭和 22 年 1 月 4 日生まれ。北杜市高根町村山北割 3198 番地、坂本基可、昭和 12 年 1 月 10 日生まれ。北杜市高根町村山東割 589 番地 1、清水長、昭和 14 年 12 月 23 日生まれ。北杜市高根町村山西割 1242 番地、大芝貞夫、昭和 17 年 10 月 15 日生まれ。北杜市高根町上黒澤 1609 番地、浅川隆、昭和 25 年 8 月 17 日生まれ。北杜市高根町下黒澤 2559 番地、小宮山徹、昭和 15 年 4 月 6 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 26 号 清里財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市高根町浅川 2032 番地、日向今朝之、昭和 21 年 1 月 20 日生まれ。北杜市高根町清里 529 番地、利根川一喜、昭和 23 年 2 月 19 日生まれ。北杜市高根町清里 1868 番地、浅川幾夫、昭和 25 年 6 月 8 日生まれ。北杜市高根町清里 2702 番地、大柴猪一、昭和 22 年 7 月 28 日生まれ。北杜市高根町清里 3460 番地、浅川吉司、昭和 27 年 5 月 5 日生まれ。北杜市高根町清里 3545 番地 469、小清水正美、昭和 15 年 4 月 18 日生まれ。北杜市高根町清里 3592 番地、小清水八市、昭和 25 年 4 月 1 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 27 号 甲財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市高根町五町田 1594 番地 3、清水勝雄、昭和 19 年 7 月 10 日生まれ。北杜市高根町五町田 601 番地、小宮山博明、昭和 20 年 3 月 30 日生まれ。北杜市高根町上黒澤 843 番

地、古屋武雅、昭和20年8月10日生まれ。北杜市高根町上黒澤1225番地、浅川幸一、昭和25年6月18日生まれ。北杜市高根町下黒澤2784番地、植松俊彦、昭和22年6月22日生まれ。北杜市高根町下黒澤707番地、小野幸男、昭和22年5月30日生まれ。北杜市高根町下黒澤1579番地、深澤彦磨、昭和21年9月2日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第28号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市高根町村山西割2209番地、原忠、昭和18年8月12日生まれ。北杜市高根町村山西割1771番地1、小宮山進、昭和25年12月1日生まれ。北杜市高根町村山西割1226番地、川端下康敬、昭和3年4月20日生まれ。北杜市高根町村山西割969番地、原博司、昭和24年5月25日生まれ。北杜市高根町蔵原1921番地、中村富則、昭和25年2月10日生まれ。北杜市高根町蔵原1824番地、中村恭治、昭和20年8月3日生まれ。北杜市高根町小池323番地、渡邊勲、昭和14年7月13日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第29号 安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市高根町箕輪新町736番地、植松好義、昭和24年3月5日生まれ。北杜市高根町箕輪新町790番地、田丸敏行、昭和25年1月5日生まれ。北杜市高根町箕輪2225番地、三井延美、昭和16年7月20日生まれ。北杜市高根町村山東割1991番地、下倉宏、昭和26年6月11日生まれ。北杜市高根町村山東割1244番地、島正樹、昭和29年2月9日生まれ。北杜市高根町村山東割889番地3、清水秀夫、昭和27年2月9日生まれ。北杜市高根町箕輪894番地、清水泉一、昭和14年10月24日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第30号 安都玉財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市高根町東井出143番地、内田公人、昭和20年2月15日生まれ。北杜市高根町東井出1625番地1、谷戸信幸、昭和23年9月9日生まれ。北杜市高根町長澤472番地、長田富、昭和10年10月1日生まれ。北杜市高根町長澤2274番地2、輿水一美、昭和26年7月7日生まれ。北杜市高根町村山北割3680番地1、浅川文範、昭和27年7月23日生まれ。北杜市高根町村山北割3197番地、坂本光正、昭和23年4月19日生まれ。北杜市高根町村山北割441番地、小林奎吾、昭和22年1月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第31号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市高根町蔵原1506番地、中島省五、昭和24年5月31日生まれ。北杜市高根町五町田1521番地2、清水元雄、昭和25年4月16日生まれ。北杜市高根町東井出1200番地、油井昭夫、昭和15年4月5日生まれ。北杜市高根町村山東割1337番地、大塚政一、昭和10年11月26日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第32号 古杉川西外七字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市長坂町小荒間289番地1、小林宏、昭和16年8月7日生まれ。北杜市長坂町白井沢166番地、平井登志男、昭和11年6月9日生まれ。北杜市長坂町白井沢1541番地、田中一與、昭和15年6月10日生まれ。北杜市長坂町小荒間869番地、坂本榮男、昭和15年3月7日生まれ。北杜市長坂町大八田2172番地1、坂本浩康、

昭和14年4月25日生まれ。北杜市長坂町白井沢2808番地2、平井徳仁、昭和25年2月8日生まれ。北杜市長坂町白井沢851番地1、小松和弘、昭和22年1月19日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第33号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市長坂町日野636番地、米澤茂徳、昭和19年4月25日生まれ。北杜市長坂町日野640番地、米沢幸敏、昭和21年6月6日生まれ。北杜市長坂町日野554番地、山坂正邦、昭和21年9月26日生まれ。北杜市長坂町日野85番地14、向井恒壽、昭和18年8月16日生まれ。北杜市須玉町若神子1384番地、村田圭司、昭和21年3月12日生まれ。北杜市須玉町若神子1481番地、三井正好、昭和18年9月21日生まれ。北杜市高根町下黒澤3756番地2、矢崎正一、昭和24年4月3日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第34号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市長坂町長坂下条44番地、植松英照、昭和23年7月3日生まれ。北杜市長坂町長坂下条1494番地、清水正隆、昭和16年4月11日生まれ。北杜市長坂町長坂下条1508番地、植松幹夫、昭和19年12月15日生まれ。北杜市長坂町富岡168番地、工藤昇、昭和22年4月26日生まれ。北杜市長坂町富岡175番地1、草野知彦、昭和22年1月12日生まれ。北杜市長坂町富岡151番地5、岩宗喜久雄、昭和22年4月29日生まれ。北杜市長坂町富岡2787番地1、清水俊昭、昭和22年10月27日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第35号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市大泉町谷戸2266番地、小宮山秀三、昭和20年9月25日生まれ。北杜市大泉町谷戸6579番地2、保坂正明、昭和23年7月29日生まれ。北杜市大泉町谷戸1102番地、松本達雄、昭和22年8月20日生まれ。北杜市大泉町谷戸3696番地、浅川修一、昭和27年2月18日生まれ。北杜市大泉町西井出4523番地、山田力三、昭和19年7月26日生まれ。北杜市大泉町西井出2642番地、伏見勇三、昭和19年7月1日生まれ。北杜市大泉町西井出2574番地、齊藤福男、昭和18年2月20日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第36号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市大泉町谷戸1102番地、松本達雄、昭和22年8月20日生まれ。北杜市大泉町谷戸2266番地、小宮山秀三、昭和20年9月25日生まれ。北杜市大泉町谷戸3773番地、丸茂浩二、昭和21年7月19日生まれ。北杜市大泉町谷戸6579番地2、保坂正明、昭和23年7月29日生まれ。北杜市大泉町谷戸3696番地、浅川修一、昭和27年2月18日生まれ。北杜市長坂町白井沢146番地、平井正弘、昭和19年1月1日生まれ。北杜市長坂町白井沢2921番地、平井昇、昭和23年2月28日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第37号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市白州町鳥原2745番地、渡邊陽一、昭和16年2月13日生まれ。北杜市白州町下教来石768番地、小林良一、昭和13年1月1日生まれ。北杜市白州町下教来石675番地2、牛山寶士、昭和12年9月19日生まれ。北杜市白州町鳥原1949番地、中山將弘、昭和15年1月4日生まれ。北杜市白州町鳥原1533番地、伏見

富平、昭和11年8月20日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第38号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市白州町白須6807番地228、細田哲郎、昭和19年11月2日生まれ。北杜市白州町台ヶ原2284番地1、北原雄次、昭和21年4月3日生まれ。北杜市白州町横手2495番地、中山禎夫、昭和18年11月27日生まれ。北杜市武川町三吹287番地、輿石圭俊、昭和20年6月10日生まれ。北杜市武川町柳澤2434番地、功刀孝夫、昭和17年5月30日生まれ。北杜市長坂町長坂上条977番地1、竹田英雄、昭和22年7月3日生まれ。北杜市長坂町長坂下条546番地51、大久保隆雄、昭和24年2月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第39号 三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市白州町横手1426番地、中山盛夫、昭和26年1月27日生まれ。北杜市白州町白須246番地、輿石剛、昭和13年10月23日生まれ。北杜市白州町白須6725番地、嶋口昇、昭和24年11月14日生まれ。北杜市白州町横手2641番地、込山幸雄、昭和12年3月28日生まれ。北杜市白州町横手2532番地、向井睦尚、昭和16年3月23日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第40号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市白州町大坊774番地、天野義久、昭和17年9月28日生まれ。北杜市白州町横手1844番地、宮川節夫、昭和16年3月2日生まれ。北杜市白州町大坊112番地、坂本伴和、昭和24年4月22日生まれ。北杜市白州町大坊116番地、水石良康、昭和16年7月26日生まれ。北杜市白州町横手2495番地、中山禎夫、昭和18年11月27日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第41号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件については北杜市白州町白須6748番地、原堅志、昭和27年11月20日生まれ。北杜市白州町白須1568番地、山田輝夫、昭和18年6月7日生まれ。北杜市白州町白須2924番地、古屋賢仁、昭和18年8月10日生まれ。北杜市白州町白須78番地1、堀内弘、昭和20年4月6日生まれ。北杜市白州町台ヶ原2310番地72、山口光茂、昭和19年7月29日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第42号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市武川町三吹290番地、古屋昇、昭和22年4月2日生まれ。北杜市武川町三吹302番地、輿石賢二、昭和22年9月19日生まれ。北杜市武川町三吹2420番地、中山尚武、昭和19年3月3日生まれ。北杜市武川町三吹2422番地、石水正、昭和23年3月23日生まれ。北杜市武川町山高2550番地5、溝口長男、昭和24年1月17日生まれ。北杜市武川町黒澤1699番地6、栗澤忠嘉、昭和16年5月14日生まれ。北杜市武川町柳澤1492番地、小池啓一、昭和24年2月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第43号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市武川町牧原1675番地、中山貴之、昭和16年9月7日生まれ。北杜市武川町牧原690番地、前嶋輝雄、昭和35年2月9日生まれ。北杜市武川町山高2520番地2、伊藤義信、昭和23年6月28日生まれ。北杜市武川町山高2550番地5、溝口長男、昭和24年1月17日生まれ。北杜市武川町黒澤1699番地6、栗澤忠嘉、昭和

16年5月14日生まれ。北杜市武川町柳澤2434番地、切刀孝夫、昭和17年5月30日生まれ。北杜市武川町柳澤1492番地、小池啓一、昭和24年2月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第44号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市武川町山高2520番地2、伊藤義信、昭和23年6月28日生まれ。北杜市武川町山高2550番地5、溝口長男、昭和24年1月17日生まれ。北杜市武川町黒澤1544番地、柏木繁、昭和15年6月26日生まれ。北杜市武川町黒澤1699番地6、栗澤忠嘉、昭和16年5月14日生まれ。北杜市武川町柳澤2434番地、切刀孝夫、昭和17年5月30日生まれ。北杜市須玉町若神子1400番地、川久保宏徳、昭和18年3月26日生まれ。北杜市高根町下黒澤188番地、樋口闇、昭和21年6月13日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第45号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市武川町山高2520番地2、伊藤義信、昭和23年6月28日生まれ。北杜市武川町山高2550番地5、溝口長男、昭和24年1月17日生まれ。北杜市武川町黒澤1544番地、柏木繁、昭和15年6月26日生まれ。北杜市武川町黒澤1699番地6、栗澤忠嘉、昭和16年5月14日生まれ。北杜市武川町柳澤2434番地、切刀孝夫、昭和17年5月30日生まれ。北杜市武川町柳澤1492番地、小池啓一、昭和24年2月11日生まれ。北杜市長坂町塚川1559番地、輿石智洋、昭和21年5月5日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第46号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市武川町三吹302番地、輿石賢二、昭和22年9月19日生まれ。北杜市武川町山高2520番地2、伊藤義信、昭和23年6月28日生まれ。北杜市武川町黒澤1544番地、柏木繁、昭和15年6月26日生まれ。北杜市武川町柳澤2434番地、切刀孝夫、昭和17年5月30日生まれ。北杜市須玉町若神子1400番地、川久保宏徳、昭和18年3月26日生まれ。北杜市高根町下黒澤188番地、樋口闇、昭和21年6月13日生まれ。北杜市長坂町塚川1559番地、輿石智洋、昭和21年5月5日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

最後になりますが同意第47号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市武川町牧原1675番地、中山貴之、昭和16年9月7日生まれ。北杜市武川町三吹290番地、古屋昇、昭和22年4月2日生まれ。北杜市武川町三吹2420番地、中山尚武、昭和19年3月3日生まれ。北杜市武川町山高2520番地2、伊藤義信、昭和23年6月28日生まれ。北杜市武川町黒澤1544番地、柏木繁、昭和15年6月26日生まれ。北杜市武川町新奥389番地1、齊木久壽、昭和19年9月7日生まれ。北杜市武川町宮脇54番地、小澤廣喜、昭和21年9月26日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第11号から同意第47号までの37件は質疑・討論

を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長(中嶋新君)

それでは、会議を再開いたします。

これから同意第11号 朝神財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第12号 大平外壱字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第13号 小笠原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第14号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第15号 浅尾原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第16号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第17号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第18号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第19号 穂足財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第19号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第20号 多麻財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第20号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第21号 江草財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第21号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第22号 前山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第22号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第23号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第23号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第24号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第24号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第25号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第25号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第26号 清里財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第26号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第27号 甲財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第27号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第28号 熱見財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第29号 安都那財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につ

いてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第30号 安都玉財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第31号 上手原山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第32号 古杉川西外七字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第33号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第34号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第35号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第36号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第37号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第38号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第39号 三宝恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第40号 前山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第40号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第41号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

当事者がいらっしゃいますので、地方自治法第117条の規定により原堅志君の退場を求めます。

(退場)

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

原堅志君の入場を許可いたします。

(入 場)

これから同意第42号 大平山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第43号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第44号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第45号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第46号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第47号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第 8 1 請願第 3 号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

1 5 番議員、清水進君。

○1 5 番議員（清水進君）

請願第 3 号について、朗読をもって提案をさせていただきます。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

北杜市議会議長 中嶋新様

請願代表者

住所 山梨県甲府市丸の内 2 - 9 - 2 8

勤医協駅前ビル 6 階

氏名 山梨県社会保障推進協議会会長 飯塚讓

紹介議員 清水進

介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願

現在、厚労省社会保障審議会介護保険部会では、2 0 1 7 年の通常国会に向けて、介護保険制度の見直しが検討されています。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料 2 割負担の対象者を拡大する、要介護 1 ・ 2 の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。

これらの見直し案に対し、利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」、「利用料が 2 倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が多数寄せられています。

介護保険の目的は、高齢者の介護を社会全体で支え、自立支援につなげることと同時に、家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会をつくることにあります。給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」を増やしてしまうことになりかねません。家族の介護負担を増大させるこうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものです。

現在検討されている、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善を強く要望するものです。

上記につきまして、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、以下の諸機関への意見書の提出を請願いたします。

提出先

内閣総理大臣

財 務 大 臣

厚生労働大臣

以上でございます。

ぜひご審議の上、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第82 請願第4号 北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番議員、野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

請願書の朗読をもって趣旨説明をさせていただきます。

請願第4号

平成28年12月2日

北杜市議会議長 中嶋新様

請願者

住所 北杜市大泉町谷戸5729-34

氏名 吉塚剛三

紹介議員 野中真理子

北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願

（請願事項）

北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施すること

（請願趣旨）

平成23年北杜市第4回定例会で「北杜市議会のインターネット中継を求める請願」が採択されました。にもかかわらず、いまだに市議会本会議のインターネット中継は実現されていません。本請願は、北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求めるものです。

なお、インターネット中継の有効性については、平成23年第4回定例会請願第5号「北杜市議会のインターネット中継を求める請願」の請願趣旨を以下に引用します。

「市議会の本会議は、傍聴することによってすべての内容を知ることができます。しかし北杜市は面積が広く、傍聴に行くことが困難な市民も数多くいます。また議会が平日の日中に開かれるため、仕事を持つ多くの市民は傍聴することができません。現在、CATVによって本会議の様子が放映され、議会の状況を市民が知る有効な手段となっていますが、次のような課題もあります。まず、CATV未加入者は議会放映を見ることができません。また、放映時間が限られており、自由に見ることができません。一方、インターネットを取り巻く環境は飛躍的な進歩を遂げ、ユーストリームのような方法を使うことで、安価で容易に動画を配信することが可能になり、すでに多くの議会がインターネット中継を実施しています。北杜市においても本会議の様子をリアルタイム、かつ24時間いつでも市民が視聴できるように一刻も早いインターネット中継の実現を求めます。」

以上ご審議の上、採択いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります議会運営委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで任期満了のため、今月10日をもって退任なさいます藤森顕治教育長からあいさつがございます。

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

まずもってこのような発言の場をつくっていただきまして本当にありがとうございます。

今も話にありましたように、私は平成24年の12月からこの教育長を務めさせていただきましたが、この12月10日をもちまして4年の任期を迎えることになりました。

この間、本当に微力ではありますが教育と文化に輝く人づくりを柱に原っぱ教育の推進、芸術・文化スポーツの振興などに取り組み、皆さま方のお支えをいただく中でなんとかこの職をまっとうすることができました。

議員の皆さまをはじめ市民の皆さま、学校関係者の皆さま本当にお世話になりました。ありがとうございました。心から感謝申し上げたいと思います。

これからまだまだ学校教育をはじめ教育行政はいろいろな課題もありますけれど、これからも皆さま方のご理解・ご協力をお願い申し上げますとともに、皆さまのますますのご健勝と北杜市のさらなる発展をお祈り申し上げまして、本当に甚だ簡単ではありますが退任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

次の会議は12月21日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時55分

平成 2 8 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 1 日

平成28年第4回北杜市議会定例会（2日目）

平成28年12月21日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ	秋山俊和君
ともにあゆむ会	原 堅志君
公明党	内田俊彦君
日本共産党	清水 進君
明政クラブ	相吉正一君

2. 出席議員（22人）

1番 栗谷真吾	2番 池田恭務
3番 秋山真一	4番 進藤正文
5番 藤原 尚	6番 清水敏行
7番 井出一司	8番 志村 清
9番 齊藤功文	10番 福井俊克
11番 加藤紀雄	12番 原 堅志
13番 岡野 淳	14番 相吉正一
15番 清水 進	16番 野中真理子
17番 坂本 静	18番 中嶋 新
19番 保坂多枝子	20番 千野秀一
21番 内田俊彦	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(43人)

市	長	渡辺英子	総務部長	坂本吉彦
企画部	長	菊原忍	市民部長	平井光
福祉部	長	茅野臣恵	生活環境部長	名取文昭
産業観光部	長	田中幸男	建設部長	赤羽久
教育	長	堀内正基	教育部長	浅川一彦
会計管理者		五味正	監査委員事務局長	横森弘一
農業委員会事務局長		小石正仁	明野総合支所長	篠原直樹
須玉総合支所長		中田二照	高根総合支所長	植松広
長坂総合支所長		武井武文	大泉総合支所長	手塚清作
小淵沢総合支所長		岩波信司	白州総合支所長	神宮司浩
武川総合支所長		秋山広志	総務部次長	石井悠久
産業観光部次長		濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長		織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長		植村武彦	地域課長	宮川勇人
防災調整監		中田治仁	市民課長	八巻弥生
介護支援課長		三井ひろみ	健康増進課長	浅川辰江
福祉課長		平島長生	子育て支援課長	小澤章夫
農政課長		小澤隆二	林政課長	堀込美友
観光・商工課長		清水博樹	まちづくり推進課長	坂本孝典
住宅課長		中澤貞夫	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長		中山雅史	生涯学習課長	山内一寿
中央図書館長		花輪栄一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 高橋一成
 議会書記 清水市三
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、90分。2番 ともにあゆむ会、75分。3番 公明党、30分。4番 日本共産党、30分。5番 明政クラブ、30分。6番 ほくと未来、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、22番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

12月定例会、第1回目の代表質問をさせていただきます。

市長選挙で掲げた公約についてお伺いをいたしたいと思えます。

渡辺市長は11月13日執行の北杜市長選挙で「市民一人ひとりが輝ける“愛でつながる北杜市”を」のために今、女性目線で経験を生かして市政を、これらを合言葉にして「まちが好き 人が好き 土が好き」と呼びかけて選挙を戦い抜き、見事当選されました。

県下初の女性市長の誕生は今、世界中で女性が頑張っている時代に誠にマッチした事実があるわけでございます。女性の持つ感性を生かし柔軟にものを受け止め、やさしさと愛情のあふれる市政にさせていただきたいと心より思えます。

市民の期待も大きいわけで人と自然と文化が躍動する環境創造都市実現を目指し、どうか大いに頑張ってお素晴らしい市政を展開してください。

では市長が掲げた公約について、以下伺います。

(1)として、次世代を担う子ども達に夢や希望が持てる北杜市についてでございますが、市民一人ひとりが自立し挑戦する人づくりを目指し、次世代を担う子ども達の夢や希望を実現させるべく幼児教育の充実と郷土愛あふれる人材育成をより充実し、併せて生涯教育で市民同士が交流できる場を推進しますと申しました。そこで伺います。

心身ともに健やかな学習環境の充実とあるが具体的にどのような施策をお考えか。

奨学金・海外留学貸付金制度の創設については、目的と原資はどのようにお考えか。

郷土愛・人間力あふれる人材育成の推進とあるが具体的にはどのような施策をお考えか。

中学校統廃合計画の検証と再検討についてはどのようなお考えか具体的にお願いします。

原っぱ塾、公営アカデミーの創設とあるが原っぱ塾とは具体的にどんな塾ですか。公営アカデミーとはどのようなものですか。具体的にお示してください。

生涯スポーツの充実とあるが具体的な施策は。

(2) 子育て世代に優しい北杜市をについて。

25年後、北杜市の子ども数は現在の半数になり、また高齢人口比率は市全体の48%に達すると見込まれ、市の存続も危ぶまれます。市ではこれまでも子育て世代に魅力あるまちづくりを進めてまいりましたが、少子化による人口減少には歯止めがかかりません。そこで子育て世代が安心して子どもを産み、健やかに育てる環境を今以上に推進していくとしています。そこで伺います。

子育て支援住宅の整備拡充とあるが現在の3カ所のほかにどこかお考えがありますか。

として市立病院の婦人科、小児科の充実とあるが具体的にはどのようにするのか。

妊娠、出産、育児と切れ目のない支援体制の構築とあるが具体的にどのようにするのかお示してください。

として各種保育サービスの充実とあるが具体的な施策をお示してください。

子ども達との交流ができる遊び場の創出とあるが、具体的にはどのような形なのかお示してください。

市民共同参加型子育て支援策の構築とあるがどのような支援策かお示してください。

(3) 優しさあふれ、健康で元気に安心して暮らせる北杜市を。

これについては超高齢化社会がまもなくやってきます。市民一人ひとりが生きがいを感じ、安心して暮らせるまちづくりを進め住み続けたいまち、住んでよかったまちを女性目線で推進するとしました。そこで伺います。

高齢者等への公共交通の充実とあるが具体的に施策をお示してください。

在宅訪問診療サービスの充実とあるが具体的に内容をお示してください。

JR長坂駅エレベーターの設置整備、具体的にいつごろ実施する予定ですか。

福祉ボランティア活動拠点の整備とあるが具体的にどのようにするのかお示してください。

障がい者にやさしい環境の整備とあるがどんな整備をするのかお示してください。

生活必需品の宅配サービス制度の創出とあるが、具体的にどのようにするのかお示してください。

市立病院および市立診療所へ先進医療の整備とあるが具体的な整備内容をお示してください。

在宅介護者への負担軽減策の構築とあるが具体的な軽減策をお示してください。

(4) としまして、地域資源を活用した活気あふれる北杜市をについて。

高齢化による耕作放棄地の解消はもとより恵まれた気候、首都圏と近い立地を利用した農業の振興、若者が生まれ育った郷土で働ける場の確保や既存企業の発展のための支援を行い、活気あふれる北杜市を目指すとしている。そこで以下、伺います。

農畜産物に付加価値を高めたブランド化の推進とあるが具体的な方法、施策をお示してください。

新規就農者の育成と販路の確保とあるが今までと違うものがありますか、伺います。

就業促進住宅の整備拡充とあるが具体的に計画があればお示してください。

既存企業発展のための情報発信とあるが具体的にどのようにするのかお示してください。

里山整備による景観保全の推進とあるが具体的な施策をお示してください。

一体的な市内観光地づくりの確立とあるが具体的に施策をお示してください。
若者、女性等への働き場所の確保とあるが具体的にどのようにするのか。
市産食材を生かした滞在型観光地づくりとあるが、どのような方法で行うかお示してください。

集落営農組織の育成と法人化の強化とあるが具体的な施策をお示してください。

体験型観光と6次産業の推進強化とあるが具体的に施策をお示してください。

(5)としまして、中部横断自動車道(長坂~八千穂間)の早期完成については長年の懸案である中部横断自動車道は中央自動車道の代替ルートや災害、物流、救急医療施設への緊急輸送路として地域住民の安全・安心の確保に大きく寄与します。また地域産業は首都圏、中部圏、近畿圏とも身近になり、特に観光面での集客が見込まれ市の魅力でもある景観等の自然環境に最大限配慮した整備を進めてまいりますといたしました。そこで伺います。

救急医療施設への搬路の確保とあるが具体的にどのようにするのか。

災害時活用道路の確保とあるが、どのようなお考えか。

日本の台所の産地化とあるが、どんな生産物で考えていますか。

三大都市圏への物流の促進とあるが具体的な品物、方法は。

ハイウェイオアシス整備による地元商品の販売とあるが、具体的な内容と場所はいかがお考えか。

以上でございます。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市長選挙で掲げた公約について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、次世代を担う子どもたちに夢や希望が持てる北杜市についてであります。

まず、奨学金・海外留学貸付金制度の創設についてであります。

奨学金を活用して学業に励み技術等の習得を図った学生に対し、本市への就業と定住等を条件に奨学金の返済にかかる支援を行い、本市への就業と定住を促すことができれば市と企業の双方にメリットとなります。

この奨学金の返済にかかる補助制度は、本年度から県で山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金として行っていることから、この制度を積極的に活用できるよう周知を図るとともに市内企業との意見交換を行いたいと考えております。

また海外留学貸付金制度については、国際感覚豊かな人材の育成を図ることを目的に制度の創設について検討したいと考えております。

次に中学校統合計画案の検証と再検討についてであります。

北杜市立中学校統合計画案について、町ごとに開催した説明会や意見聴取会などを通じて学校の組み合わせは地域性を考慮する必要性、通学の不安などさまざまなご意見が寄せられたところであり、先月の定例教育委員会において学校の組み合わせごとの合意が得られていないことが認められたことから、北杜市立中学校統合計画案である4校案を推進することは難しいとの意見でまとまりました。

今後については、子どもたちの将来や小規模校が抱える課題などについて保護者や地域の方々のご意見を伺う機会を通じて、慎重に教育環境の整備について検討していきたいと考えております。

次に原っぱ塾、公営アカデミーの創設についてであります。

近年、核家族化が進む中、子どもたちが多くの人と関わり、人間形成を築く場が少なくなってきたおり、子どもたちの成長の過程においてはいろいろな人と接し、日常生活の中で学び体験することは重要であると考えております。

本市には世界に誇る自然環境、歴史や芸術など一流の文化があり、各分野において活躍された優秀な人材がおられます。私が目指す原っぱ塾、公営アカデミーは地域の方々や教員OBなどにご協力をいただく中、子どもたちへの学習支援や多くの方々と接し、多彩な体験ができる学ぶ機会を創設したいと考えております。

具体的な事業内容については、放課後子ども教室等の活用を図りたいと考えておりますが今後、各部署の垣根を越えて検討を進め、10年後20年後を見据え、子どもたちがふるさと北杜を身近に感じ誇りを持ち北杜に住み続けたい、戻ってきたいと思えるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に子育て世代に優しい北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、切れ目のない子育て支援体制の構築についてであります。

子育て支援においては妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない一体的な支援が必要であり、常に子どもや保護者の目線に立ち、継続的な見守りや支援ができる体制づくりが必要であります。

このため、来年4月に開設する子育て世代包括支援センターを拠点に子育ての各ステージのさまざまな悩みや不安に対し保健師や栄養士、臨床心理士などの専門職員が保護者とともに考え必要な情報、支援を切れ目なく提供できる体制づくりを進めてまいります。

また保護者だけでなく地域の皆さま、関係機関、市が一体となり、心身ともに元気な子どもたちを育てるまちづくりを進めることから、センターを所管する課の名称については、ほくとっこ元気課としたところであります。

次に子どもたちの交流・遊びの場の創出についてであります。

子どもや保護者が集い、交流する場に関しては既存する遊び場等の活用を図ってまいりたいと考えております。既存する遊び場等においては利用者が安心して利用していただけるよう、適切に維持管理を行ってまいります。

なお、来年度から子育ての拠点となる子育て世代包括支援センターには、子どもたちの遊び場となるふれあい公園が併設されているため、公園内の点検を行い、来年4月のオープンに間に合うようトイレの改修等を行うこととしたところであります。

また、市内各地域にある子どもたちの遊び場を現在リニューアルを進めている子育て情報サイト「やまねっと」などを通じ、保護者に向けて情報発信を強化してまいりたいと考えております。

次に、市民共同参加型子育て支援策の構築についてであります。

近年、核家族化が進む中、子育ての悩みや不安をひとりで抱え込んでしまう母親もいると聞いております。このような状況の中、つどいの広場、子育て支援センターでは同世代の仲間づくりの取り組みを進めておりますが、来年度、子育て世代包括支援センター内に開設する、つ

どいの広場では土曜日の開設を行い、利用者の拡大を図ってまいります。

一方で子育ては地域で見守り、地域全体で支える環境づくりも必要であると考えており、これからの事業の推進に当たっては地域の皆さまや、これまで育児を支えていただいている民生委員・児童委員、愛育会、子育てサークルなど関係機関の皆さまとさらなる連携を図るとともに農家や企業の皆さま、障がい者や高齢者の皆さまなどとの交流も深め、地域の子どもを自分たちの子どもとして受け止め、地域全体で子育てを喜びや楽しみを感じられる、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に優しさあふれ健康で元気に安心して暮らせる北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに在宅訪問診療サービスについてであります。

現在、塩川病院、甲陽病院、辺見診療所および白州診療所において、通院が困難な患者に対して在宅診療が行われております。

また、辺見診療所では理学療法士による訪問リハビリテーションを、訪問看護ステーションつくしんぼおよびハケ岳訪問看護ステーションでは訪問看護を実施しております。

医療介護総合確保推進法に明記されている地域包括ケアシステムを推進する上で在宅診療、在宅リハビリテーション、訪問看護等のサービスは疾病を抱えていても自宅等住み慣れた生活の場で家族に囲まれ、自分らしい生活を支えるためには必要不可欠であり、今後も患者のニーズを踏まえ、質の高いサービスを提供してまいります。

次に、障がい者にやさしい環境の整備についてであります。

障がいのある方々は、社会の中にある多様な障壁により生活しづらい場合があることから、北杜市障害者総合支援センター「かざぐるま」において相談、支援体制を整えており、これらの障壁を取り除くように努めております。

また障がい者と障がいがない人の意思疎通を支援するため、福祉課に手話通訳者を設置しており、聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図っております。

なお、施設整備等に当たっては障がいのある方々のご意見を伺いながら、バリアフリー化等のユニバーサルデザインに配慮した、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に地域資源を活用した活気あふれる北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農畜産物の付加価値を高めたブランド化の推進についてであります。

本市には、おいしい農畜産物育成のために欠かすことのできない日照や水資源など他地域に勝る地域資源があります。

本年、国の地方創生加速化交付金を活用し北の杜フードバレー構想構築プロジェクトにより北杜市農業企業コンソーシアム、営農組織や新規就農者といった多様な担い手を有機的につなげ、商工業者等と連携し地産地消を推進するとともに農産物を加工し北杜市産として情報発信ができるよう組織づくりを行っております。

今後、農業参入した企業の情報発信能力を活用し一層のブランド化に努めるとともに商工・食農課を創設し、6次産業化を推進することにより、新たな加工品を作り付加価値の高い特産品としてまいります。

次に、既存企業発展のための情報発信についてであります。

市内の企業を市民等がまず知り、関心を持つことが市内企業発展の第一歩であります。この

ため、北杜市雇用創造協議会等の中で地域内の高校や大学と連携を図り、教育や進路指導の中での市内企業の周知や求人情報の提供を積極的に行うとともに、企業紹介パンフレットの作成やホームページでの紹介、合同就職ガイダンスの開催などを行ってまいります。さらに北杜市企業交流会と合同での就職情報の提供や受け入れ研修等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に若者、女性等への働き場所の確保についてであります。

本市では製造業での技術者等の求人は割りと多いものの、若者や女性が求める事務的な働き場所は少ない状況であります。このため比較的働きやすい環境にある農業系の企業を積極的に誘致する中で女性等の働き場所の確保を図っております。

近年、市内では女性が食品製造や宿泊業等で起業をいくつか計画しておりますので創業支援等を行うとともに、本年度から実施している実践型雇用創造事業を活用する中で専門家による人材育成メニューの実施や企業からの情報収集を行い、若者や女性の働き場所の拡大を図ってまいります。

次に、集落営農組織の育成と法人化の強化についてであります。

少子高齢化により農業の担い手不足が心配される中、企業による農業参入や新規就農者の確保などは有効な手立てであります。また、従来からの本市の農業と集落を守ってきた農業者の方々は非常に重要であります。

このような力を組織化することで経営基盤の安定やコストダウンが見込めることから、より一層法人化を促進するとともに県などの関係機関と連携し、法人経営の多角化の指導などを行い育成に努めてまいります。

また、これまでの営農組織については横のつながりが十分でなく、今後は消費者ニーズなどを的確に経営に反映させるため、営農組織のネットワークを構築し、関係機関との連携を密にすることで法人の強化に努めてまいります。

次に中部横断自動車道（長坂～八千穂間）の早期完成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、救急医療施設への搬路の確保についてであります。

高根町地内の国道141号には急カーブ・急勾配等の区間が多数あり、救急搬送時に患者に負担がかかるなどの走行性の懸念や周辺の第3次救急医療機関への速達性の課題などがあります。中部横断自動車道の整備により新たな救急搬送路が確保されるとともに、これら走行性・速達性の課題が解決されることから救急医療施設の選択肢が増え、サービス水準が向上するなど、その整備効果に大きく期待しており、早期整備に向けて取り組んでまいります。

次に災害時活用道路の確保についてであります。

災害時における避難路・代替路の確保は、大規模災害に備えた命をつなぐ道の確保であり、また災害後の長期孤立を回避し、2次災害の発生を軽減することにつながるものと考えております。

本年発生した熊本地震や一昨年2月の大雪などの事例を見ても、高速道路ネットワークの多重化は地域孤立リスクの低減に直結しております。例えば災害発生等により中央自動車道に通行止めが生じた場合、首都圏から山梨県、山梨県から首都圏への高速道路ネットワークは遮断されることとなることから、本市では相互の支援物資等の供給など広域的な救助・救援、復旧・復興の活動に必要なルートの確保のため、中部横断自動車道の整備は不可欠であると考えてお

ります。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市長選挙で掲げた公約における、次世代を担う子どもたちに夢や希望が持てる北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、心身ともに健やかな学習環境の充実についてであります。

本市の学校教育については、原っぱ教育を基本的に踏襲し「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を目標に、さらなる充実を図る中で豊かな心と健やかな身体の育成を重点目標の一つにしてまいります。

具体的には学校での体力づくりの実践や地産地消給食事業の推進、いじめや不登校対策として学校生活意識調査の継続実施、また市単補助教員やスクールカウンセラーの配置などによる教育相談体制の充実を図ってまいります。

次に郷土愛・人間力あふれる人材育成の推進についてであります。

郷土愛あふれる人材の育成に取り組むため、学校においては地域の方々による米や大豆づくりなどの体験学習や地域の歴史を学ぶ取り組みなどを通じ、地域交流を積極的に進めております。一方、近年のICT情報機器の進化やスマートフォン等の普及により子どもたちのコミュニケーション能力の低下が懸念されているところでございます。こうしたことから地域の方々との交流を通じ、コミュニケーション能力を高め、学校を卒業したのちも自分は地域に育てられたという感謝の心が醸成されることにより郷土愛にあふれ、たくましく未来を切り拓く人材の育成に努めてまいりたいと思います。

次に生涯スポーツの充実についてであります。

本市では、これまで白州体育館をはじめスポーツ施設の整備とともに市体育協会などと連携して各種スポーツ大会等の開催を通じ、市民の体力づくりやさまざまなスポーツの振興に努めてまいりました。

一方で近年の少子・高齢化、家族構成や地域社会、生活環境の変化に伴いスポーツ少年団への加入者の減少や地域スポーツを支える指導者不足などの課題も生じておりますので、地域や各種スポーツ団体との連携を強化し、スポーツ指導者の養成や各種スポーツ教室などを開催するなど、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

また「するスポーツ」だけでなく「見るスポーツ」についても伸展を図ることで市民がスポーツに触れる機会を増やすことも重要となりますので、各種大会等の開催・誘致に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市長選挙で掲げた公約について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに優しさあふれ、健康で元気に安心して暮らせる北杜市についてであります。

まず、高齢者等への公共交通の充実についてであります。

少子高齢化が進展する中、高齢者が加害者となる交通事故が多発し社会問題となっております。このような中、本市では高齢者運転免許証自主返納支援制度を創設し、市民バスの利用を呼び掛けているところであります。

また、本年10月からは同制度で無料交付する回数券の利用路線を市内を運行する民間路線バスに拡大したところであります。さらに市民バス利用者の利便性を高めるため、本年4月から車両を小型化し2路線で地域内への乗り入れを実施するとともに、10月から南部巡回線の両周り化を図り、公共交通の充実に努めているところでありますが、利用したくても利用できない地域があることも事実であります。

公共交通の充実には、地域の公共交通事業者と市が取り組む市民バスや福祉施策などとの連携が欠かせないため、本市にとって望ましい公共交通網の姿をしっかりと計画に位置付け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市長選挙で掲げた公約について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て世代に優しい北杜市における市立病院の婦人科、小児科の充実についてであります。

婦人科の子宮頸がん検診については、市内の身近な医療機関で受診を希望される声も寄せられていたことから、甲陽病院において来年4月から指定医療機関として、がん健診を実施してまいります。今後も婦人科疾患の早期発見・早期治療につながるよう体制整備を行ってまいります。

また、小児科医および産婦人科医についても、市の医療体制拡大および市民が医療を受けやすい体制を整備することを目的に創設された北杜市地域医療振興事業費補助金を活用し、誘致に努めてまいります。

次にやさしさあふれ、健康で元気に安心して暮らせる北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市立病院・診療所への先進医療の整備についてであります。

塩川病院および甲陽病院では発症直後から回復するまでの急性期の治療、長期にわたり療養を必要とする患者のための入院療養、人工透析等の高度医療機器を活用しての透析センターなどの二次医療を担っております。

また、辺見診療所および白州診療所においても日常的な外来診療を中心に行っているところであります。

高齢化が進む中、病気になっても市民が安心して暮らすためには、地域で完結できる医療提供ができることが理想であります。そのために先進医療機器等の整備を行うとともに日々進歩する医療技術を修得するため学会などに積極的に参加する中で、先進的な取り組みを行ってまいります。

次に、在宅介護者への負担軽減の構築についてであります。

現在、家族介護支援事業として介護用品支給事業、元気回復のつどい事業などの事業を実施する中で経済的・精神的負担軽減に努めているところですが、介護は24時間、毎日のことで苦労が絶えないものと推察いたします。市では本年度、第5次北杜市老人福祉計画および介護保険事業計画策定の基礎データとするため、要介護認定者とその家族を対象にアンケート調査を行います。この中で「介護者の負担軽減を図るために、どのような支援や仕組みが必要であるか」の項目を設け、生の声を聞く中で介護者の思いに添える支援を構築してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市長選挙で掲げた公約について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て世代に優しい北杜市についてであります。

まず、子育て支援住宅の整備拡充についてであります。

子育て支援住宅については、これまで3カ所の整備を進めてきたところでありますが、昨年9月から入居している須玉団地の入居者からは住みやすい、生活しやすい、子育てしやすいなど好評をいただいているところであります。

須玉団地においては入居後1年間で6人のお子さまが誕生しており、少子化対策の一翼を担っていただいていると考えております。

この住宅は入居期間が原則5年間であることから、事業の拡大については入居者の退去後の市内への定住状況や、また大泉団地、武川団地の入居状況を見ながら財源、場所、規模等、検討してまいりたいと考えております。

次に各種保育サービスの充実についてであります。

働きながら子育てを行うご家庭にとって、保育園はなくてはならないものであります。保育園において、これまで進めてきた保育料第2子以降完全無料化は経済的負担の軽減策として継続するとともに、各事業においてこれまで以上に地域の皆さまと関わる内容を検討してまいりたいと考えております。

園児の受け入れに関しては、本年度から土曜日保育を半日保育から1日保育としたところであり、今後、保護者のニーズや北杜市子ども・子育て会議のご意見をお伺いする中で受け入れ時間の拡大を検討するとともに、本年1月に開設した病児・病後児保育に関しても利用者拡大に向けた取り組みを検討していきたいと考えておりますが、保育の充実には保育士等の職員の確保が重要であることから嘱託職員、臨時職員の処遇改善についても併せて検討してまいりたいと考えております。

一方で、施設面においては建設から30年が経過する施設が全体の約6割を占める状況にあり、園舎の改修等を計画的に進めてまいります。

次に優しさあふれ、健康で元気に安心して暮らせる北杜市における福祉ボランティア活動拠点の整備についてであります。

市では北杜市社会福祉協議会へボランティア支援事業費補助金を助成し、ボランティアの要請、支援および登録等の事業を行っております。

また、社会福祉協議会においてはボランティアセンターを設置しておりますので、活動の拠点については今後この施設を中心に公共施設の活用を含め、社会福祉協議会と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市長選挙で掲げた公約について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに優しさあふれ、健康で元気に安心して暮らせる北杜市における生活必需品の宅配サービス制度の創出についてであります。

地域での買い物に不便を感じている方々がおりますので、小売業者の意見を聞く中で宅配サービスの支援策を検討してまいります。

次に地域資源を活用した活気あふれる北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新規就農者の育成と販路の拡大についてであります。

新規就農者の育成については、就農まもない時期の経営安定のために青年就農給付金などの事業を活用しつつ関係機関と連携をとる中で農地の斡旋や営農計画の指導などを行い、地域に定着できるよう支援してまいります。

また販路の拡大については、北の杜フードバレー構想構築プロジェクトにより県内外のシェフやバイヤーとのネットワークも構築されますので、新規就農者にも積極的に参加していただくことで販路の確保につなげてまいります。

次に里山整備における景観保全の推進についてであります。

本市の里山は美しい景観をつくり出すとともに水源涵養機能、土砂災害防止機能や生物多様性保全など多面的な機能があり、われわれに多くの恩恵を与えてくれます。

本市では、これまで多くの企業や個人の方々からのご寄附による北杜市環境保全基金を活用した北杜市里山整備事業などにより森林の荒廃を防止し、豊かな自然環境の保全を促進してまいりました。

今後も引き続き森林所有者に対し、費用の95%を補助する里山整備事業の制度の啓発・普及に力を入れ荒廃しつつある里山を整備し、さらなる景観保全を図ってまいりたいと考えております。

次に、一体的な市内観光地づくりの確立についてであります。

本市では八ヶ岳観光圏や南アルプスユネスコエコパークの推進、世界に誇る水の山プロジェクトなど特色ある観光振興を推進してきました。これらの活動は本市の素晴らしい山紫水明の自然環境を活用した施策であり、地域の特色を生かした観光振興でもあります。しかし、市内へのさらなる誘客を図るためには、これらの施策をさらに一体的な動きとして確立し発信していく必要があるため、来年度からは観光課を独立させ体制を充実する中で観光圏の実施母体である一般社団法人 八ヶ岳ツーリズムマネジメントや一般社団法人 北杜市観光協会、北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会、世界に誇る水の山実行委員会等と連携して日本の顔となる観光地を目指してまいりたいと考えております。

次に、市産食材を生かした滞在型観光地づくりについてであります。

市内には多様な食材がありますが、その生産量や流通の関係で観光地のホテルなどで活用できていない状況があります。このため宿泊事業者と生産者、流通事業者とが一堂に会して活用策を模索し、自然景観と同様に魅力のある市産食材の提供にも力を入れ、滞在型観光地としての魅力をさらに磨いてまいりたいと考えております。

次に、体験型観光と6次産業の推進強化についてであります。

本市では多様な産業が展開されており、個人や小規模な団体をベースに体験型観光や6次産業化も盛んになってきております。しかし、体験型観光は年間を通じての計画的な受け入れや旅行代理店、ホテルなどからの受け入れには対応ができていない状況があります。

昨今の観光目的は物見遊山から地産のものを味わい、地域を体験する観光へと変化を始めております。外国人観光客は特にこの傾向が強いことから北の杜フードバレー構想構築プロジェクトの成果などを活用し、生産者やガイド等の受け入れ側とホテルや代理店等の送り側、さらには観光協会や八ヶ岳観光圏等との連携を図る中で、体験型観光や6次産業の推進強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市長選挙で掲げた公約について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに優しさあふれ、健康で元気に安心して暮らせる北杜市におけるJR長坂駅エレベーターの設置整備についてであります。

JR東日本では2020年の東京オリンピックに向け、1日の乗降者数が3千人以上の駅のバリアフリー化を優先して整備する方針で、乗降者数を満たしていない長坂駅などの整備はオリンピック後になるとの意向を示しております。

しかしながら長坂町区長会、長坂地域委員会からの要望を受け、昨年度、長坂駅利用者の意向調査を行い、本年度はエレベーターの配置および構造などの検討業務を行っているところであります。さらには市民の皆さまの要望もあり、先月18日にはJR東日本と調査設計に関する覚え書を取り交わしました。

今後もJR東日本と協議を重ね、整備に向けての調査設計業務を進めてまいりたいと考えております。

次に地域資源を活用した活気あふれる北杜市における就業促進住宅の整備拡充についてであります。

定住人口の促進と就労者の住環境の向上を図るため、計画しておりました就業促進住宅白州団地については来年10月に建設工事に着手し、平成31年1月からの入居を予定しており現在、土地造成などの整備を進めているところであります。

今後も就業促進住宅については、住宅事情など勘案しながら整備検討を進めてまいりたいと考えております。

次に中部横断自動車道（長坂～八千穂間）の早期完成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、日本の台所の産地化についてであります。

生鮮野菜などの農産物の輸送には大量かつ迅速、そして新鮮さが要求されます。中部横断自動車道の全線開通により農産物の輸送時間が短縮され、高い鮮度を保持したまま輸送地域が拡大されることにより消費の拡大につながり地域農業の活性化に結びつくものと考えております。次に三大都市圏への物流の促進についてであります。

中部横断自動車道の全線開通によって、日本の中央部における高速道路のミッシングリンクが解消され、高速道路ネットワークが構築されることで北関東を含む首都圏はもとより中部圏、近畿圏がより身近となり市内で生産された工業製品、農産物などや人の流れが活発になり、商工業や農業関連の発展が見込まれます。

また清水港、新潟港といった国際拠点港湾へのアクセス性の向上により日本のみならず海外への流れも活発化することになり、新産業の拡大につながるものと期待しております。

次に、ハイウェイオアシスについてであります。

高速道路の休憩施設と一般道路側の物販施設などを相互に利用できるハイウェイオアシスなどの集客施設は、道路利用者だけでなく地域住民の憩いの場として賑わいを呈しております。これらの施設は、本市の魅力である恵まれた自然環境や美しい景観を広く発信する場としての活用を図り、さらには特産品や農産物の販売など地域の活性化につながる施設であると考えております。

具体的な設置箇所や内容等については、道路管理者や関係機関と連携するとともに市民の皆さまとの協働により検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○2番議員（秋山俊和君）

まず（2）の医療体制拡大および市民が医療を受けやすい体制を整備することを目的に創設された北杜市地域医療振興事業費補助金の仕組みを具体的にお示しください。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

北杜市地域医療振興事業費補助金の仕組みでございます。

この補助金につきましては、市民が医療を受けやすい体制を整備することを目的に市内に新

たに開業する小児科、また産婦人科および助産所に対しまして補助金を交付するものでございます。条件としましては市内に10年以上継続して開業する見込みのある開業医になります。小児科、産婦人科の診療所の場合は看護師、事務員などの人件費としまして1人、月額14万5,830円、年間500万円を上限に5年間補助するものでございます。また助産所につきましては、1件の分娩に対しまして介助する助産師の賃金として6万円を上限に5年間、補助するものでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

秋山議員。

○22番議員（秋山俊和君）

次に（2）の 子育て世代包括支援センター内に開設するつどいの広場では土曜日の開設を行い利用者の拡大を図るとあるが民生委員・児童委員、愛育会、子育てサークルなどの関係機関とさらなる連携を図ることは、具体的にどのようなことをされるのか教えてください。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員などの関係機関との連携についてというご質問でございます。

子育ての不安や悩みをひとりで抱え、どこに相談すればよいのか分からない母親がいる中で民生委員・児童委員、愛育会、母子相談員、子育てサークル等の皆さまには地域の身近な相談役として、また市民と市とのパイプ役としてご協力をいただきたいと考えております。

来年度開設する子育て世代包括支援センターでは保健師、保育士、栄養士、臨床心理士等の専門職員がそれらの相談内容に対して専門的なアドバイスや相談に応じ支援につなげていきたいと考えております。地域の身近なところで気軽に親子の交流ができ相談できる体制を整え、きめ細やかな子育て支援を行ってまいります。

なお、新たに開設する子育て包括支援センターの新体制の中で具体的な取り組み等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

秋山議員に申し上げます。

再質問、再々質問については通告の順番をおっしゃってからしていただけますか。

秋山議員。

○22番議員（秋山俊和君）

その件について、私、再質問を4つ用意しておったんですが、分かりやすく一つひとつとしましたので、再質問でしてその再々質問はしないでおったわけですが、ちょっと私の勘違いがございましてそのような形になりました。できればあと2つ、（3）について再質問したいと思っておりますがお許しいただけますか。

○議長（中嶋新君）

番号を告げて再質問ということで。

○22番議員（秋山俊和君）

いずれにせよ再質問をあと2つ、ご許可いただけますか。

○議長（中嶋新君）

はい。

ですから、まず再質問の番号を告げてから一括してやっていただければ。

○22番議員（秋山俊和君）

分かりました。

（3）の、それから（3）の、これについて再質問をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

はい。

○22番議員（秋山俊和君）

まず（3）の ですか、本市にとって望ましい公共交通網の姿を計画に位置付けると答えています。具体的にどのような計画を策定するのかお伺いします。

それから（3）の バリアフリー化等のユニバーサルデザインに配慮したまちづくりと答えておりますが具体的にはどのようにするのか、この2点よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

公共交通網の姿の具体的計画の策定ということでご質問をいただいております。

国におきましては、平成26年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というものを改正いたしまして、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする地域公共交通網形成計画という計画の策定ができるものとしたしました。本市におきましては公共交通施策の方向性を明らかにする指針や計画がないことや公共交通の現状や課題を整理した上で新たな公共交通の整備を進める必要があるために、法定計画となります地域公共交通網形成計画というものの策定を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

バリアフリー化等のユニバーサルデザインについてのご質問でございます。

バリアフリー化等のユニバーサルデザインについては、これまで住宅、建築物、公共交通機関や歩行空間などの面的な整備が推進されてきたところであります。障がいのある人もない人もお互いを尊重し、思いやりを持って生活できる共生社会を実現するために本年4月から障害者差別解消法がスタートいたしました。

山梨県においても、障がい者への接し方の配慮や働きやすい職場環境の整備、障がいを理由とする不当な差別をしないなど積極的に心のバリアフリー化を進めている事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として、登録するなどの事業を行っております。

本市においてもハード・ソフトの取り組みの充実に加えて、誰もが支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるやさしいまちづくりを目指し、「心のバリアフリー化」を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○22番議員（秋山俊和君）

数々の施策が早期に実現しますよう期待して質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君の質問が終わりました。

ここで関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、12番議員、原堅志君。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

私たちは今回の市長新生を踏まえて市政に新しい風を吹かせるため現職4人、新人1人の5人で、ともにあゆむ会を結成いたしました。

私たちは、北杜市の発展と市議会の活性化を進めるためにそれぞれが自立した議員として認め合い各自の問題意識に基づいて自由な調査・研究・論議を通じ自己を高めようとする議員の集合体として協力・協働して目的達成のため、ともにあゆみ行動することを理念といたします。

さて、激動する経済社会情勢の中で日々進展し変革している。議会も行政も的確に対処していかなくてはなりません。一步を歩み出して常に市民の中に飛び込み、対話を重ね悩みを汲み取り、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指し市民とともにあゆみ、その実現に積極的に努力することが大事であると考えます。

渡辺市長も第1回北杜市議会臨時会において、市政方針の中で地域に足を運んで地域の皆さまと語る機会を持ちたいと表明されました。ぜひ積極的に市民との対話をお願いし質問に入らせていただきます。

今回の質問は4項目になります。

1つ、市長の市政方針について。2つ目、北杜市立小中学校の統廃合について。3つ、市民活動・地域活動と行政の対応について。4つ、地上設置型太陽光発電施設について。

では質問に入らせていただきます。

1つ目、市長の市政方針について。

1つ、現在策定中の第2次北杜市総合計画に新市長の方針をどのように盛り込むのか、まずお伺いいたします。

2点目、市政方針の柱の1つである定住促進対策に関連して、市長は所信で東京有楽町等において毎月開催している各種相談会にも数多くの移住定住希望者や就業希望者が相談に訪れていると述べております。この相談会によって実際に移住や就業した人は何名いるのか。相談会の有効性の検証ほか、定住促進のために掘り下げた調査が必要と考えますがいかがか。

またマイホーム補助金、相談会、子育て住宅整備等の白倉市政からの事業の継承に加えて渡辺市長としてはどのような定住促進対策を考えているのか、お伺いいたします。

4点目、来年3月に定年を迎える職員はその数も、現在管理職にある人も多い。人事等に大きな変化があることは想像できますが、このことに関連して行財政改革の一環である行政組織や分掌事務の見直し（第3次行財政改革大綱66ページ）を行う考えがあるか。所信の中で上下水道事業の経営改善と事務の効率化には触れられておりますが、組織全体の再編や見直しについてお伺いいたします。

5点目、地域に足を運んで地域の皆さまと語る場を持ちたいと所信で述べましたが、どのような形で行うのか。例えば中部横断自動車道の建設に反対しているグループのように市長とは意見が異なる市民の声にも耳を傾ける必要があると考えますが、お伺いいたします。

6点目、選挙期間中、北杜市の課題として新聞や討論会で大きく取り上げられました太陽光パネルの問題について、市長は所信でまったく言及されませんでした。その理由をお伺いいたします。

2点目、北杜市立小中学校の統廃合について。

北杜市の子どもたちの学校教育環境充実が児童生徒数減少に伴い、大きな課題となっております。明治時代から交通網の発達や行政環境の変化および人口の増減により町村合併を繰り返してきました。歴史ある小中学校が廃校になることは、地域住民にとっては地域崩壊につながります。しかし急激な少子化の中、北杜市においても平成22年5月に策定しました北杜市立小中学校適正配置実施計画をもとに、まず小学校の統合を実施しております。教育委員会においては、平成26年2月に北杜市立中学校統合計画案がまとめられ、市民に提案されて意見交換をしているところであり、小中学校統廃合の状況について以下質問させていただきます。

1つ、小学校統合について。

25年4月に長坂地区の4校を統合し長坂小学校を開校しました。統合に伴う問題と課題について、まずお伺いいたします。

次に高根小学校3校の統廃合の進捗状況について、お伺いいたします。

次に小学校の統廃合は、高根町をもって当初の目的を完了するのかお伺いいたします。

次に北杜市小学校施設中長期保全化計画策定に関するプロポーザルの目的と審査についてお伺いいたします。

次に中学校統合計画案について。

1つ、22年度の答申で中学校統合については小学校統合し、審議会を立ち上げるとの内容ですが、審議会ができなかった理由をお伺いいたします。

次に26年4月から中学校統合計画案の説明と意見集約を行っていますが、各地域住民の声が現状どこまで集約されたのかお伺いいたします。

次に市長は中学校統廃合計画を再検討すると選挙公約しておりますが、今後どのようなスケジュールで検討を進めるのかお伺いいたします。

次に統合する場合は白州・武川地区に1校が望ましいとの強い要望がありますが、お考えは。

次に北杜市は甲陵中高一貫教育を実施しておりますが、小中一貫教育についての見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

原議員。ここで。

ひとつ最初の質問、市長の市政方針についての3番目の質問が飛んでいますけども。

○12番議員（原堅志君）

すみません、ではよろしいでしょうか。申し訳ございません。

では3番目、申し訳ありません、市長のに戻りまして、市長の市政方針についての3番目を飛ばしてしまったということで申し訳ございません。ここで申し上げておきます。

3番目、平成29年度から第4次行財政改革大綱の柱は所信表明で言及された税収の確保、市債発行の抑制、経常経費の削減等であると考えてよいか。またこれらの制約の中で渡辺市長としての新規事業を実現していくことについての考えを伺います。

申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

では3項目め、市民活動・地域活動と行政の対応について。

1. 中部横断自動車道八ヶ岳南麓沿線住民の会発行のニュースについて、現在8図書館で掲示が再許可されましたが、この間の経緯についてまずお伺いいたします。

2点目、図書館での掲示について。図書館協議会で検討し統一的な方針を定める(平成28年9月定例会)とのことでしたが何を決めようとしているのか。図書館協議会で思想の偏りがあるかどうかを判断しようとしているのか、お伺いいたします。

3点目、公共施設での掲示については設置目的やスペース等を考慮し、各施設がそれぞれに判断している(平成28年9月定例会答弁)とのことでしたが、市民グループが発行するニュース等の掲示は図書館だけでなく市全体の受け入れ姿勢が大切である。個々の施設の判断の前に市の方針が明確になっていないのではないかと考えますが、このことについての市の見解を求めます。

4点目、福祉や環境保全など財政や職員数縮減のため、今後ますます行政の主導から地域や市民が主体的に活動することが期待されています。市民活動や地域活動の活性化のために市はどのような方針、また具体策を考えているのかお伺いいたします。

5点目、4の観点から地域委員会の現状とあり方をどのように考えるのか。また地域委員会と区長会との関係は。

6. 行政区のあり方、行政区への加入促進についてどのように考えているのかお伺いいたします。

7点目、地域活動の単位をどのように考えているのか。北杜市としての一本化はもちろん重要であるが、行政区を合わせた地域活動の単位としては従来つながりや見守り等を考え、旧町村単位や小学校単位が考えられる。これらのことを踏まえてお答えいただきたいと思います。

8点目、予算縮小のためイベント(祭りや生涯学習事業ほか)が統合される傾向にある。7にも関連しますが、市全体としてやるべきものと地域活動の単位に沿って地域に寄り添ってやるべきものがあると考えますが、市はどのような方針に基づいてイベント等を検討しているのか。また地域活動への支援は。

最後に4点目、地上設置型太陽光発電施設について。

地上設置型太陽光発電施設の設置については、今までも各会派からさまざまな切り口で市の考え方を質してきましたが、改正FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)が来年4月に施行されるなど新しい動きもあることを踏まえ、以下市長の見解をお伺いいたします。

1点目、ここ数年の間に乱立し、今後増え続ける可能性が大きいと思われる地上設置型太陽

光発電設備の設置状況をどのように考えているのか。県も市も県外からの移住促進、二地域居住、観光客誘致政策を進めていますが、太陽光発電施設の現状はこの政策に矛盾しないか、まずお伺いいたします。

2点目、市は北杜市景観条例の一部改正、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱を実施してきましたが、それらの効果についてどのように認識しているか。北杜市太陽光発電を考える市民ネットワーク（以下、市民ネットワーク）が行った公開質問状では市長は県のガイドライン、北杜市の改正景観条例、指導要綱がそれぞれ施行されましたが、北杜市の指導成果はほとんど見られない。なぜ実効性のある指導が行えないのかという質問には答えていませんでした。上位法がなく法的拘束力のない中でぎりぎりの指導を行わなくてはならないはずだが、なぜ実効性のある指導が行えないのか、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

同じ質問状の中で市長は北杜市らしさの自然環境を守る条例とっておりますが、市長の考える北杜市らしさとはどのようなものか。また北杜市らしさの自然環境を守る条例の構想の具体的な内容はどのようなものか、お伺いいたします。

3点目、市民ネットワークの質問状の中で市長は市民の意見を聞き、市民目線でまちづくりを進めたいとしている。この立場から景観条例の一部変更に伴う景観形成基準へのパブリックコメントが263件あったにもかかわらず、その内容がまったくと言っていいほど反映されなかったのはどういうことか考えをお伺いいたします。

4点目、市は今まで事業者の経済活動を制限できないとして設置を制限しようとしてこなかった。その一方で、太陽光パネル設置によって近隣住民の資産価値が低下する恐れがあることについてどう考えるか。

市長はアンケートの中でケース・バイ・ケースで解決するのがよい、今後は住民、関係者から意見・質疑に対し真摯に対応すると回答しておりますが、介入しようとしてこなかった市の方針を改めて、住民と事業者の話し合いにも加わって調整を行うという理解でよいのかお伺いいたします。

5点目、大滝湧水隣接地の太陽光発電施設建設計画について現状をどのように把握し、市長はこの問題に対し、どのように関わろうとしているのか。また9月議会の答弁では業者から代替地の紹介を条件に事業規模を3ヘクタールから0.5ヘクタールに縮小するなどの提案が示されました。それ以降、どのような動きになっているのかお伺いいたします。

6点目、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱第5条、事業者等の責務、別表にある地区住民等の地区や周辺環境の周辺とは、具体的にどこまでの範囲を考えているのかお伺いいたします。

7点目、本年5月の時点で市内の地上設置型太陽光施設が691カ所、容量は8万4,979キロワットだという答弁がありました。その後どれだけ増えているのか。また今後新たに設置される施設について把握に努めているとのことだが把握できたのか。市が把握した施設の内容はどのようなものなのかをお伺いいたします。

8点目、4月に改正FIT法が施行されれば市は景観条例のさらなる改正をはじめ、さまざまな条例を改正して太陽光パネル設置を制限できるようになる。北杜市らしさの自然環境を守る条例の発想は改正FIT法の施行に基づくものか。またFIT法改正を受けて早急にまちづくり審議会を開催し、対応を協議する必要があると思うがそのお考えはありますか。

9点目、市内ですでに設置されている多くの発電施設での過積載、もしくはスーパー過積載

と思われる工事が行われていますが、市は市内の発電施設における過積載、もしくはスーパー過積載の実態を把握していますか。規模、件数、全体に対する割合など詳細をお伺いします。

太陽光発電事業者は過積載を行うことは当然と考えているようだが、その背景にあるものは何か。過積載を行うということは、セットバックや目隠しのための植栽の余地がまったくなくなることを意味する。セットバックや目隠しのための植栽の余地を確保するためにもF I T法改正に合わせて、一刻も早く条例の整備を行う必要があると考えますが見解を伺います。

以上4点について、よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

私の市政方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第2次総合計画への私の方針の反映についてであります。

第2次北杜市総合計画については、9月の定例市議会において今後10年間で目指す市の将来像や、その将来像の実現に向けた基本的なまちづくりの考え方を示す基本構想についてご議決いただいたところであります。

私の方針については、市政運営に当たる行政からのマニフェストと位置付ける前期基本計画に反映することとしております。

現在、庁内で組織している総合計画策定本部会議で調整を進めているところでありますが今後、総合計画審議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、本年度内に策定することとしております。

次に、第4次行財政改革大綱と新規事業実現の考え方についてであります。

第4次行財政改革大綱では少子高齢化の進展に伴う税収等の減少、合併に伴う普通交付税の特例措置や合併特例債の活用が平成32年度をもって終了することとなるなどに加え、老年人口の増加による社会保障に関わる経費や公共施設等の老朽化に伴う維持・更新費用の増加などの課題を踏まえた中で行財政改革に取り組むこととしております。

こうした中、財政基盤の強化を図るため税収の確保、市債発行の抑制、経常経費の削減等の取り組み項目や柱立てについては、今後の行政改革推進委員会の審議を踏まえ第4次行財政改革大綱に位置付けることとしております。

私が掲げる「子育てと福祉」「雇用」「教育」「スポーツ」「女性の活躍」の5つの主要施策については、国等の財源や有利な起債を最大限に活用するとともに事業の選択と集中を図り、重点的かつ効率的な予算配分を行うことにより、第2次総合計画に掲げる施策として市民の皆さまとともに着実に実現してまいりたいと考えております。

次に、地域に足を運んで地域の皆さまと語ることについてであります。

これまで子育て支援や就労支援策などさまざまな施策を展開してまいりましたが、市民の声を聞く中では必ずしも市民に伝わっていたとは言い切れないものもありました。私はできるだけ多くの市民に行政の考え方や事業について伝えていきたい、そして市民の声も直接聞きたいと考えております。そのため、子育て世代や高齢者等が集まる場所に出掛けて意見交換会を行うなど、広く市民の声を聞いてまいりたいと考えております。

次に太陽光パネルの所信についてであります。

地上設置型太陽光発電施設については現行の北杜市景観条例、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱および県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに基づき指導していくことや国や県に対して法の整備を強く要望していくことなど、現在進めている施策を継承していくこととしているため、今回の所信については新たな施策として5つの柱を述べさせていただいたところであります。

次に北杜市立小中学校の統廃合における中学校統合計画案の再検討など、今後の予定についてであります。

今後は子どもたちの将来や小規模校が抱える課題などについて、保護者や地域の方々のご意見を伺う機会を通じて、教育環境の整備を慎重に検討していきたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

小中学校統廃合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、統合により新たに開校した長坂小学校の課題等についてであります。

平成25年4月に開校した長坂小学校も4年が経過しようとしており、その間、保護者や地域の方々などのご理解とご協力により、おおむね順調な学校運営が進められ、児童や保護者の実感として学校生活の中でお互い切磋琢磨をしながら元気に通学しており、統合してよかったとのご意見も伺っております。

一方、校区が広がったことに伴い通学路の安全確保が課題の一つではありますが毎年、警察署、PTA、学校側との通学路安全点検を実施する中で必要な対策を実施しながら安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、高根地区3小学校の統廃合の進捗状況についてであります。

平成31年4月に高根東、高根北、高根清里小学校の3校を統合し、新たな学校の開校に向け準備を進めております。

施設関係の整備、改修については本年度に校舎の改修設計、屋内プールの設計等を実施しており、来年度から平成30年度にかけ校舎、屋内プール、スクールバス乗降所等の工事を実施し教育環境の整備を図ってまいります。

また、ソフト面では本年7月に高根統合小学校準備検討委員会を立ち上げ、開校に向けてのさまざまな課題等を話し合っているところであります。

次に他の小学校の統廃合についてであります。

市教育委員会では高根地区小学校統合計画に基づき、平成31年4月の新しい学校の開校へ向け準備をしているところであります。

他の小学校についても児童数等の推移を確認するなど状況を把握しながら、必要な教育環境の確保に努めておりますが、現状では統合に関しての検討は行っておりません。

次に、北杜市小学校施設中長期保全化計画策定についてであります。

平成31年4月の高根統合小学校開校の校舎となる高根東小学校を含む市内9校の小学校施設の現況を調査し、今後計画的に施設改修等を実施し教育環境の改善と財政負担の軽減、平準

化を図る目的により本年度、当該計画策定のための業者選定プロポーザルを実施し、審査の上、業者選定を行い、年度内の計画策定に向け調査を実施しております。この計画に基づき来年度以降、各小学校の施設改修等を行ってまいります。

次に小中学校統合にかかる審議会についてであります。

生徒数の減少に伴い中学校の小規模化が進み、学校運営や教育活動に課題が生じることから市教育委員会では平成19年に設置した北杜市小中学校適正規模等審議会の答申を受け、平成22年に北杜市立小中学校適正配置実施計画を策定いたしました。実施計画では組み合わせと位置について案を作成し、関係者に提示するよう定めていることから市内8中学校の統合へ向けての検討を行い、平成26年に北杜市立中学校統合計画案を取りまとめ、これまで町ごとに説明会や意見聴取会を行ってまいりました。

なお、答申においては高根地区の小学校の統合が完了したのち第2次小中学校適正規模等審議会を立ち上げ、他の小学校のさらなる統合を目指すとはありますが、現状では他の小学校を統合する検討は行っていないことから審議会の立ち上げについては考えておりません。

次に、中学校統合計画案の地域住民の意見集約についてであります。

北杜市立中学校統合計画案について、町ごとに開催した説明会や意見聴取会などを通じて学校の組み合わせについては地域性を考慮する必要性、通学の不安などさまざまな意見が寄せられました。

また白州・武川の地域委員会、区長会からは当該地域へ中学校を1校は残してほしい旨の要望書の提出もあり、必ずしも意見が集約されたとは言えないような状況であるものと捉えております。

教育委員会では各町の意見の状況を踏まえ慎重に審議を重ねてまいりましたが、先月の定例教育委員会において、4校案についての合意が得られていないことが認められたことから推進は難しいとの意見でまとまりました。

次に、統合する場合は白州・武川地区に1校を残すことについてであります。

北杜市立中学校統合計画案は生徒の教育環境の充実を図るため、既存の中学校施設を活用し各学年で複数学級を確保できる規模の統合を基本にしております。

現在は白州・武川地域の2校の中学校が最も小規模化が進んでおり、この2校による統合については具体的な検討は行っておりませんが今後、保護者や地域のご意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に小中一貫教育についてであります。

小中学校の9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫校を制度化する学校教育法の一部を改正する法律が本年施行されました。

小学校から中学校に入学する際に学級担任制から教科担任制への移行、学習内容の高度化や生徒指導の変化に馴染めず不登校などが起きやすい、いわゆる中1ギャップなどを解消し個々の児童生徒の発達に対応した教育を行うため、小学校と中学校の間で連続性をもたせた教育を行うことの重要性が見出されております。

一方、小中一貫校推進においては児童生徒数の減少の課題は解消できないことから、今後の全国的な広がりや、その成果等を検証するとともに教職員の負担軽減など解消を図るべき課題もあることから市校長会、教育委員会等で議論、検討してまいりたいと考えております。

次に市民活動・地域活動と行政の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに中部横断自動車道八ヶ岳南麓沿線住民の会のニュースの再掲示についてであります。図書館の掲示コーナーについては、市民の皆さまの生涯学習の高まりに応えるため、限られたスペースを使用して掲示を行うこととしていたことから、沿線の会のニュースにつきましても掲示をお断りいたしました。しかし引き続き掲示を希望されていたことを踏まえ、図書館内で検討を行ってまいりました。その結果、図書館がさまざまな図書や資料を市民に提供する施設であることに鑑み、掲示する資料が誹謗中傷を行っていないことや公序良俗に反しないことを前提に掲示を受け付けることといたしました。

次に、図書館協議会における掲示の統一的な方針についてであります。

現在、掲示コーナーの取り扱いについて定めた掲示物および掲示物優先順位では、官公庁の発行する資料や地域振興に関するもののほか、思想や特定の宗教に偏らないことなどとした6項目以外は図書館長が判断することとしております。しかし、本市は市民活動が盛んな地域性を有し、また掲示要望は市内外からを含め多岐にわたることから現行の優先順位に照らし判断することが難しくなっております。

こうした状況を踏まえ、図書館協議会で検討していただく内容は掲示コーナーで掲示できるものや掲示できないもの、また掲示期間など申請者および図書館が統一的な基準をもとに客観的に取り扱いできるように、新たな図書館内の掲示物の取り扱い基準の策定について協議をさせていただいております。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

はじめに、市長の市政方針における定住促進策についてであります。

首都圏等で開催をしております各種相談会や、やまなし暮らし支援センターを訪れたあとに本市へ移住された方は本年4月から11月末までに25組50名であり、実際に移住された方々に伺うと「相談会は東京にいながら北杜市の細かい情報等が入手でき、大変ありがたい。」といった内容のお話を数多くいただきました。

また本年10月にハローワーク韮崎のご協力をいただき、新宿で初めて開催した「就職フェア&暮らし相談会」へは25組が訪れ、すでに4名が内定をいただいていると伺っております。

このような各種相談会などの移住定住に関する施策を進めておりますが、本年9月からその効果を検証するため、転入届を提出する際に移住を決めた理由や市にある移住支援の活用等について市独自のアンケートをすべての転入者をお願いしているところであります。

今後もこのアンケート結果等をもとに移住定住希望者のニーズに応えられるよう、親切丁寧な対応ときめ細かい情報提供に努めていくとともに、総合戦略に次世代を担う子どもたちや子育て世代への支援策などを盛り込む改訂を行い、定住促進策に取り組んでいきたいと考えております。

次に市民活動・地域活動と行政の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに公共施設での掲示についてであります。

公共施設での掲示につきましても基本的な考え方として、内容が特定の個人や団体の誹謗中傷、宗教・営利活動に関するものにつきましても掲示できないこととしており、これ以外の掲示ルールについては、各々の施設の設置目的やスペース等も異なることから各施設においてそ

それぞれの判断において掲示することとしております。

次に、市民活動や地域活動への方針についてであります。

本市では、地域委員会運営要綱に基づき地域性を重視した市民交流や地域の特殊性に根づいたまちづくり活動等を支援するための事業を各地域委員会の提案により実施をしております。引き続き福祉や環境保全を含めた地域活動等に対し支援を行ってまいりたいと考えております。

一方、各地域では公民館分館単位による活動が主体的に行われており、地域住民への生涯学習の場の提供や地域住民の交流が活発になっております。

このようなことから、今後も市内における生涯学習活動の推進と地域コミュニティの活性化を図るためにも公民館分館活動を支援してまいりたいと考えております。

次に地域委員会の現状、地域委員会と区長会との関係についてであります。

地域委員会は市民の意思を市政に反映しやすくするため合併時に設置し、市長の諮問機関として提言・意見等をいただくほか、市長の委任により毎年各地域から事業の提案等を行っていただいております。また行政区長は市の事務を補助連絡するため設置しており、代表区長会は行政区と本庁・支所の連絡調整を行うこととしております。このことから、それぞれの設置目的に基づき職務を果たしていただいていると考えております。

次に行政区のあり方と加入促進についてであります。

行政区は区長を中心に市の事務の補助連絡、特に各種行政情報の周知等を行っていただいております。このことから行政区への加入につきましては、転入手続きに来られた際に一番身近なコミュニティとして、書面で加入に向けてのお願いをしているところであります。特に近年は本市への移住定住希望者も数多くあることから、加入される行政区の詳細な情報を求められている場合には各区長に直接連絡していただくよう、窓口にて連絡先をご案内しております。

次に地域活動の単位についてであります。

地域委員会や自主防災組織など、必ずしも行政区単位によらない地域活動も多数あるものと承知しております。このことから地域活動については、引き続き地域の声に応じた対策や支援等が適切に実施できるよう対応してまいりたいと考えております。

次にイベント等の検討と地域活動への支援についてであります。

地域委員会に関わるイベント等についても設置要綱に基づく地域の特色を生かし、自主性に富むイベントとして町ごとの提案により予算計上しております。これまでも地域からの発案によりイベントを統合した経緯もあることから、各地域委員会のご意見も伺いながらイベントのあり方等については引き続き検討をしてまいります。

一方、教育委員会でも学習講座の開催や小規模グループなどが主催する講座への支援、また地域の特性を生かした乗馬教室などや高齢者教室の開催への支援をしております。

このことからアンケート結果などをもとに講座開設の満足度等を検証し、多様化する市民の学習ニーズに応えられるような企画や市民への支援を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

市長の市政方針における行政組織や分掌事務の見直しについてであります。

行政組織の見直しについては機能性、効率性を重視した組織の再編を進めるため、これまで継続して行財政改革大綱に位置付け取り組むとともに必要な分掌事務の見直しを行っているところであります。

このような中、来年4月からの組織再編について庁内で組織する行政組織改革検討委員会で検討を進めており、大きく3点についての組織再編を行うこととしております。

1点目は来年4月に開設する子育て世代包括支援センターにおいて、子育て支援を一元的に推進するため新たにほくとっこ元気課の設置などを行うもの、2点目は上下水道事業の平成32年度からの地方公営企業法の適用に向けての体制づくりおよび来年4月から料金徴収等を民間委託することに伴う再編、3点目は産業観光部において担い手づくりや6次産業化の推進など新たな行政ニーズに対応するため、課の再編や担当の新設を行うものであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに地上設置型太陽光発電設備の現状と移住促進などの現状政策についてであります。

移住促進、二地域居住や観光客誘致政策は行政施策として取り組んでおりますが、市内に設置される地上設置型太陽光発電施設については、土地所有者や発電事業者らが自発的な取り組みとして行っているものであります。

本市の有する景観・自然環境の保全および地域環境との調和は重要課題であり、これらに配慮して対応が進められるべきものと考えております。

次に、地上設置型太陽光発電施設における景観条例および指導要綱の実効性と北杜市らしさの自然環境を守る条例についてであります。

上位法がなく法的拘束力のない中で指導にも限界はありますが、北杜市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱と北杜市景観条例、山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインに基づき粘り強く指導を行っているところであります。

北杜市らしさの自然環境を守る条例については豊かな自然環境、冷涼な気候、美しい山岳景観は本市の宝であり、次世代に引き継いでいかなければならない財産であることから施策検討の意向を示したものであります。このためにも地域環境との調和を優先したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次にパブリックコメントで寄せられた意見の反映方法についてであります。

景観計画に盛り込まれるべき内容は景観法において規定するものであり、その範囲を超えるものは景観法との整合を図り、かつ根拠とする法令が必要となります。

数値化を求める意見が多くありましたが、数値化には根拠となるものがないことから精査した結果、景観計画に盛り込むことは難しいとしたものであります。しかしながら寄せられたご意見は重く受け止めており、景観条例に基づく景観形成基準の検証を行っていくとともに関係法令等が整備された際にはまちづくり審議会を開催し、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に近隣住民の資産価値と住民、事業者への介入についてであります。

資産価値については、経済活動において当該資産に対する目的などさまざまな要因が絡み合うものと考えており、判断は難しいものと考えております。

また住民と事業者への介入について、その内容が当事者間において私法上で解決されるべきである場合は介入が適当ではないと考えておりますが、話し合いの機会の調整については双方の話を聞く中でこれまでも必要に応じて行ってきたところであり、今後も話し合いの調整については対応してまいりたいと考えております。

次に、大滝湧水隣接地の計画の現状と動きについてであります。

事業者と地元合同区長会において話し合いが持たれておりますが、現在も協議中であることから細心の注意を払うべき時期であり、答弁は控えさせていただきたいと考えております。

次に、地区住民等の地区と周辺環境の周辺の範囲についてであります。

地区については、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱第2条に地区住民等を定義しておりますが、事業区域の存する行政班または区の区域内が基本であるものと考えております。また周辺についてはその太陽光発電設備が設置される近隣が基本になるものと考えております。

次に、指導要綱に基づく届け出のその後の増加と今後の把握についてであります。

本年5月末から11月末までは72件、5,587キロワットの届け出が提出されております。今後の新設についてはパトロール等の実施により把握に努めるとしたものでありますが、併せて北杜市景観条例に基づいての確認作業を行っているところであり、把握できる内容は設備の認定取得日、設置者氏名、設置場所、規模等であります。

次に改正FIT法を受けての対応についてであります。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる改正FIT法については事業確実性の確保、関係法令を遵守することなどとしておりますが、再生可能エネルギーによる発電設備の設置を制限するものではなく、事業の確実性を高め設置にあたっての関係法令を遵守することを担保させるものであり、設置に関する制限内容は既存の法令等にその根拠を求めなければなりません。このことから北杜市らしさの自然環境を守る条例は、改正FIT法に基づくものではありません。

なお、条例制定による規制についてはすでにいくつかの法令があり、これらの法令に抵触しない範囲で保護すべき法的な利益を条例の目的として定める必要があるなど、さまざまな課題があるものと考えており、また関係法令等が整備された際には検討を進めるようまちづくり審議会からもご意見をいただいているところであります。

次に太陽光発電施設への過積載についてであります。

過積載は、太陽電池モジュールの合計出力をパワーコンディショナーの合計出力より多くすることにより発電量を上げるもので、認定出力の変更は伴いません。過積載は増改築に該当いたしますので、北杜市景観条例に基づく景観計画区域内行為届出書の届け出等の指導をしており、これまで3件の届け出の提出があったところであります。過積載については朝夕などの発電量が低下する時間帯の発電量を上げ、発電システムの効率を高めるためのものと考えております。増改築に該当する場合は景観条例一部改正施行前に設置された施設であります。景観形成基準に沿った説明、指導を行い極力配慮するよう求めております。

条例の整備については、繰り返しになりますが設置に関する制限を既存の法令等にその根拠を求める必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

原堅志君の再質問を許します。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

では再質問をさせていただきます。

まず1点目の市長の市政方針についてから、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目は第2次北杜市総合計画への反映について、基本構想は議会の議決を経て策定されていますが、現在策定している前期基本計画に基本構想で掲げる8つの杜づくりをどのように位置付けて進めるか。また前期基本計画策定のスケジュールは、このことについて、まず1点お願いいたします。

2点目としまして組織再編の、産業観光部の再編についてですけれども、これは市長の公約にもあるということの中で、先ほど来、話がありましたですけれども、再編の中で担い手づくりや6次産業の推進ということの中で、商工課と食と農の杜づくり課を商工食農課に変更するというような組織替えをしたいということですが、この6次産業化と担い手づくりの課を変えることによる関係ですね、これをどのように考えているかお伺いしたいです。

3点目として、先ほど質問の中に地域に足を運んで地域の皆さまと語る場を持ちたいと所信の中で市長、お話いただいたんですけども、この中の、先ほど答弁の中で、私の聞き間違いでしたら失礼しますが、当然、賛成・反対グループ、いろいろいると思いますけども、その中でこちらのほうから、例えば子育て世代や高齢者だとか、そういう団体に対しては行くというようなお話をお伺いしたんですけども、例えば問題になっている完全に行政と反対するグループとか、そういう人たちに対する考え方を伺いしたいと。この3点について、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

原堅志議員の再質問にお答えいたします。

基本構想で掲げる8つの杜づくりを基本計画にどのように位置付けるかということと、またその基本計画策定のスケジュールというご質問でございます。

これにつきましては、基本構想につきましては基本コンセプトであります人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けて、第1次の総合計画で掲げた8つの杜づくりをそのまま踏襲することにしております。また前期の基本計画では、それら8つの杜づくりの体系に基づ

きそれぞれ現状と課題を示し、課題解決のための主要施策に取り組むことしております。

また基本計画の策定のスケジュールでございますが、現在、市長と政策内容の調整を進めているところであり、年内、今月の末に総合計画の審議会を開催いたしまして、来月に市議会のほうに報告、またそののちパブリックコメントを経て年度内に策定をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

原堅志議員の再質問にお答えいたします。

産業観光部の改編ということのご質問でよろしいかと思うんですけど、まず農政課の担い手担当を新設ということでございますが、現在、農業法人の参入が20数社となっております。その中で市内の遊休農地を活用できるということがだんだん少なくなってきたということございまして、土地所有者の対応とか農業振興公社と連携してやっていますが、今後さらに交渉に時間を要すということで、積極的に農業法人の参入を強化するということと併せて担い手集落営農組織、また認定農業者等の育成担い手の充実を図っていくということが目的であります。

2つ目の6次産業ということで商工食農課の改編という内容でございますが人口減少、高齢化対策として雇用問題も喫緊の課題となっております。その中で新たに今年度、実践型地域雇用創造事業を企業交流会、農業企業コンソーシアム等の団体で組織することとなっており、市と各事業者が連携して雇用創出について人材育成を推進する必要があります。また農業の6次産業につきましては農業のブランド、それから販売促進などを関係機関と連携してやっていくことが今後のスムーズというか、推進と拡大を図っていくことがやはり地産地消をさらに推進するというので、農業と商工業の連携を図る必要があるために商工食農課を合同という形で新しい課の設立をする予定でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

丸茂政策秘書課長。

○政策秘書課長（丸茂和彦君）

広く市民の声を聞いていくというふうに市長のほうで答弁いたしました。この広く市民の声というのは、もちろん異なる意見の団体もいらっしゃると思いますが差別することなくやっていこうというスタンスです。ただ、市長の思いとしましては今まで話し合うことがなかった、意見交換をすることがなかった団体、まずは子育て世代や高齢者、そういった団体と話をしていきたいという意味でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

原堅志議員。

○12番議員（原堅志君）

再々質問させていただきます。

できれば、市長のこれは方針だと私は思います。市民の中へ自分から入ってと、これは非常に良いことだと思いますので、ぜひ市長のお声でこういう形でやりたいということをお聞かせ

いただければありがたいと思いますけど。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

広く市民の声を聞いていきたいという答弁をいたしましたけれども、私自身、さまざまなところに足を運んで多くの皆さんとの交流を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次ありますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

ありがとうございます。では次の北杜市立小中学校の統合問題について質問させていただきます。これは小学校と中学校に分かれていますので、よろしく願いいたします。

まず小学校の関係ですけれども、先ほど教育長のほうから現状は変えることはあまり考えていないというご答弁をいただきましたけれども、平成22年度の答申で中期長期的に整備が完了した時点で平成29年度を目標にさらなる統合計画を目指し市内6校程度にするという、8カ町村に小学校は1つ残してもらいたいという中で、この答申内容ですと29年度に再度6校程度にしたいという答申内容になっているんですけれども、できればぜひ8カ町村に小学校は1つ残すということをぜひ市長の見解を、このへんについてお伺いしたいと。

2点目として中学校統合についてですけれども、これは先ほど来ありますけれども、この代表質問の中に実は白州町、武川町の議員4名、福井さんと清水さんと池田さんのその4名がこの中学校統廃合についての問題が出まして、私のほうへ一括という質問になっているということをぜひお含み置きをお願いしたいと。その中で、基本的には先ほど来ありますけれども、各旧町村に1校が望ましいんですが、統合する場合は同じ推計と農村文化圏の統合、地域づくりや環境教育、通学路の安全等の観点から白州・武川地区に1校を残すということをぜひお願いしたいと。これは少子化対策にも私はつながるのではないかとこのように考えております。審議会をぜひ立ち上げて、これについてもご検討いただければありがたいと思います。その点についてよろしく願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

原堅志議員の再質問にお答えをいたします。2点、お伺いをしたと思います。

まず小学校の統合について、答申をどう捉えているかということだと思います。

たしかに答申につきましては、今、議員がおっしゃったとおり高根地区の統合が済んだ段階で改めて第2次というような統合を検討しなさいという状況で答申をいただいたということでもあります。その中で、答申をいただいたあとに、22年に作成をいたしました配置実施計画の中ではその答申を踏まえた中で高根町の統合、須玉それから長坂、高根という地域の小学校の統合について触れているという状況で、その後29年の段階で、ほかの学校の小学校等については存続という記述になっている状況であります。

そうしたことから教育委員会においては、高根地区の統合のあとの審議会の立ち上げということは現在のところ考えていないという状況であります。ただ、教育環境という部分に関しては今後、生徒数、児童数がどのような形になってくるか、昨年の出生数が224人という状況を踏まえ、9校で200人という数字で果たして今後もずっと学校は存続できるかということは必ず出てくるとお思いますので、そういった部分も含めてしっかり現状の把握、またどういった対応がいかということも検討していかなければならない課題と捉えているところであります。

次に中学校の統合について、白州・武川に1校を残してほしいという要望もたしかにいただいた状況であります。

その中で一番危惧するところはやはり少子化という部分で、白州・武川地区に必ず1校残すというふうな方向性で、ご要望書はいただいているということですが、実際にはこの組み合わせに関しての議論というものはまだ何もしていないという状況であります。こうしたことから改めてこの地域、その要望書の取り扱いについてどのようにしていくか、また地域の意見を伺うという機会を設けていきたいと考えてございますけれども、やはり教育上、例えば地域で統合した場合の教育的な効果、それから学校全体の生徒数や将来推計、そういったものをさまざまなものを含めてどのような課題が生じるか。また生じる可能性があるかといったことも具体的な検討を踏まえた中でないと、果たしてそこに残せるということが確約できるかということは、はっきりここでの答弁ということではできないと思っております。

いずれにしても小学校についても中学校についても、中学校については推進することは難しいということで取りまとめをさせていただいておりますけれども、その中で教育委員会としては今後もやはりその状況を踏まえながら、こういった形で教育環境を整えていっていかという議論は当然、引き続きやっていく。また今回、市長からもいただいておりますとおり、私どもの意見としてそういう取りまとめをさせていただいたものを、また議会のほうにも報告を改めてさせていただく。さらにその教育委員会が出した方針を市長にもまた届けて、市長の考えも聞いた中でしっかり地域、また保護者等にも説明をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

再々質問をさせていただきます。

今、お話があったように私も実は22年度の答申の委員をやらせていただいたので、内容については非常にある意味、熟知しているつもりなんですけれども、その中で小学校については今のところ存続するというご答弁いただいたと思っておりますけれども、中学校の統廃合につきましては、これは当初はご存じのとおり3校案だったと思うんですけれども、3校案ということは、そこに地域性というのは薄くなっていくと思います。この22年度の議論になったときに、最終的には今のそのときの人口比でいきますと2校案から3校案になってしまうというのが現状だという認識であります。その中で4校案という、教育委員会のほうから前回提示された4校案ということになると、これは地域性を当然加味しなければいけないというように私は認識するわけなので、その中で今度市長が新市長になるときに公約の中でいったん白紙に戻したらど

うだというようなこともお話になっている現状の中で、今度ご存じのとおり教育委員会のあり方も変わって新教育長制度になりまして、総合教育会議の中で今度は市長が意見を述べられる状況になっております。その中で、これはわれわれ白州・武川の地域にしては死活問題なところもあります。ぜひこの新市長になったところで、ぜひ渡辺市長のこれに対する考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

ともにあゆむ会、原堅志議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で述べましたけれども、子どもたちの将来や小規模校が抱える課題などについて保護者や地域の方々のご意見を伺う中で、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

では3点目の市民活動・地域活動と行政の対応についての再質問をさせていただきます。2点ほどお願いいたします。

まずは市民グループが図書館等公共施設への提示の場合、個々の施設の判断で市全体としての方針で判断すべきことではないかというように考えます。先ほど大枠については、市全体でやるけども、その細部については図書館のほうで、例えば図書館なら図書館のほうの判断で任せているというようなご答弁があったような気がしますけども、このへんについて再度ご答弁よろしくをお願いいたします。

2点目が地域委員会のあり方について、ちょっと質問させていただきます。

8町の地域委員会が各町ごとにそれぞれ活躍していることは市民の知るところだと思います。8町の地域委員会、連絡協議会の協議内容についてどんなものがあるか、ぜひお聞かせ願いたいと思います。この2点について、よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

原堅志議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの繰り返しになりますけれども、原則としては先ほど申し上げましたように誹謗中傷、それから宗教、それから営利活動等につきましては原則として掲示しないということで決めております。そのほかにつきましては、先ほども申し上げましたように各施設の管理者にお願いをしているという状況でございます。

2点目の地域委員会の協議会の内容ということでございますけども、地域委員会の連絡協議会につきましては、各地域委員会からの提案された事項に関することや市からの提案に関することについて審議をしていただくこととしておりまして、各地域委員会の主体性を尊重しつつ市との連携により、よりよい地域づくりを目指すことを目的に各町の正副会長さん16名で組

織をされております。開催は年2回程度を実施しておりまして、市からの依頼連絡事項や提案事業の内容説明および進捗状況等について、ご協議をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

再々質問をお願いします。

これは地域委員会については、実は2009年度の決算特別委員会の監査委員の意見書が地域委員会のあり方を検討すべきだという、この答申というんですか、内容が出ていまして、そのときに当時の白倉市長は、行財政アクションプランに地域委員会の見直しを盛り込んでいく方向でいろいろ検討してみるという形で、このときには答弁なされております。そんな中で当然、地域委員会、合併の当初からいろいろ問題等もあるかと思えますけども、ある意味、非常に良い形で推移したことも事実だと思えます。そんな中、今いろいろ問題が、地域委員会としても問題もあるかと思えますので、ぜひ今後、地域委員会のあり方について、先ほど部長のほうからありました協議会等で、ぜひご論議いただければありがたいなと思えますけど、それについてお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

原堅志議員の再々質問にお答えをいたします。

地域委員会としては、各地区の要望等によりましていろいろな事業を実施しておりまして、非常に良い流れになっているのではないかなというふうに感じておりますが、イベント等の統合等、いろいろ課題もあることから、さらに協議会等で協議をしていただきたいというふうを考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

最後に4項目めの地上設置型太陽光発電施設について再質問させていただきます。

北杜市は自然エネルギーの先進的な取り組みを行ってきたと私は考えます。今までも上位法がなく法的拘束力のない中で指導にも限界があると答弁しているように見受けられます。しかしながら北杜サイトによる太陽光発電は全国に先駆けて実証実験を行いました。その後、日照時間日本一、想像以上に地上型太陽光施設が環境を脅かすまでになったと私は考えます。その国の規制が追い付かない現状で、そこで国に先駆けて市長の考える北杜市らしさの自然環境を守る条例に北杜市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱を加味して条例化をすべきと考えますけども、このへんについてご答弁よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

原堅志議員の再質問にお答えいたします。

条例化ということでございます。

これにつきましては、先ほど答弁しましたとおり現行法令において、すでになんらかの法令があり、これらの法令に抵触しない範囲で保護すべき法的な利益を条例で目的として定める必要があるなどさまざまな課題があります。これらの課題をクリアしない限り、条例化してもその実効性が疑問を残す恐れがあります。このため、今後の太陽光発電施設を取り巻く環境や動向に注意を払いながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

最後の再々質問をさせていただきます。

条例化は難しいということですが、FIT法、私もまだ確実に把握していないのですが、きっと概略的には私の解釈だと国が地方に丸投げしていくというような形に、この法律でなってくるのではないかと思います。北杜市である程度、条例をつくっていけば逆に国を動かすというような形が取っていけるような私は考えております。

その中で市長の北杜市らしさの自然環境を守る条例と、これは非常に私も同感するところであり非常に良いと思います。ぜひ市長がこの条例を提案してきているという中で、ぜひここに太陽光発電の指導要綱を加味した中でその条例の検討に入れるかどうか、ぜひ市長のお声でご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

原議員の再々質問にお答えいたします。

まず今回改正されるFIT法につきましては関係法令、この関係法令につきましては国の言っています農地法、森林法、電気事業法など既存の法令を関係法令と示しております。これを担保する仕組みを設けたものでございまして、これを重視しない場合は改正FIT法に基づいて改善命令、認定の取り消しを行うことができるものとして理解しております。このためにも実際、今回、申しました自然らしさの、北杜市らしさの自然環境を守る条例の構想につきましては現在ある北杜市景観条例、あるいは北杜市環境基本条例などこれらの条例に基づく基本計画の再確認を行い、本市の自然環境を保全する観点からアプローチを図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君の質問が終わりました。

ここで関連質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

2点お願いしたいと思います。

まず、市長の市政方針についてと小中学校の統廃合についての関連の質問をさせていただきます。

まず1点は市長の市政方針の中でございますけれども、組織全体の見直しを来年の4月に行うというようなことでございますけれども、大変、来年の3月には管理職を含めて多くの退職者が予定されていると、そんなことが説明ございました。そんな中で大量な管理職等が組織の中から退職されるということでございますけれども、今回のような3点、子育て、上下水道、産業観光の3部門の一部分の組織の見直しだけで間に合うのかどうか、そのへんが1点でございます。

そしてこの北杜市は移住者が大変多い、相談者も多いというような中で移住希望者も多くの人が訪れると思います。そうした窓口の充実等もこれからは大変、大切ではないかと私は思いますけれども、そのへんについて1点。

また、先ほど来からお話が出ています地域に足を運んで地域の皆さまと語る場を持ちたいと言われましたけれども、先ほどの中では子育ての皆さま方とそうした対話が少ないからそのようなものを中心に行うというような意味の答弁もありました。そうは言ってもいろいろな、広く市民の声を聞くということでございますので、前の市政がちょっと消極的であったような、例えば北杜市には中部横断自動車道のルートの問題だとか、これから水道料金の改定等予定されておるわけでございますけれども、そのようなさまざまな課題について、これからも広く市民の声を聞くと、そんなようなことに市長はどんなようなことを考えておられるか、そのような点が1点でございます。

また選挙期間中、大変話題になりました、争点にもなったわけですがけれども太陽光パネルの設置の問題、環境問題についての大変重要な施策が市長は市政方針のこの4年間を担うという大変大切な市政方針の中にも一言も触れられていないと、こういう姿勢についてちょっと疑問を呈するわけでございますけれども、再度この点についての市長の見解を伺いたいと思います。

2つ目としまして小中学校の統廃合の問題でございますけれども、私は大変小学校、中学校の統廃合というのは地域の歴史とか地域性とか、さまざまな課題を抱えた中で統廃合が検討されるわけでありまして。こうした大きなプロジェクトというようなものの中で私たち議会人に対しても、例えば中学校の統廃合がこの4月から今年の12月、今まで、いろいろな教育委員会サイドでは行われてきたわけですがけれども、少しもその中間経過と言うんですか、私たちが質問をしてはじめて答えるというような、そうした教育委員会、また市の姿勢というものが、やっぱり中間で議員の考えはどうだとか、地域を代表している市議会議員の考えはどうだとか、またわれわれ行政はどう考えているとか、そうしたフリーな立場での懇談会と言うんですか、定期的な懇談会というのも大変必要ではないかと私は思いますけれども、この2点について質問をします。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

齊藤功文議員さんの市長の市政方針についてのご質問でございますけれども、移住定住窓口

の人員増加というなお話でございます。

たしかに移住定住窓口にみえられるお客さま、非常に多くございまして、また毎月、東京等へ出向きまして窓口の設置等も行っているところでございます。総合戦略の中で移住定住ということで、今年度増員をしていただいたような経過もございまして、非常に大変ではございますけれども、今の体制の中でしっかりと支援をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中嶋新君）

丸茂政策秘書課長。

○政策秘書課長（丸茂和彦君）

齊藤議員の関連質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、広く市民の声を聞いていくという中にはさまざまな団体がいらっしゃるかと思います。課題について語り合おうということもあると思います。ですが市長においては、まず今までやっていなかったお母さんのサークルですとか、そういった子育ての世代、それから福祉の関係、高齢者も含めて、そういった団体とまず最初に意見交換をしていきたいということです。ですから決して否定しているわけではございませんのでご了承を願いたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤議員の関連質問にお答えいたします。

来年4月の組織の見直しがこれで十分かというご質問でございます。

これにつきましては、私たちが現体制になった3年前におきましても10名ほどの部局長が退職しております。それで今回というか、そういった体制も組織が停滞しないようにスムーズにいくように私たちも努力をしてきました。また今回の3月末の大量退職につきましても、そういった組織のスムーズということは当然、心がけて市民サービスの低下にならないようにそういうふうに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤議員の関連質問にお答えいたします。

本市の場合につきましては、地球温暖化対策のために再生可能エネルギーとして、とりわけ本市においては太陽光になります。この推進を否定している方々は少ないものの、もう設置は必要ない、設置のあり方が問題だと指摘するご意見が多くあるものと考えております。設置のあり方については景観条例、景観形成基準に沿った取り組みを求めているところであります。市では法令の範囲内での指導等を行っていかねばならず、根本的な設置の是々非々について着地点を生み出すことは難しいものと考えております。本市の豊かな自然環境を守ること、地球温暖化対策として再生可能エネルギーを導入すること、これをいかに両立させるかは大変重要な課題であることは認識しております。

いずれにしても法整備が行われることが必要でありますので、太陽光発電を取り巻く関

係法整備が成熟する中で対応していくことが必要であるものと考えているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

齊藤功文議員の関連質問にお答えをいたします。

議会への報告ということに密にするべきではないかということだと思います。たしかに私も議会に関して、それをおろそかにするというつもりはまったくございません。例えば中学校の統合計画案につきましても議会のほうに説明、お示しした上でその了解の上で議論も進めさせていただいているという状況でございます。また今回のような事案については、教育委員会の中で各地域からの報告をいただいて今年度になってから議論を重ねてまいったということで、なかなか中間という形で取りまとめることは難しいということで、取りまとめた意見に関してはまた改めてしっかり議会のほうにも報告をさせていただきたいと。またその中で、総合教育会議などに諮った上で市民や保護者等にも説明を進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再質問を行います。関連の。

○議長（中嶋新君）

齊藤功文君、再々質問です。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問ですか。再々質問を行います。

小中学校の統廃合の関連でございますけれども、今、部長のほうから答弁がございました。私も4月からずっと教育委員会を傍聴させていただきまして、ずっとこの中学校統合問題について関心を持ってきたわけでございますけれども、11月24日の定例の教育委員会で基本的には先ほど市長も部長も教育長も答弁がございましたけれども、4校案は難しいと。そういう結論になったと、こういうことでございます。それだけけれども、その経過とかいろいろなことについて十分報告書をまとめたいというようなことで、字句の修正とかいろいろされておりました。そして先ほどそれまでに取りまとめたものを議会とか、それぞれの関係機関へお示しいと今、答弁がございました。いつ、それを取りまとめて議会へ報告するのか、その1点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

齊藤功文議員の、関連質問の再々質問にお答えをいたします。

先月の定例教育委員会において方針のほうは決まったという状況であります。またその中で今回の、12月27日を予定しております定例教育委員会において、最終的にまとまった文言

の調整を現在行っておりましてので、その承認案を案が消えた段階で今までの経過、それから主立った各地域からいただいた意見、そうしたものをまとめたものとして作成をする運びになっております。そうしたものを作成した段階で直近の議会の集まるような機会がございましたら、そちらで報告をさせていただきたいと考えてございます。その上で先ほどから申し上げているとおり教育委員会としての方針が定まっておりますので、あと市長のほうとの調整をしっかりと図った上で市民の皆さまにも、保護者の皆さまにも報告をさせていただきたいという運びでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

市民活動・地域活動と行政の対応についての関連質問をいたします。

まず公共施設での掲示についてですが、先ほどのご答弁で市としては誹謗中傷でないもの、また宗教や営利目的でないもの、そういうものは各公共施設での判断に任せるということですが、そここのところが問題でまず市の方針がそれに沿ったものであるなら、もうすべて基本的には置くというのか、それとも各公共施設で制限をしてもいいか、そこがまずは市の方針としてしっかりとあるべき、そこを各施設に申し入れて、その上で各施設がスペースとかは考えなければいけないかもしれませんが、その市の方針を明確にするということはそういうことですので、改めてその部分を問いただしたい。

またその上で例えば図書館協議会でどういうことを決めていくのか。市にはしっかりとした基準がすでにあるわけです。その上で置くか、置かないかというのを、では図書館協議会で何を決めるのか、そういうことも含めて公共施設での市民活動、いろんな活動の掲示についてご答弁を願いたいと思います。

もう1つは地域委員会についてです。地域委員会の設置条例の中に地域委員会の権限として3つのものが、改めて申し上げるまでもありませんが、例えば市長が委任する事務に関する事項について処理すること、これは委任事項というのはイベントのこととか交流、それから根付いたまちづくりについてですから、これを地域委員会、今の現地域委員会が一生懸命やっていることは誰もが認めることだと思います。ただし、1項目めの市長が諮問する事項について審議し答申すること。また特に市が処理する事務に関する事項について市長に意見を述べること。これは地域委員会の趣旨が市民の意思を市政に反映しやすくするように設置するとありますから、大変ここが重要なものだと思うんですけども、ここの2点の活動がほかの委任事項に比べて非常に弱いというのが皆さん思っているところではないかと思っておりますので、その活動を活性化するためにどういうことを考えられているか、伺いたいと思います。

もう1つ、最後ですけれども地域活動の単位についてですが、これはあくまでも一例でありますけれども、青少年の育成活動は今、教育委員会が統合されて担当がそこになっておりますので、例えば教室みたいな子どもを集めるものについては統合、これから各地域の統合でそういうこともあり得るのかなとも思います。ただし、やはり青少年の育成ということで地域の見守りとか、その地域でどういうふうにあるべきかということを考えるときには、どうしてもその学校区の単位、小学校の単位とか旧町村の単位で、今まで皆さんが見守ってきたものを非常に大事にしていけないと青少年の育成のようなソフトとか、地域の皆さんが関わってくれないと

困るようなものは成り立っていかないと思います。そういう意味で地域活動の単位をどうしていくかということは非常にいろんな意味で大事だと思いますので、改めてご答弁を願いたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

野中真理子議員の関連質問にお答えをいたします。

1点目の公共施設の掲示についてでありますけども、先ほど申し上げましたように団体等の誹謗中傷、宗教や営利活動というものについては統一した見解で掲示することはできないとしております。各々の施設の設置目的があるわけありますので、そこらへんについては、基本的にそれ以外のものについては、掲示はいいという判断でございますけども、設置目的等がありますので、そこらへんについてはその管理者をお願いをしているという状況でございます。

次に地域委員会の関係で、もともとの諮問等、意見等を述べるのが本来で目的であるということでございます。

たしかに諮問等につきましては、委員会で答申、諮問ということがないわけでございますけども、今後につきましては重要施策等につきましては、諮問等をしていきたいと考えております。また意見等につきましては、これまでも各種計画等につきましては、意見徴収をさせていただいたり、提案等につきましても年1件か2件程度ではございますけども、いただいておりますが、さらに地域委員会の声を聞くような形を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

野中議員の関連質問にお答えをいたします。

私のほうから青少年育成の単位ということでお答えをさせていただきたいと思います。

今現在でも青少年の育成に関しては、北杜市民会議ということをも母体として各地域に地区民会議等が設置をされているという中で、「地域の子どもは地域で育てる」というスローガンをともにその単位で今も実施をしているという状況もございます。

また、さらに小さい地域では今もまだ育成会という各地域で単位ごとにそうした活動も盛んに進められている状況もございますので、その場面、そのシーンに応じてその規模、それから地域というものを考えながら青少年の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

関連の再々質問をいたします。

1つは地域委員会のことですが、今、おっしゃった各種計画に委員の意見を述べていただいているということ、これは各種計画の審議会等に地域委員が代表で出ているという、そ

ういう意味なんでしょうか。地域委員会として、要するに委員会としてそれぞれがまとまって何か言うということなのか。それを改めて確認させていただきたいのと、もう1点、公共施設での掲示物、ある一定の基準、誹謗中傷、宗教とか営利とかのものではないのであれば置いていいということで、そういうことでよろしいんですか。その確認をさせてください。

以上です。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

野中議員の再々質問にお答えをいたします。

地域委員会からの意見聴取ということでございますけども、重要な計画等につきましては職員のほうから地域委員会の協議会のほうにご説明を申し上げまして、その中でご意見をいただくような形を取っているところでございます。

また掲示のご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたもの以外については基本的に掲示はできるというふうに考えておりますが、各々の設置目的というのがあるので、そこらへんを勘案して管理者に任せているという状況でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野議員。

○13番議員（岡野淳君）

地上設置型太陽光発電施設について、関連質問をさせていただきます。

まず1つ、1点は7番目の発電施設が5月以降どのくらい増えたかという点に関するところでございますけれども、現在、大泉のいわゆる八ヶ岳高原ライン沿いに仙人小屋という有名なお店がありますが、その南側の急斜面の谷底で太陽光パネルの設置工事が始まっています。資料によると伐採の総面積が1万4千平方メートルというから結構な面積なんですけども、そのうちの約900平方メートルを使ってすでにパネルが張られていて、今さらに追加の工事が行われているように見えます。当然、これ届け出が出ているはずなんですけども、この実態、つまりかなりの面積にもかかわらず実際に今、工事が行われているのはそのうちのわずかということで、この総体の実態がどうなのかということをお市がどの程度、把握しているのかを伺います。

それからもう1点は8番目の改正FIT法の件についてですけれども、先ほど来ご答弁を伺ってしまして、要するに再生可能エネルギーを抑制するものではなくて設置に当たっての関係法令の遵守を担保するものなんだと。設置に関する制限は既存の法令が根拠になるというようなご答弁をいただいたと思うんです。ただ、これは資源エネルギー庁のホームページの中にあるこの改正の内容説明をした文書があるんですけども、ここの一文に再生可能エネルギー発電事業を営むにあたって、法令（条例を含む以下同じ）を遵守することは当然の前提です。しかしながら、中には法令において定められているルールを遵守していない業者が存在しているとの指摘があります。こういう一文があります。つまりこういう業者がいるのは事実だから、そこをなんとかしなくてはいいけませんよということが書かれているんです。そのためにFIT法を改正して、条例ですからこれは地方自治体が定められる条例ですよ。これを無視している業者は注意勧告しますよ。それでも駄目だった場合には、最悪の場合は認定を取り消しますよ、こういうルールになったわけですよ。ですからこれは北杜市がこの改正FIT法を利

用して、北杜市の宝だといわれている景観とか自然環境をどこまで必死になって守ろうとするかという姿勢が問われる内容だと思うんですね。そこらへんの考え方をいま一度お願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

まず八ヶ岳高原ラインの太陽光発電施設設置の関係でございます。

これにつきましては、景観計画区域内工事届出書が事業者から提出されておりますが、該当となる行為は太陽光発電施設の設置と木竹の伐採の行為であります。太陽光発電施設については62.4キロワットの設置であり、木竹の伐採については伐採面積約9千平方メートルで、その目的は太陽光発電施設の設置ということでございます。

今後の太陽光発電施設の設置計画については事業者には確認しておりますが、現在未定であるとのことでございます。確認の際、事業実施に当たっては地域への周知はもちろん説明会の実施など本市指導要綱をはじめ、県ガイドラインの内容を確認の上、進めるよう併せて指導をしているところでございます。

続きましてFIT法の解釈の問題でございますけれども、市としましては先ほど答弁をさせていただきましたように、FIT法は発電設備増加に伴い土地利用に関する防災上の懸念や地域住民とのトラブルが生じているケースもあり、その設置場所を巡る土地利用の規制の遵守や地域社会との共生が不可欠として関係法令の遵守を担保する仕組みを設けたということでございまして、この関係法令を遵守しない場合は改正FIT法に基づいて改善命令、認定の取り消しを行うことができるとしたものと解釈しているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

岡野君。

○13番議員（岡野淳君）

まず大泉の件ですけれども、ここは土砂災害特別警戒区域に接しているのか、隣り合っているのか、近いのか分からないけどそういう土地なんですよ。非常に過去の歴史からも見てもそういう災害が起こり得る土地なわけですから、そういう心配をされる方が大勢いらっしゃるということ。それから先ほどの答弁の中で地域への説明を必要によっては行うということ、ここほとんどシカとリスとイノシシぐらいしかいない場所で、人里から相当離れている場所なんです。今おっしゃった地域というのはどこらへんを指すのか、もしお考えがあるなら伺いたいと思います。

それからFIT法の改正については、繰り返しになりますけれども条例を含むという一文があるわけです。ですから関係法令以外にも北杜市がきちんとした条例を持っていれば、それに抵触した場合は最悪の場合は認定を取り消すということが解釈できるわけなんですよ。ですから何度も言いますが、北杜市がどこまでこれを使って条例をつくって整備して、このFIT法の趣旨に合うように業者を指導していくかということだと思うんです。だから関係法令うんぬんということよりも自分たちの条例をどうするかという話だと思うんですよ。ですから例

えば具体的に言うと数値化が難しいと言われているセットバックの問題とか、あるいは近隣住民との合意を義務付けるとかということができないのではないかと思うんですけど、そこらへんの考え方をもう一度お願いします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

岡野議員の関連の再々質問にお答えいたします。

まず八ヶ岳高原ラインの施設でございますけども、これにつきましては市への景観計画区域内工事届出書などの事前協議の届けの際、土砂災害警戒区域に該当する場合はこれを避けるよう、その他関係法令等を確認し遺漏ないように指導しており、所管する法令が山梨県となる場合は山梨県に確認、相談を行うよう指導してきてございます。

またFIT法のことでございますけれども、先ほど申しましたようにそんなような形で理解してございます。またこれから条例化や条例の一部改正については、すでにいくつかの法令による規制があり、これらの法令に抵触しない範囲で保護すべき法的な利益を条例の目的に定める必要があり、また工作物の中で太陽光発電施設のみを規制する根拠を明確にすることや土地利用の制限を伴う条例を制定する場合には財産権との整合性を図る必要があることなど、現在の法制度においてはさまざまな課題があると考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

次に公明党の会派代表質問を許します。

公明党、21番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

公明党を代表いたしまして、会派代表質問をさせていただきます。

第2次総合計画と5つの主要施策について。公共施設の今後について。中部横断自動車道（長坂～八千穂）について。人材育成と人材発掘について。以上4項目につきまして代表質問をさせていただきます。

振り返りますと約12年前、北杜市が誕生いたしました。そのときにあった計画は合併以前の町村が持ち寄りました新市建設計画でございました。その後、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の構築を目指して、第1次総合計画が策定されたところでございます。第1次総合計画の一丁目一番地は、前白倉市長が常に訴えておりました財政の健全化でございました。そのときはわれわれ議員の中から代表者が市民会議に入りまして、総合計画の審議に入った経緯がございました。

しかし、北杜市議会といたしましてはそれらの審議等につきましては議員がその後、審査をするものですから報告等をいただきながら、最終的な判断は議決権に基づいて行うという対応を取っているところでございます。

この12年間、非常に激動する時代背景でございました。総合計画の中に行政改革大綱やア

クションプランやさまざまな計画を盛り込んだわけでございます。それらを基本といたしまして今の北杜市でございます。多くの方がご承知のとおり国、県内外から賞賛を浴びているところでございますし、多くの議員の皆さまや関係諸団体の皆さまが視察にも訪れているところでございます。

白倉前市長からタスキとバトンを受け取り、渡辺市政の誕生に喜びと期待を寄せています。女性のしなやかな感性と妥協を許さない視点は、県内外から注目されているところだと思います。「子育て支援と福祉」「雇用」「教育」「スポーツ」「女性の活躍」の5つの主要施策と第2次総合計画の整合性について質問をいたします。

1つ目といたしまして、第2次総合計画に5つの施策を具体的に実現するための検討および協議のプロセスについてでございます。総合計画はそこそこ固まっているところではございますが、いかにこの5つの主要施策を入れるかということについてお伺いをするところでございます。

2つ目といたしまして北杜市に限らず各自治体の、日本もそうですが多様な考え方を持っている方がいらっしゃいます。多様な考えをお持ちになる市民、職員、議員の協働によりまして、それらの考え方を市政に反映する取り組みについていかがお考えか伺うところでございます。

3つ目といたしまして行財政運営の税収確保、市債の発行抑制、経常経費の削減の具体的な取り組みについてお伺いをするところでございます。

2項目めに移らせていただきます。公共施設の今後についてでございます。

公共施設につきましては老朽化により補修、改修、建て替え、解体または北杜市が管理すべきか否かの判断により売却譲渡等が今後、行われていくものと考えております。今までも各々そういった計画を各セクションでは考えながら、財政に対して逼迫にならないようにいろんな施設を現実として売ったところもございます。貸したところもございます。しかし今、われわれの置かれている状況は、そもそもが地方交付税は今後削減に向かっていくでしょう。そして社会保障は年々増加しております。例をとれば国保は50億円を超えました。介保も約35億円です。しかし介護保険を見ても市からの持ち出しは12.5%あるわけでございます。当然、費用負担も願ったり県や国からの税もいただくわけでございますが、それらにつきましては、今後、この公共施設をどのように、市民の皆さまのサービスをなるべく低下しないように、どうあるべきかを考えていく、もうここが最後の最終地点かなと思っております。12年間、指定管理者制度を用いまして多くの施設の評価は、今まさにでき上がっているところでございます。そういったものをきちっと精査するときがきたのではないかというふうに思っておりますし、また教育現場やまた生涯学習の現場でもどうしてもこれを避けては通れない現実があるわけでございます。

1番目といたしまして学校、保育園、社会体育施設、生涯学習施設の老朽化の状況について伺うところでございます。

2点目といたしまして、老朽化および実情により建て替えを必要とする施設についてお伺いをいたします。

3つ目といたしまして、老朽化および実情により改修を必要とする施設についてお伺いをいたします。

4つ目といたしまして建て替え、改修を今まさに必要とする施設の今後の計画についてお伺いをいたします。

5つ目といたしまして、解体を必要とする施設について、どんな施設があるかお伺いをいたします。

6つ目といたしましては、これは各々のセクションの話になりますが、公共施設の管理計画についてお伺いをいたします。住宅課であれば住宅課においても施設管理につきましてプランを立てております、ストック計画を立てておりますが、ほかのセクションでも各々にはやっているかと思っております。それらについてお伺いをいたすところでございます。

7番目でございます。合併特例債、過疎債の発行による財政負担の考え方についてお伺いをするところでございます。平成32年をもって残念ながら特例債は終了を迎えるということでございますし、また今の現状は70億円から80億円の発行限度が特例債の限度となっているように承知をしているところでございます。過疎債につきましては須玉、白州、武川が該当するわけでございますが、これとて新過疎法の期限がございますし、その後また過疎地域に指定されるかどうかはまだまだ今後、総務省と財務省の熱い戦いがあるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

8番目といたしまして、公共施設管理の計画作成についてお伺いをするところでございます。これはすべての施設を指しております、学校、保育園、社会体育施設、生涯学習施設以外のものも含む全施設の公共施設管理の計画についてでございます。

3項目めに移らせていただきます。中部横断自動車道（長坂～八千穂）についてお伺いをするところでございます。

中部横断自動車道は市長の公約の1つでもございます。太平洋と日本海を結び港湾整備の推進と陸路、海路の短縮により地方と世界の物流が新たな高速道路網の形成により実現されます。国内の交流連携はもとより世界の国々との連携により沿線地域における産業、経済、観光、文化等の振興が図られ、地方創生と国土の均衡な発展につながることを思います。

高速道路を振り返りますと、われわれは中央自動車道を日常的に使っております。京浜方面に行くにも長野・信越方面に行くにも使わせていただいております。この中央自動車道がなかったらわれわれの地域は経済が成り立たなかったんだなというふうに思います。また多くの定住者の皆さま、移住者の皆さまもこの中央自動車道がなければこの地に訪れることはなかった方も多いいのではないかと思います。首都圏から約2時間というこの北杜市の環境は非常に時間的な問題と、そしてもう1つ、首都東京に近いという利便性が相まって今の私どもの地域が、たしかに人口減少はありますが成り立っているというふうに私は鑑みるところでございます。私自身も中央自動車道を使いまして、私用やら仕事やらいろんなことを常日ごろ使っているところでございますが、ないということになりますと非常にここの地に留まったかどうかということとは私自身も自信がございません。

多くの思いが詰まった中央自動車道、そして約30年を経とうとしている基本計画区間が長坂～八千穂間でございます。これらについて市長にお伺いをするところでございます。

1番目でございますが新ルート沿線の会の皆さまが市長候補者の皆さま、3名の皆さまへの公開質問状を求めました。これにつきましては、市長選の当然、前でございます。そしてホームページの内容を見ても本来は市長選の前に市長選の争点として、これらをあげたかったのかと思いますが、それらを判断していただきたいという思いの中で公開質問状が出されたというように私は思っているところでございます。市長および3候補者の回答およびお考えについて市長の見解をお伺いいたします。

2 番目といたしまして今後、早期実現に向けて各種団体の連携および協力体制についてお伺いをするところでございます。関係諸団体もございますし、さまざまな団体がございます。北杜市には多くの団体もございますし、また関連する北杜市以外の団体もございます。それらについての協力体制についてお伺いをするところでございます。

3 番目といたしまして、やはりこの長坂～八千穂間の沿線自治体というのは北杜市、南牧村ないし川上村、小海町というふうに認識をしているところでございます。一番お隣さんは南牧村になるんですが、一番ルート帯的にも長くなるんだろうと予想はされているところでございますが、沿線自治体との連携についてお伺いをするところでございます。

4 項目めにつきまして、質問をさせていただきます。人材育成と人材発掘についてでございます。

振り返りますと北杜市が今現在あるのはその昔、北巨摩教育と言われたとおり教育に力を注がれた先人たちが多くいたおかげで、この地が今このように立派に成り立っているんだというふうに私は鑑みるところでございます。

そこでスポーツ、文化活動、サークル活動の充実につきましては、人と人を結びつけ地域の活力と連携協働を生むものであります。人材育成と人材発掘に欠かせないものだと重ねて思うところでございます。

市長の所信表明の中にもありましたがフランス、サッカーのワールドカップに行ったU - 1 2、小学校6年生以下のカテゴリになりますが、北杜市の小林凜音君が代表として大活躍をいたしました。しかし、その凜音君を振り返るときにそのお父さんもやはり小学校時代、U - 1 2、小学校のカテゴリの中で全国大会に出場しております。そしてその監督は実際、今、校長さんをされておりますが、当時の甲府クラブにも所属した方でございます。不思議な縁でございますが、こういった縁によって私たちというのは結びついているのではないかなというふうに思います。それで以下、質問いたします。

1 番目といたしまして、スポーツ少年団の指導者育成についてお伺いをするところでございます。

2 番目といたしまして、スポーツ少年団の統合についてお伺いいたします。

3 番目、スポーツ少年団の交流事業についてお伺いをいたします。

4 番目といたしまして市内スポーツ少年団、団員内の交流についてお伺いをするところでございます。

5 番目といたしまして、中学校の部活動の存続についていかがが見解をお伺いいたします。

6 番目、中学校、部活動外部指導者についてお伺いをするところでございます。

7 番目、文化活動の充実のための施策についてお伺いいたします。

そして8 番目、女性を中心とした気軽に集える茶飲みサークルの開催について提案をいたしますが、いかがお考えかお伺いをするところでございます。

以上、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

はじめに、第2次総合計画と5つの主要施策における多様な考え方を市政に反映させる取り組みについてであります。

今まで本市が行ってきた、子育て世代の経済負担の軽減や給食費の保護者負担の軽減策などさまざまな施策が市民の皆さまに正しく理解されていなかったり、伝わっていなかったものがあったかと思えます。このようなことから私は、できるだけ多くの市民の皆さまに行政の思いや施策について丁寧に伝えるとともに声を聞きたいと考えております。

具体的には子育て世代や高齢者などが集まる場所に出掛け、対話を通じて互いの理解を深め市民参加の意識を醸成してまいりたいと考えております。

私の掲げる5つの主要政策については、現在策定している市の最上位計画である第2次北杜市総合計画と整合性を図っているところでありますが、市民の皆さまからいただくご意見等については、今後の実施計画における施策の参考とさせていただきたいと考えております。

また活力ある組織づくりの推進として積極的に地域に溶け込み、地域づくりに貢献できる職員の育成を行い、市民や議員の皆さまをはじめ職員と協働して市政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に公共施設の今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに合併特例債、過疎対策事業債の発行による財政負担の考え方についてであります。

合併特例債と過疎対策事業債は、いずれも普通交付税の算定において元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される有利な起債であり、公共施設の改修等にも可能な限り活用していくこととしております。

また、通常では起債の対象とならない公共施設の解体に要する経費についても、現在策定している公共施設等総合管理計画に基づいて行われる場合には、合併特例債の活用が可能となることや同様に他の起債の対象にならない維持補修に要する経費に対しても過疎対策事業債が活用できることなどそれぞれの起債の特徴を踏まえ、計画に基づく公共施設の整理統合に伴う解体や補修などの財源としても有効に活用してまいります。

一方で合併特例債、過疎対策事業債のいずれも平成32年度までが発行期限となっていることから有利な起債を最大限活用できるよう、近い将来必要となる施設改修などについて計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設管理の計画作成についてであります。

本市では合併前に整備した多様かつ多くの公共施設を抱え、今後の維持・更新費用が増加し財政への影響が懸念されることから平成25年度に公共施設マネジメント白書を策定しました。また国は平成26年度に公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示し、庁舎や学

校などのハコモノと道路や上下水道といったインフラのすべてを含む公共施設等について、管理計画の策定を求めているところであります。

本管理計画は厳しい財政状況が続く中で今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針等を定める計画となります。

このようなことから施設分類ごとの個別具体的な再編・再配置や複合化・多機能化および地域や民間への譲渡などの方針は、学校教育施設や子育て施設はもとよりスポーツ施設や産業観光系施設などについても、別途策定を予定している個別計画に位置付けることとしております。

次に中部横断自動車道（長坂～八千穂）における公開質問状の回答および各候補の考えについてであります。

本年10月26日付けで、中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会から公開質問状をいただきました。中部横断自動車道は高規格幹線道路として山梨県、長野県、静岡県、新潟県の県域を結び太平洋および日本海の臨海地域と山梨県、長野県との連携・交流を促進するとともに災害時のネットワークの構築、物流体系の確立や広域的観光ゾーンの開発等に寄与するものと期待されております。これらを踏まえ、長坂～八千穂間の一日も早い事業化・全線開通の必要があることを真摯に回答したものであります。

現在、沿線住民の会のホームページ上で公開されておりますとおり、私以外のお二人の方もおおむね同様な考えであったと認識しております。

次に、人材育成と人材発掘における女性を中心とした茶飲みサークルの開催についてであります。

教育委員会では市民に誰もが学習することができる機会を提供するため、さまざまな講座を開催しております。

今後はさらに市民の学習機会の充実と女性の活動の場を広げるために、女性が気兼ねなく集い、情報交換などができるサークルの開催について検討してまいります。

そのほかにつきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公共施設の今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに学校施設、社会体育施設、生涯学習施設の老朽化の状況についてであります。

市内小学校11校の校舎、体育館、プールなどの学校施設は43施設あり、建築年数が20年以上の延べ床面積は全体の78%を占め、全体的に老朽化が進んでおります。

一方、市内中学校9校の学校施設は34施設あり、建築年数が20年以上の延べ床面積は全体の48%を占め、老朽化が進んでいる施設も出てきております。

市内の社会体育施設については体育館、武道場、ゲートボール場、プール等、27施設を有しており、昭和46年以降に建設された建物であり、いずれも建築から相当の年数が経過していることから老朽化が進んでいる施設が多くなっております。

また生涯学習施設のうち明野総合会館、高根町農村環境改善センターなどの集会施設は10施設で、そのほとんどが昭和50年代から60年代に建設された施設であります。須玉ふ

れあい館などの3ホールについては、平成11年から16年の建設となっております。

次に、老朽化などにより建て替え・改修・解体を必要とする施設についてであります。

まず学校施設については現時点において建て替え、解体が決まっている施設はありませんが老朽化による建物自体の寿命や設備の不具合等を是正していくために須玉小学校においては本年度校舎の大規模改修工事を実施しており、高根地区統合小学校についても平成31年度の開校を目指し、付帯施設の整備も含め改修等を実施してまいります。また、他の小学校施設につきましても計画的に改修を実施し、教育環境の整備に努めてまいります。

社会体育施設、生涯学習施設については、昭和46年に建設された高根武道場や昭和62年に建設された明野総合会館の老朽化が進んでおりますが、他の施設も含め総合管理計画との調整を図る中で今後の整備方針を決定してまいりたいと考えております。

なお、市内の社会体育施設や生涯学習施設については、現時点で早急に解体を必要とする施設はないものと捉えております。

次に管理計画についてであります。

小学校施設については本年度、高根北、高根清里小学校を除く市内小学校9校の現況を調査し今後の財政負担の軽減、平準化を図った上で計画的に施設改修等を実施するため、北杜市小学校施設中長期保全化計画を策定しております。

また中学校施設につきましても必要な改修等が行えるよう中長期的な保全化計画を策定し、今後の見通しを踏まえた上で計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

社会体育施設や生涯学習施設については管理計画を策定していない状況にありますが、これらの施設は市民の芸術文化スポーツ振興に加え、防災面でも大切な機能を有することから施設の機能面と利用状況や市民の意向を踏まえて検討してまいります。

次に人材の育成と発掘について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スポーツ少年団の指導者育成についてであります。

現在、本市では指導者育成のため、スポーツ少年団認定員の資格取得や指導者登録手数料を負担しております。また、市体育協会では指導者研修会を開催しております。

今後も市体育協会や市スポーツ少年団本部等との連携を図りながら、指導員の資質向上と育成発掘に努めてまいりたいと考えております。

次にスポーツ少年団の統合についてであります。

現在、本市のスポーツ少年団は14種目に40団体あり、819名が団員として登録しております。しかし少子化の影響で1団当たりの構成人数は減少傾向にありますので、チーム競技については学校単位のスポーツ少年団活動が困難となり、他の団と統合する場合も出ております。このようなことから各団に積極的な勧誘活動をお願いする一方、市の広報紙やホームページで団員募集を行うとともに市内小中学校にチラシの配布をお願いするなど、活動のPRをしております。しかし団員の確保に結びついていないところもありますので、今後、市スポーツ少年団本部など関係者を交え、団員確保と併せて統合する団への有効な対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ少年団の交流事業についてであります。

各スポーツ少年団において、本市と姉妹都市などを結んでいる市等のスポーツ少年団と大会や試合などが行われております。

今後はスポーツ少年団の普及、活動の活性化を図るためにも市スポーツ少年団本部や指導者

等と連携しながら交流の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内スポーツ少年団の交流事業についてであります。

これまで子どもたちを対象に一流スポーツ選手によるスポーツ教室を開催しており、基礎的な技術や応用技術の習得はもとよりスポーツに親しむ基礎を培うほか、スポーツ少年団などの交流の場にもなっております。また市スポーツ少年団本部では、市内スポーツ少年団が一堂に会して交流活動を行う北杜市スポーツ少年団大会を開催しております。

今後もさまざまなスポーツ教室の開催を通してスポーツの普及と交流を推進するとともにスポーツ少年団の異なる種目チームとの交流も視野にした取り組みについても、市体育協会や市スポーツ少年団本部などと協議してまいりたいと考えております。

なお、山梨県体育協会では県内の団員および指導者の交流やリーダーの養成を目的とした県スポーツ少年大会や県内各地のスポーツ少年団員がさまざまな種目をとおして仲間づくりができる県スポーツ少年団フェスティバルを開催しておりますので、会議等を通して各団員の積極的な参加をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、中学校の部活動の存続についてであります。

部活動については学校教育活動の一環として教育課程との関連を図りながら、各学校において計画することと位置付けられております。

学校の小規模化に伴い、チーム競技については人数が集まらないことから部活動種目が減少しておりますが、他校と協力しながら合同チームを結成し大会への出場を果たした部もあります。部活動は重要な学校教育活動の一つであることから今後も校長会等を通じ、各学校の情報交換を行うとともに、合同チームの結成など創意工夫をしながら部活動の存続について検討していきたいと考えております。

次に、中学校の部活動外部指導者についてであります。

部活動については、生徒の健全な成長の促進の観点から外部指導者の制度化や配置促進などを図ることが重要であると国においても議論されているところであります。一方、市内中学校では小規模校が多いことから顧問教員の配置で補えない面も多く、安定した部活動を維持していくためには外部指導者の活用が有効な手段であると考えられており、現在もバレー部、剣道部、テニス部、卓球部、サッカー部などで外部指導者をお願いしている学校もあります。

地域の優れた人材を活用することにより、地域との連携も強化されるなどの利点もあることから、校長会とも外部指導者の活用について協議してまいりたいと考えております。

次に、文化芸術活動充実のための施策についてであります。

文化芸術活動は心に豊かさと潤いをもたらす生きがいのある人生を築く糧となる活動であり、本市ではこれまでクラシックコンサートや劇団公演などを市内ホールで開催する一方、民間が開催する清里フィールドバレエや薪能などへの鑑賞体験事業を行うとともに八ヶ岳音楽祭、八ヶ岳トロンボーンフェスタなど市民団体などが主催する芸術文化活動への助成をとおして市民が一流の芸術文化に触れ、楽しさや豊かさが実感できる機会の提供に努めてまいりました。

本市は優れた芸術文化活動をしている人材や芸術文化施設に恵まれていることから、今後はこれらの資源を一層生かすとともに、北杜市芸術文化スポーツ振興基金の活用を図りながら優れた音楽や演劇などを鑑賞する機会を創出してまいりたいと考えております。

また、市文化協会や市民団体等の活動についても引き続き支援することで芸術文化活動への参加促進、活動の活性化を図ってまいります。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

第2次総合計画と5つの主要施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第2次総合計画への5つの施策の実現および協議のプロセスについてであります。

現在、第2次総合計画前期基本計画を策定中ではありますが、基本計画は基本構想に基づき具体的な行政の方向を明らかにするため、本市行政の基本的な重要事項について作成する計画であります。

現在、庁内で組織する総合計画策定本部会議において、前期基本計画と5つの施策との調整を進めているところであり、今後、総合計画審議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ本年度中に策定することとしております。

次に税收確保、市債の発行抑制、経常経費削減の具体的な取り組みについてであります。

現在、策定している第4次行財政改革大綱およびアクションプランに具体的な取り組みを掲げ、将来を見据えた行財政運営に努めていくこととしております。

主な取り組みを例示しますと、まず負担の公平性の観点から各部局が連携し収納率の向上に努めるとともに農業型生産法人等の企業誘致を積極的に進め、雇用や税收等の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

また、市民1人当たりの市債残高が他市に比べて依然として高い水準になっている状況を踏まえ、臨時財政対策債を除く市債の発行額を各年度の元金償還額の範囲内にすることにより市債の発行を抑制し、より一層の市債残高削減に努めてまいります。さらに普通交付税の合併特例措置の期限終了を見据え、全庁的な経費削減に努めることとし、予算編成方針に一定のシーリングを設け、要求段階から各部局で施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除することとしております。

このほかにも将来を見据えた行財政運営に向けさまざまな取り組みを進めますが、各取り組み項目の具体的な内容については今後、行政改革推進委員会における議論を踏まえて、大綱およびアクションプランに反映させてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公共施設の今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育園の老朽化の状況についてであります。

市立保育園においては現在、病児・病後児保育を実施している長坂保育園秋田分園を含め15園を開設しております。15園のうち昭和52年度に建設したはずみ保育園および小淵沢西保育園が最も古く、また本年度末に建築後30年以上が経過する建物が10園で全体の約6割を占める状況にあり、合併前の旧町村において大規模改修等を行っているものの合併後に建設した須玉保育園・南部こども園を除き、年々修繕箇所が増加傾向にあります。

各園においては園児の安全を第一に部分的な修繕を行っている状況にありますが、施設の中

には徐々に修繕の範囲が広がっている施設もあり、大規模改修や建て替えなどの検討を進める必要があります。

次に建て替えを必要とする施設についてであります。

保育園の老朽化に伴う整備については既存建物の現状を総合的に判定し、部分改修、大規模改修を原則に整備を行ってまいりたいと考えておりますが、昨年度実施した建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査によると、いずみ保育園などにおいては建物に影響を及ぼす緊急性が高い修繕箇所が多いと判定されており、建て替えも含めた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に改修を必要とする施設についてであります。

特殊建築物等定期調査において、すべての園で修繕箇所の指摘を受けたことを踏まえ、改修規模、工法等の検討を進めてまいります。

次に今後の保育園の整備計画についてであります。

園児の安全な受け入れを行うためには既存施設の整備は必要であり、今後の整備に当たっては施設の状況を把握し、保護者や地域の皆さま、北杜市子ども・子育て会議などのご意見を伺いながら来年度、整備計画を策定し計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に解体を必要とする施設についてであります。

園児数の減少が著しい園において、今後、北杜市保育園充実プランに基づく統廃合による廃園を行う場合は施設の老朽化を考慮し、解体を検討してまいりたいと考えております。

次に管理計画についてであります。

保育園においては管理計画を策定していない状況にありますが、子どもたちの安全面に配慮した適切な施設管理を行う必要であることから、来年度策定を予定している整備計画の中で施設管理の方針を定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道（長坂～八千穂間）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、早期実現に向けた連携および協力体制についてであります。

これまで、中部横断自動車道の早期実現・早期全線開通の市民の皆さまからの声を国・県に届けてまいりました。今後もさらに多くの声を届けるよう国で決定された対応方針に基づき、本市の魅力である景観や自然環境に配慮した道路整備の促進に向け、関係団体や沿線市町村との連携をさらに深め、一致協力して取り組んでまいりたいと考えております。

次に沿線自治体との連携についてであります。

中部横断自動車道の早期実現はこれまで山梨県、長野県、静岡県、新潟県の沿線自治体と連携し取り組んできたところであります。山梨県および県内沿線市町村とは、本年3月に県が策定した中部横断道沿線地域活性化ビジョンの実現に向け、連携して具体的検討に取り組んでいるところであります。

また、これまで長野県南牧村や川上村など南佐久地域とは「人・モノ・文化」などの交流があり、今後も大事にしていきたいと考えており、中部横断自動車道の開通により広域的な地域

の活性化につながるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

4項目につきまして、すべて再質問をさせていただきます。

まず1項目ずつお願いいたします。

第2次総合計画と5つの主要施策についてでございますが、3番目の行財政運営の税収確保、市債の発行抑制等の回答でございましたが、これは収納率をアップする、また農業法人等の経済的な環境を整えて収益を上げるというお答えと、先ほど気になったのは臨時財政対策債については北杜市は今まで発行をなるべくしなかったわけでございます。発行をしないことによって、その後交付税算入される元金と利子が毎年積み上げながら北杜市には入ってきたわけでございます。そういったしますと先ほどの答弁でいきますと、なかなかこれから先は臨時財政対策債も借りながら財政運営をしていかなければならないように聞こえますが、それについていかがお考えなんでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

臨時財政対策債の今後の発行等の状況についてでございます。

これにつきましては、議員おっしゃるとおり借り入れができる上限額が国から各市町村のほうに配分されますが、実際発行する額につきましては各団体の裁量に任されておりまして、国が配分した発行可能額の全額基礎として後年度の普通交付税に算入されるというルールでございます。これで臨時財政対策債を発行しないことには当然、議員おっしゃるとおり普通交付税の算入ということが見込まれますけれど、これにつきましては私ども市といたしましては、今まで発行回避というものに努めておりました。実際、平成23年度から平成27年度におきましては発行を行っておりませんでした。しかしながら今後、見込まれる普通交付税の段階的縮減などの影響によりまして、歳入の減少が見込まれる中、これからの発行回避は困難な状況であることが予想されます。

ただし本年度、28年度につきましては現時点では発行を回避できるという見込みでございますけれど、先日お示しいたしました財政の中長期見通し、これにおきましては平成29年度以降、毎年発行を見込んでいますところではありますが、今後発行につきましては最小限にできるように努力をしていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

再々質問を行わせていただきます。

臨対債につきましては今の説明でございますが、おそらく国は今後、地方交付税をあまり出せなくなる環境になる。その代わり臨対債を発行させるという方向に転換する可能性があるわけございまして、そういったしますと先ほどご答弁のとおり、やはりそうはいつでもすべてを発行するのか、しないかという判断をいずれしていかなければならないわけございまして、それらについてももう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに先日示されました来年度の地方財政対策につきましては、やはり交付税のほうが減になりまして臨財債のほうが増になっているということでありまして、一般財源の総額といたしましては確保されているということございまして、私どもも計画では徐々に発行はしていきますけど、なるべく発行の額を最小限に抑えるという方向で考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

それでは2項目めの公共施設の今後について、再質問を行わせていただきます。

先ほど、簡単に言うと老朽化が厳しいですよという施設が3施設、耳に残りました。いずみ保育園につきましては、老朽化が進んでいるということございまして、そしてこのいずみ保育園、実情を考えますと子育て支援住宅が今後できまして入居いたします。須玉の子育て支援住宅におきましては、子育て支援住宅を建てて1年くらいで6名が誕生したということございまして、今後、どうしてもそういったしますといずみ保育園はたくさんの方の園児が増えるというのは目に見えているわけございまして、それは同時に建て替えをきちっと検討されて、どうしても合併特例債の期限があるわけございまして、今ある計画をつくっていくことも大事ですが、今あることをきちっと対応していくことも大事でございます。それらについて進めべきと考えますがいかがでしょうか。

そしてもう1点、明野の総合会館や高根の改善センターについても、もう先ほど年度で言う古いわけですから、これはすぐに調査・検討をして予算的な配慮をしていかないと地域のコミュニティに影響が出ると思いますが、それらについてもご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

いずみ保育園が老朽化しているので早急な対応が必要ではないかという質問でございます。

いずみ保育園につきましては、ここ数年110人前後の園児の数でございます。また来年1月には入居が始まる子育て支援住宅においては、就学前の園児が25人いる状況であり、そのうち1月からの入園希望は1人となっておりますが今後、園児数は増加すると見込まれていると

ころでございます。

なお、いずみ保育園は緊急性を要する修繕箇所が多いことや今後の園児の増員により保育室の確保が厳しくなるということが予想されますので、早急に施設整備する必要があると考えております。

この園に関しましては大規模改修をした場合、現在の建物、本体の耐久性の確保を求めた場合、多額の費用が必要になることが考えられます。このような状況から財源の調整を行い、建て替えの方向で検討を進めてまいりたいと考えております。調整の状況によっては来年度予定している整備計画策定と並行して実施計画などを進め、早期着工ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

明野総合会館についてのお考えということだと思います。

明野総合会館の改修につきまして、総合会館には所管替えがございまして、平成26年度より教育委員会のほうで所管をしている施設でございます。また施設につきましては、建設後30年以上が経過をするという中で検査においても劣化の箇所の改善の指摘を受けているという状況になっております。

施設は図書館、それから児童館も併設する複合施設ということであり、多くの市民の方が利用をいただいているということも踏まえて、来年度の設計、それから早期に必要な改修を実施して利用者の安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

以上でいいですか、答弁。高根の農村環境改善センターについての見解を。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

大変失礼いたしました。

内田俊彦議員の再質問にお答えをさせていただきます。

高根農村環境改善センターについても、やはり同様に劣化が進んでいるという状況から指摘も受けていることを踏まえて、明野と同様に対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

再々質問を行います。

先ほど聞いておりますとやはり老朽化、劣化、いろんな事情があってもこれをしなければならぬということは現状、今の中で分かっていると。と言いますと、どうしてもこれは両方特例債ということになるんでしょうが、特例債をはめなければならぬ現実もあるわけですから、やはり計画は早期なものは早期に計画をして、管理計画は管理計画もきちっとやり

ながら両方をどうしても並行に進まなければいけない現実があるわけでございますけども、それらについて総合的な見地に立って回答をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

現在策定しております公共施設等総合管理計画、これに基づきましてそれぞれの公共施設にしてもインフラにしても個別計画を策定することになっておりまして、その中でも公共施設につきましては、先ほど議員おっしゃるとおりそれぞれの施設で老朽化等進んでおりますので、それらは総合管理計画と並行しながら早急に対応するものは対応するという方針で市としても進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

3項目めの中部横断自動車道について再質問を行います。

先ほど答弁の中で南牧村、川上村の話題が出ました。やはり直接接しているところでございます。またこれからそこをルートの、どういうルートになるか分かりませんが走るわけで、計画が進むというように考えるところでございまして、そこについてはきちっと連携をしたり、していかなければいけないと思いますが、それについてはいかがお考えかお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

内田議員の再質問にお答えいたします。

長野県の状況ということでございますけども、現在、工事が進められております佐久南インターチェンジから八千穂インターチェンジの間については順調に工事が進んでおり、平成29年度の開通を見込んでいるとのことでございます。また現在、佐久南インター周辺に佐久市が進めている道の駅ヘルシーテラス佐久南は、来年7月開業を目指しているとのことございますので、八千穂インターチェンジ以南については本市同様、県および沿線市町村が連携し要望活動を行っている聞いておりますので、市としましても今後も連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

再々質問です。

つまり各種団体、私ども地域の各種団体も含めお隣も含め連携をより一層深めながら、これは早期実現を目指すというお考えでよろしいですか。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

中部横断自動車道を見据えたまちづくりビジョンの具現化に向けた、これまでの取り組みに加え、さらに市民、団体の皆さまおよび沿線自治体との連携の強化を図るとともに内外に向けた情報発信についても努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

最後の項目の質問となります。市長、先ほど答弁をいただきました人材育成と人材発掘についてでございますが、これ市長、得意な分野だと思います。8番目に言いました女性を中心とした気軽に集える茶飲みサークルの開催について、これはあくまで私は気軽でなければ駄目だと。なんか行政が手取り足取りやるものではなくて、自発的なものが必要となると思いますが、そういうふうにしていただきたいと思っております。それが多くの知恵をいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

先ほども地域に出てという答弁もさせていただきましたが、さまざまな方たちと交流を深めてまいりたいという考えでおります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○21番議員（内田俊彦君）

以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を終わります。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

渡辺新市長には市民生活向上、福祉向上にぜひお力を尽くしていただきたいと考えます。

まずはじめに、国民生活に重大な影響を与える安倍政権の姿勢について述べさせていただきます。

安倍内閣が提出した年金カット法案が自民公明の与党と維新の賛成多数で可決強行を行いました。国民生活に重大な影響を与える法案をろくに審議することなく、数を頼んで押し通すなど許されません。老後の収入の支えとなる公的年金が目減りし続けることに多くの国民が不安を募らせ、共同通信や日経の世論調査では反対が6割近くにのぼり直近のNHK調査でも反対37%で賛成15%の倍以上となっています。どちらともいえないは40%もあり、多くの国民が法案に対する疑問を払えないままであることを示しております。今でも少ない年金額が目減りと一体で安倍政権が医療や介護の負担増をさらに強いる改悪を打ち出すもとで、高齢者の暮らしや健康を脅かす深刻な事態になることが委員会の参考人質疑でも出されました。TPP法案、年金カット法案、カジノ解禁推進法案など強硬採決を行う暴挙を行ってまいります。民意無視の暴走を極める安倍政権に国民の厳しい審判を下し、退陣に追い込むため日本共産党は全力を尽くしてまいります。

さて、中学校統廃合計画の検証と再検討の質問は他会派と重複であるため質問から削除をいたしました。私たちの統廃合についての見解を述べさせていただきます。

この間、市の教育委員会が主張する内容は今後さらに少子化が進行する。児童生徒の数が減ると教育上の問題があるから統合して適正規模にする必要があるというものではないでしょうか。しかし地域を活性化させ、住民に未来の展望を示すことが政治の役割であり行政の仕事ではないでしょうか。それを放棄して少子化だから仕方がない。これでは地域はますます疲弊してしまいます。若者の働く場を確保し、子育て支援を強化することによって子育て世代や若者世代を呼び寄せることは可能であります。学校の標準規模や適正規模というのは教育的観点からの基準を装いながら、実際には行政の効率性の観点から導き出された基準でしかありません。行財政効果を最優先にして教育や学校、そして地域を切り捨てる国、地方政治に未来はありません。WHOは学校は小さくなくてはならないとして、生徒100人を上回らない規模が望ましいとしています。この見地に立てば、私たちは地域の学校をなくしてはならないと考えております。

前置きが長くなりましたが、今回の質問の第1に現在の市の財政状況について見解をお伺いいたします。

山日新聞では前市長は財政再建で一定の成果を出したが市財政は依然、予断を許さない状況だ。地方交付税は合併自治体の優遇措置期間が終わり、19年度にかけて段階的に減少。20年度には優遇期間と比べ年間25億円の減額が予想されると報道をしています。

私なりに今の市の財政運営について検討を行いました。2005年度末時点で市の実質債務残高比率は251.5%で、この時期、県内13市の中では一番比率の高かったのは蕨崎市の262.5%、次いで上野原市が258.1%で北杜市は3番目の状況でありました。それが2014年度は144.7%と大幅に低下をしています。南アルプス市の141.7%に次いで県下では2番目に低い水準まで残高を減らしております。

他方で同じ2005年度の基金残高を比べてみると、基金残高36.8%は県内13市の平均39.1%より低い水準で下から5番目となっています。この2014年度では81.3%と平均の53.6%より高く、都留市の93.1%に次いで2番目となりました。

この間の市の財政運営は通常の歳出を抑えて大幅な黒字、実質単年度収支をつくり出し、それを使って地方債残高を減らすとともに基金を倍以上に増やすことを最優先で進めてまいった特徴があります。合併特例債の一定部分は基金に積み立てることが認められているため、

2008年から2014年度まで毎年6億円弱の基金をまちづくり振興基金として積み立て、2015年度末で41億円の基金となっています。合併による地方交付税の縮減額が45億円から25億円に減少をいたします。削減されても普通会計の中長期財政見通し、市の改定2016年度版では2022年度時点で実質単年度収支は1億4千万円の黒字となる。このことは各年度黒字が見込まれてまいります。よって市民生活を支える暮らしの向上、福祉の増進に使うことができるのではないかと、まずこの点について市長の見解を伺います。

次に第2として市民の暮らしと命と足を守る、愛でつながる北杜市の実現について、2項目伺ってまいります。その1は国保税に関する質問でございます。

国民健康保険は市民の医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険であり、中小企業、また農民、市民の皆さんの命綱であります。全商連付属・中小商工業研究所の2016年下期9月の営業動向調査では設問の年齢階層別、暮らしで困っていること、このことに対して国保や健保の保険料の支払いの回答が39歳以下で50%、40代が20%、50歳代が30%を超え働き盛りの若者や中高年層で国保や健保の保険料の支払いに困っている実態が浮き彫りとなっています。まず高すぎる国保税の問題はますます深刻であり、次の3点をお伺いいたします。

第1には、一般会計から国保会計への繰り入れによって国保税を減額することについて。

2点目は、死亡事例も起きている資格証の発行をやめてすべての人に保険証を発行することについて。

3 前年より著しく所得が低下する世帯に対する申請減免を条例で定めることを求めます。

以上3点について、見解を求めます。

そしてその2として公共交通を整備し、市民の足の確保を行うことの実策をお伺いいたします。

市長は高齢者の交通手段の確保など、一人暮らしの高齢者が安心して住み続けられるまちづくりを提案しています。具体策はどのように進めていくのか、以下4点についてお伺いをいたします。

1. 交通弱者へのタクシー券の助成を拡充することについてはいかがでしょうか。

2. バスの通らない地域で、デマンド型タクシーの運行復活についてはどうでしょうか。

3. 免許返納者への支援は1回の助成で終わりにするのではなく、継続していくことが必要ではないか。そのことについて。

そして第4で公共交通問題で市民アンケートの実態調査などを行い、市民要望を把握する取り組みの実施についてをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

現在の本市の財政状況についてであります。

本年8月にお示した財政の中長期見通しにおいて、一定の条件における試算では普通交付税の特例措置が終了する平成32年度時点でも黒字が確保できる見込みとしているものの今後、

公共施設の維持修繕および更新にかかる費用が多額にのぼることや高齢化の進行によって社会保障関係費が増加することなど、将来的に財政状況は厳しくなっていくことが予想されます。

特に平成33年度以降においては、元利償還額の7割が後年度の普通交付税に算入される合併特例債の発行が終了し、償還額のうち普通交付税で措置される額が減少していくことなどにより財政状況の急激な悪化が見込まれることから持続可能な財政運営を行っていくためにも合併に伴う特例措置がある期間中に、将来を見据えた基金の積み立てや市債の繰上償還を積極的に行うとともに、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があると考えております。

なお、市民生活の向上につながる施策についてはこれまでも積極的に取り組んでおり、今後も第2次北杜市総合計画および北杜市総合戦略に掲げる各施策を着実に実施してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

公共交通の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに交通弱者へのタクシー券助成の拡充についてであります。

タクシー利用料金助成事業は現在、福祉施策として一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者のみの世帯に属する高齢者や重度心身障害者等に対し、タクシー利用料金の一部を助成しているものであります。

交通弱者の基準を明確にすることは難しく公平性が確保できないため、現在のところ拡充は考えておりません。

次に、バスの通らない地域へのデマンドタクシーの運行復活についてであります。

本市では平成21年度から4年間デマンドバスの実証運行を行ってまいりましたが、過去の経緯を踏まえすとデマンドバスの再度の運行は難しいものと考えております。

交通空白地域に住む高齢者等の交通弱者の対応については引き続き、地域での助け合いをお願いしながら、国や県の動向を注視する中で北杜市地域公共交通会議において検討してまいりたいと考えております。

次に、免許返納者への支援を1回の助成でなく継続していくことについてであります。

高齢者運転免許証自主返納支援事業は、高齢者の運転による交通事故の抑制および公共交通の利用促進を図ることを目的としております。まずは交付した回数券によりバスを利用していただきたいと考えております。

なお、65歳以上の方には安価で市民バス全線で1年間利用できる福祉定期券の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に市民アンケートを行い、市民要望を把握する取り組みについてであります。

市民要望を把握することは交通施策に限らず必要なことであると考えており、公共交通対策にあっては、市民の代表や公共交通に関わる有識者等で組織する北杜市地域公共交通会議を設置しているところであり、必要に応じて市民アンケートを含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国民健康保険について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、一般会計からの繰り入れで国保税を減額することについてであります。

一般会計からの繰り入れについては、国から示された基準に基づき実施しているところであります。本年度は一般会計から法定内繰入として人件費、財政安定化支援分や軽減世帯の影響分を補填するための負担分などとして約4億8千万円の繰り入れを予定しております。また法定外繰入として乳児医療費や重度医療費の窓口無料化など約6,300万円を繰り入れ、一般会計からの繰入総額は約5億4,300万円となっております。

国保税の負担軽減を目的に一般会計から法定外の繰り入れを行うことは、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性や受益者負担の観点から、好ましいことではないと考えております。

次に資格証の発行をやめ、すべての人に保険証を発行することについてであります。

資格証明書は国保税の納期限から1年が経過するまでの間、滞納が継続しており、また弁明の機会の付与通知書等にも応じていただけない世帯に交付しております。

資格証明書は国民健康保険の被保険者である証明書であり、医療機関に提示することにより受診することができます。資格証明書を廃止することは、滞納世帯の実態把握の機会と納付の機会を少なくしてしまうため、資格証明書の廃止は考えておりません。

次に前年より所得が低下した場合、減免を定める条例についてであります。

世帯主の病気や事故などにより、収入が少なくなった場合の保険税の納付については、各部署が連携して納付相談に応じ、収入状況等を考慮した中で対応をしております。

また、会社員が病気や事故などを理由に失業した場合は非自発的失業者に該当し、軽減の対象となりますので、減免の条例化については考えておりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

再質問はありますか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

最初に第1項目、財政状況についての検討状況についての見解についての再質問をさせていただきます。

先ほど、今後、公共事業の修繕、そうした費用がかかるということで財政が大変厳しくなるという状況が回答されました。しかし修繕というのは計画的に行っていく、そうしたことも可能ではなかろうかと思えます。中長期財政で見込まれるように黒字になるということであれば、市民要求を取り上げて、それを予算に反映させる、そうした福祉の向上に振り向ける、こうしたことが可能だと考えますが、その点についてのまず見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

たしかにこの中長期の見通しを見ますと黒字化になっているところもございます。ただし議員おっしゃるような公共施設の維持補修、また更新費用の増加というものにつきましては今回の財政の中長期見通しには反映されておりませんので、そういったものを反映した時点で財政は厳しくなるというふうに想定しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは2項目めについて再質問をさせていただきます。

最初に国保の制度で、国保の制度というのは現在、社会保障制度ではないでしょうか。まず、そのことをお伺いいたします。

今、税金が高すぎるということがやはり問題となっています。滞納を生み出してしまふ、そうした悪循環となっています。本来、健康だとか命を守るべき制度が高い保険税によって生活が破壊する、医療機関にかかれない、つらい事例では死亡にもつながる、そうしたことがあります。ですので今、本当に高くなっている税の引き下げというのが必要だというふうに考えますので、やはり一般会計から法的な、当然出される費用というのがありますけれど、やはり減額する、そうした市としてということについて、引き下げることでの見解を再度求めます。

また年度途中で例えば仕事ができなくなるということで、前年に限られている、所得の国保税ですので、税金ですので、どうしてもお父さん、ご主人が入院したりして高すぎると払えなくなるということでやはり申請して、そういった場合、国保税を低くできる制度が必要となります。またそのことについて、市としてやはり死亡事例だとかというのを生まない、市民の生活を助けるという意味でそうした減額制度を前もってつくっておくべきではないか、その点について2点ですね、国保税について求めます。

3点目として、交通問題についてよろしいでしょうか。今回、4点の質問をしておりますが、やはり高齢化が進んでいる地域、この広い北杜市の中で今、全国的にも高齢者自身の交通事故も増加しているという状況の中で、やっぱり免許を返納する方も徐々に増えています。その方々がやはり1年こっきりのバスのチケットということではなくて、やはり生活している期間、その後、やはり運転できなくてもなんらかの市としての足を確保してあげる、そうしたことが必要ではないでしょうか。商店に行くのがどうしてもできない、郵便局に行けない、歩いて行けないという範囲の方はやはり広い北杜市の中では存在しているわけで、やはり地域を決めてデマンドバスを復活させるとか、全体として高齢者の足を確保させるというのがこれから本当に必要になってくると思いますので、再度その点についての総合的な見解が求められているんだというふうに考えますが、その点についての再度見解をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

国保について、2点いただいております。

はじめに一般会計からの繰り入れを行っての保険税の引き下げに関してでございます。

これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが他の市民との公平性の観点から引き下げは考えておりません。

また2点目の、年度途中で病気になってしまって収入が少なくなってしまう方への減額の措置を前もって定めておくことが必要ではないかということでございます。

国民健康保険税につきましては、前年の所得に対しての課税というのがルールになっております。したがって、現在とか今年そのような病気になって収入が少なくなってしまうという方につきましては、各部局連携した中での納税相談に応じて、先ほど回答の中でもありました収入状況等を考慮した中での対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

交通弱者の足の確保という問題でございます。

これにつきましては、前々からも言われております。私どももこれは重要な施策ということで必要性は感じております。これにつきましては、今後考えております地域公共交通網形成計画の策定を見据えながら、また地域公共交通会議の意見等も踏まえながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君の再々質問を許します。

○15番議員（清水進君）

それでは再々質問をさせていただきます。

県内の医療機関の中では低額無料医療制度というのを実現しています。それは保険証があって、生活保護基準より若干暮らし向きがいいという方々なんですけども、それでも医療費が負担できないという方々を対象にして医療機関でその医療費を無料にするということで、その中では初期のがんが見つかったり、治療につながって入院できるということでそうした制度があります。ですので市として本当に今、医療が受けられない人たちが多数生まれている、そうした実態のもとでは国保税を引き下げたり、こうした施策が必要となってくるということで減免制度をぜひ早期に実現するということが必要ではないかという点を訴えておきます。

もう2点目、交通関係では先ほども午前中の答弁にもありましたけども、国のほうでも、国交省でもいろんなメニューを用意していて、自治体でタクシーを利用するだとかというふうな形でも交付がされるということで、いろんなメニューがあると思いますので、ぜひそうしたメニューを交通会議の中で取り入れていただいて、市民の足を確保するという幅広い論議をしていただけないか、その点について再度お願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の再々質問にお答えいたします。

医療を受けられない方がいるということですが、国保につきましては国が低所得者に対する軽減措置は十分に行っております。昨年もその前もということで、低所得者の軽減措置は拡充されておりますので、市として改めて何かをするというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

清水進議員の再々質問にお答えいたします。

公共交通、特に高齢者の足の確保という問題につきましては、さまざまなメニューが用意されているということでございますので、行政、また民間事業者等、それぞれ役割分担を明確にしながら今後、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

清水進議員の代表質問のうちで、時間の都合もありますので国保税の引き下げに関する質問で1点、関連質問を行います。

国保税をさまざまな理由で滞納してしまった方への市の対応についてですが、今、説明があったように市は3期以上の滞納の方に1カ月しか使えない短期証、それから1年以上滞納された家庭に病院の窓口で10割払わなければならない、つまり全額払う、保険証の役目が果たせない資格証明書というのを発行しているわけですが、まず第1の最初の質問、その最新の集計で結構ですが、それぞれ何世帯に発行されているか答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

志村清議員の関連質問にお答えいたします。

その数は資格証明書の発行件数と短期被保険者証ということですか。現在、私の手元にございますのではその証明書の発行件数、毎月毎月締めているわけではございませんので、手元にある資料ですと28年の5月末現在の数字になりますけども、短期被保険者証で193世帯、資格証明書は182世帯に交付をしております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

再々質問、最後ですが193世帯と182世帯ということです。短期証というのはともかくとして、保険証の役目を果たさない資格証明書の発行というのはちょっと私、多すぎると思います。合併前の各町村、あるいは合併直後の北杜市ではこんなに発行されていなかったように私は記憶しています。やむを得ず滞納してしまった方への分納の相談、あるいは臨戸というものを職員の皆さんが努力されていることは承知していますが、保険証がなければ病院にかかれぬわけですね。

私、調べた資料、ちょっと紹介させてもらいますと年度はまた違う、16年度のことですが韮崎市は滞納世帯350世帯のうち短期証の発行は329、そのうちというか、資格証明書の発行は45だけです。南アルプス市は1,005世帯滞納している中で短期証は752。ところが資格証明書は発行されていません。それから上野原市、同じく滞納世帯は334世帯あって短期証は217世帯に発行されていますが、資格証明書はここも発行されていません。しかも上野原市は1年以上の滞納者に資格証明書を発行するかという基準さえ決めていないそうです。同じ県内でこんなに違うわけですね。

先ほど清水議員への答弁で、なぜ発行しているかということについては滞納を解決するために弁明の機会を与える、その資格証明書を渡すときに溜まっているから困りますよ、払ってくださいという、そういう相談を行う機会にするんだと、納入の請求の機会がそこでできるというふうに趣旨を説明されていましたが、資格証明書を発行していない他市では、やっぱりそういう納入相談などをやりながらやっているんですね。資格証明書を発行しなければ納入の相談ができないというわけではないと思います。特別、北杜市の窓口の職員の皆さんとか福祉関係の皆さんが冷たいと言っているわけではないんです。やはり行政のトップ、市長の姿勢だと私は思います。滞納の発生というのは病気とか失業とかなんらかの生活上のトラブルが発生しているシグナルだとも思います。福祉の専門家の中には資格証明書の発行というのは弱い者というか、弱者に対する、そこにどう寄り添うか、多い少ないかというのがそのバロメーターになるというふうに指摘する方もいらっしゃるわけですね。市長は前市政を、白倉市政を引き継ぐとって当選を果たされたわけですが、こうした福祉とか暮らしに関わる政策なんかについては、ぜひ市民から新しい市長になって変わったねと言われるように頑張ってもらいたいと思います。最後に市長の見解を求めて再々質問とします。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

志村清議員の関連質問の再々質問にお答えします。

誤解をちょっと招いてはいけませんけれども、資格証明書につきましては滞納をしている、1年以上の滞納をしている、しかも弁明の機会の通知書を送ってもなんの返事もなし、納税相談にも訪れないという方に交付しているわけですね。短期被保険者証は、その方々が私はお金に困っているから分納したいとか言ってきた方には短期被保険者証を交付しているわけでありまして、資格証明書はそういう意味で困っていないから来ないのだと思いますので、その

へんはご了承というか、そういうことで発行しております。他の市が少ないとかということとは、北杜市が特別そういうふうに行っているというものではございませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時20分といたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時20分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次に明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

明政クラブを代表して質問をさせていただきます。

去る11月13日に執行された北杜市長選挙において新人3人が立候補し、大接戦の結果、渡辺新市長が誕生しました。市民のために大いに頑張っていただくことを期待しています。

今後4年間の市政執行に当たり、市民の立場で諸課題、懸案事項の解決に向けてしっかりと政治力を発揮していただきたいと思っております。選挙結果や選挙での公約を踏まえて市長の市政運営などに対する基本姿勢について、以下伺います。

1点目です。今回の市長選挙の結果について。新市長は投票率、得票数を踏まえどのように受け止めていますか。

2点目ですが、新市長としての新たな決意についてどのように考えているか伺います。

3点目ですが市長選挙において市政の継承、世代交代、市政の転換を訴えた3人の候補者に対して市民の評価は三者三様でありました。渡辺市長は市内の多様な考え方や価値観を政策に生かし、愛でつながる北杜市を目指すとしていますが、具体的には何をどのようにしていくのか伺います。

次に地上設置型太陽光発電施設に対する市の対応について伺います。

市長は所信表明の中で人と自然が調和し、豊かな文化を育み躍動する環境創造都市の実現を目指していく。また山紫水明の美しい山々、豊富な水資源と魅力ある自然環境はこの地の財産であると明言をしています。しかし、ここ数年の地上設置型太陽光発電施設の急速な増加は市の貴重な財産である自然環境や景観を阻害しているケースが多く見受けられ増加しています。

いまだに市内に約3,450カ所以上の地上式太陽光の設置が予定されており、これがすべて設置されると想像を絶する光景になると思います。したがって、今、北杜市の最優先課題は

太陽光発電施設にかかる問題の解決であります。市長として強い政治力を発揮して、その解決を図っていくことが求められています。

今後、東京電力の送電線の増強、15万キロワットですか、その工事によりまだまだ増え続ける太陽光施設。こうした中、経済産業省では今年の4月から自治体の申請により太陽光発電設備認定情報システムの運用を開始しました。

本市でも7月に申請を行い8月末から設備認定情報がオンラインで確認できるようになり、来年4月から認定情報が一般にも公開されると聞いています。市としてこの情報を今後どのように生かしながら太陽光問題の解決に向けて、どのように対応をしていくのか以下伺います。

1点目ですが、新市長として地上設置型太陽光発電施設に関しての市の今までの答弁を踏まえて、市長の見解と今後の対応について伺います。

2点目ですが7月末現在の未稼働事業予定箇所数は約3,450件ですが、その確認作業は行っているのかどうか。併せて事業予定者に対して景観条例など関係法令の周知は図っているのでしょうか。設備認定情報を生かしていないとすれば、速やかに確認をするとともに周知徹底を図る必要があると思いますが見解を伺います。

3点目ですが、未稼働事業予定箇所の中には大規模なメガソーラーが計画されると聞いていますが、事業者や場所は把握されているのかどうか伺います。

4点目ですが、来年の4月1日からは設備認定情報が一般に公開され、誰でもパソコンで情報が確認できるとしてあります。しかし現在の景観条例では景観形成基準も数値化されていないため、しっかりとした指導ができないのが現状だと思えます。併せて周辺住民への事前説明や地域住民との合意形成を図ることが義務付けられていないため、今後、多くの市民が自宅付近の太陽光発電計画を突然知ることにより混乱、パニックが起きることが予測されます。そうしたことが起きないように市として事前に情報を把握する中で、しっかりとした指導が早急に求められています。市として対応していく考えはあるのか伺います。

次に高齢者が利用したい市民バスの運行についてです。

全国的に高齢者の交通事故が多発しています。その原因のほとんどが認知症に起因しているとのことです。来年の3月には75歳以上のドライバーに対する認知機能検査の強化を盛り込んだ改正道路交通法が施行されます。それに伴って運転免許の取り消しが急増する可能性があり、高齢者の交通手段が失われてしまう恐れがあります。

北杜市は現在、運転免許証を自主返納した65歳以上の市民に対して市民バスの回数券1万2千円を1回限り無料で交付しているものの不便は拭えません。運行している市民バスは便が少ない上、遠回りで時間がかかる、バス停まで遠いなど問題点を多く抱えています。路線の拡大、一部デマンドの復活など高齢者が使いやすい、利用したい市民バスの運行など公共交通の整備が早急に求められています。市長の考えを伺います。

次に大雪の対策についてです。

長期予報によると、この冬も降雪が多いとのこと。今年1月18日の大雪で長坂小学校は3日間、休校となりました。原因は統合により広い範囲からの通学のため、スクールバス路線や通学路の除雪が間に合わないなどの理由でした。大雪のたびにこの道路はいつ除雪するのか、市民に知らせていないため市への苦情が多いと思われ。それらを少しでも解消するために次のことができないか伺います。

1点目ですが、市民へ向けて主たる道路の除雪状況（予定等）を防災無線などで周知するこ

とはできないでしょうか。

2点目、道路の除雪順位の明確化と地域行政区長への周知を図ること。

3点目として通学路は優先して除雪をしていると思いますが、除雪業者にきめ細やかな指示や除雪をしたかどうかの確認や点検、パトロール等が必要であると思いますがいかがでしょうか。

4点目、市で各地区に配備した除雪機の活用状況の調査と活用方法の適切な指示を定期的にする考えはありますか伺います。

最後に選挙公報のあり方について伺います。

去る11月13日に行われた市長、市議会議員選挙において選挙公報が届いたのが投票日の直前でした。告示日の翌日から期日前投票が始まり、今回の選挙では投票者数の約3割の方が期日前投票をしています。

告示から1週間という短い期間の選挙では、選挙公報のあり方を抜本的に見直さないと候補者の政策を比較することができない中での投票となってしまいます。これは北杜市1市町村の問題だけではないと思いますが、少なくとも期日前投票開始時までに届く選挙公報でなければならぬと思います。選挙公報のあり方についての見解を伺います。

以上で明政クラブの質問を終わります。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市政運営などに対する基本姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今回の市長選挙結果の受け止め方についてであります。

今回は新人3人が立候補し、それぞれの考え方を主張し選挙を行ってまいりました。投票率は前回の市長選を下回り、得票数においては接戦となりましたが、私は多くの市民と接し話を聞くことで理解を深めました。3人とも考え方に違いはありますが目的はただ一つ、「市民のため、そしてより良い北杜市を創る」ことだと思えます。

今後は議員の皆さまとともに同じ目的に向け市民の気持ちも一つにすることに尽力し、市政運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、市長としての新たな決意についてであります。

前市長の市民を大切に思う思いや議会と職員を信頼して共に歩む姿勢をしっかりと引き継ぐとともに私の掲げる5つの主要政策である「子育てと福祉」「雇用」「教育」「スポーツ」「女性の活躍」に取り組んでまいります。

特に人口減少と少子高齢化は喫緊の課題でありますので、第2次北杜市総合計画と整合性を図る中で北杜市総合戦略、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく定住促進策に取り組んでまいります。

また持続可能な自治体を目指し、第4次行財政改革大綱に基づき引き続き財政の健全化に取り組み、将来を見据えた行財政運営に努めてまいります。

次に多様な考え方や価値観を政策に生かし、愛でつながる北杜市を目指すことについてであります。

市内を歩き市民の声を聞く中で、行政が行ってきたさまざまな施策において必ずしも市民に正しく理解されていなかったり、伝わっていなかったものもあること、そして施策に対しても多様な考え方や意見があることが分かりました。

そのようなことから、私はできるだけ多くの市民に行政の考え方や施策を伝えていきたい。市民の声も直接聞きたい。そして会話をすることで理解を深めるとともに、市民参画の意識を高め、意見も施策の参考とさせていただきたいと考えております。北杜市を思う気持ちを市民と共有することにより血の通った行政運営となり、愛でつながる北杜市になっていくものと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

大雪の対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、主たる道路の除雪状況を防災行政無線で周知することについてであります。

道路の除雪状況については随時除雪による状況が変化し、また路線数も多いことから放送により市民に混乱を与える可能性があるため実施をしておりませんが、通行止めなど公共交通をはじめ通勤・通学等を与える影響が大きい場合は、市ホームページや防災行政無線などを利用し周知を行っております。

なお、雪積時には雪害の規模や程度、拡大の可能性により速やかに災害対策本部を設置し、幹線道路の確保対策を講じるとともに道路管理者と協議しながら影響の大きな幹線道路の状況等については周知を行っております。

次に除雪機の活用状況の調査、活用方法の適切な指導についてであります。

除雪機の貸与を受けた行政区は毎年使用状況を記録し市に報告することになっており、本年1月18日の大雪の際に多くの地区で活用され、延べ使用日数は全体で171日となっております。

また、活用方法の指導については配備した際に実施しておりますので、改めて行うことは考えておりませんが、毎年シーズン前に除雪機の点検・運転手順についてのチラシを配布し、適切な運用が図られるよう対応しております。

次に選挙公報のあり方についてであります。

本市では公職選挙法および北杜市選挙公報の発行に関する条例に基づき選挙公報を作成し、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯へ投票日の前日までに配布することとしています。

11月13日執行の北杜市長選挙および北杜市議会議員一般選挙での選挙公報については、告示日11月6日の立候補届け出受付締め切り時間の午後5時以降に掲載順序を決めるくじを行い、その後、各候補者からの公報原稿をもとに印刷業者での校正・印刷、配送業者から各世帯に配布という手順をとっております。

法律等に基づき手続きを行うため選挙公報がお手元に届いたのは11月10日以降となりましたが、投票日前日までは配布を完了したところであります。

期日前投票開始時に選挙公報が間に合わないことについては、ご理解いただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢者が利用したい市民バスの運行についてであります。

人口減少、高齢化が進む中で高齢者等の交通弱者に対する交通手段の確保はますます重要となっております。しかし本市の広大なエリアを市民バスで網羅すること、また過去の経緯を踏まえすとデマンドバス運行再開は難しいものと考えております。

そうした中で、これまでも地域でできることは、できる限り地域での助け合いをお願いしてまいりました。引き続き地域での助け合いをお願いしながら、今後の公共交通の整備については、国や県の動向を注視する中で、北杜市地域公共交通会議において検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地上設置型太陽光発電施設の見解と今後についてであります。

地上設置型太陽光発電施設は国の固定価格買い取り制度の制定により、また日照時間が長いという本市の地域特性により、非常に多くの太陽光発電施設の設置が行われております。

このような状況を踏まえ、本市においては条例等による何らかの規制の必要性について協議・検討を行い、地域環境との調和と地区住民等への周知を促すことを目的として平成26年9月に北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱を制定いたしました。

さらに北杜市景観条例の一部改正や山梨県においても太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの制定を行うなど該当する法令を遵守するとともに地域との協調を図り、自然環境等に配慮しながら設置が行われるよう事業者に求めているところであります。

また、市議会において地上設置型太陽光発電施設の設置抑制を求める意見書による国への要望、全国市長会においても地上設置型太陽光発電施設における設置基準について推進導入方法および課題に対応する法整備を行うよう要望してきたところであります。

引き続き景観条例、指導要綱および県のガイドラインに基づいて対応してまいりたいと考えておりますが、国においても電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律が来年4月1日に施行されることから、この法律に基づく施行規則や今後示される予定の国の事業計画策定ガイドラインなどの確認を行い、対応してまいりたいと考えております。

次に未稼働事業予定箇所の確認作業、ならびに住民への周知等についてであります。

本年8月18日に自治体公開システム利用者申請が承認され、認定情報を確認することが可能となり、現在認定情報の照合など確認作業を進めているところでありますが、作業に時間を要しております。

認定情報については、来年4月1日施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律に基づいて、資源エネルギー庁のホームページにおいて検索可能な形で認定情報を公表することとなります。

地域住民の方々が確認できることは、事業者への周知を行うよう指導してきた経過からも有効であると考えております。

また、市内パトロールによる現地確認において、事業着手の形跡も見られず事業の确实性の確認が難しいケースも多いことから認定情報の確認作業を進め、慎重に対応してまいりたいと考えております。

なお、地域住民の合意形成の義務化については、既存の開発事業においても義務化していませんが、地域住民との合意形成が望ましい形でありますので、事業者に対し指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、大規模なメガソーラー計画についてであります。

地元において設置に対する要望があり、事業者からは概要の説明を受けたところであります。

次に大雪の対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、除雪順位の明確化と行政区長への周知についてであります。

市では冬期における円滑な道路交通を確保するため、雪氷対策実施要領に基づき雪氷対策本部および支部を市内に設置し、迅速かつ適切な雪氷対策を図っているところであります。市道等の除雪については積雪深が10センチメートルに達した場合、随時本部長の指示によりあらかじめ定めた路線の除雪作業を市で委託している業者が開始することとなります。作業に当たっては幹線道路を優先することとしておりますが、速やかに除雪を行うため各々効率的な除雪ルートを選択し作業を行っております。

また降雪量によっては除雪作業に時間がかかる場合もありますが、迅速に対応するよう委託業者を中心に努力しているところであります。

区長への周知については、区長会議などを通じ地域の意見をお聞きしながら行っているところであります。

次に通学路の除雪についてであります。

児童生徒の通学路についても同様に除雪しておりますが、降雪の状況などにより通学時間帯に間に合わない事態も生じております。

こうした場合も学校関係者などと連携しながら、可能な限り迅速かつきめ細やかな対応をしているところであります。

なお、歩道については地域や保護者の皆さまに除雪のご協力をお願いしているところであり、引き続き市民の皆さまにご協力を呼びかけてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

5項目にわたり再質問をさせていただきます。

最初に市長の市政運営などに対する基本姿勢について。

ただいま答弁で目的は一つ、市民のためにより良い北杜市を創ること、またできるだけ多くの市民に行政の考え方や施策を伝えていきたい、市民の声を直接聞きたいとの答弁でしたが、具体的には、例えば市民の声を聞くんですが、例えば地域委員会とか諸団体を通して聞くのか、各行政区に出向いて市民の声を聞くのか、もし分かればそのへんについて市長からどのように市民の声を聞くのか聞きたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂政策秘書課長。

○政策秘書課長（丸茂和彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

まず先ほども答弁いたしましたけれども、つどいの広場ですとかママサークルですとか公民館カフェ、はつらつシルバー、そういった今まで話をしたことのない団体のところへまずは行きたいなということ。それから地域委員会、あるいは区長会というものもございますので、時間の許す限りそういった団体とも話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

直接、市長から、今回初めての議会で市長も答弁するんです。できれば市長の声を聞きたい。それはやっぱり市民が期待しているところであります。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

先ほどからどこへ出向くかというふうな質問がございますけれども、さまざまなグループも併せて、先ほど気軽なところにもというふうな考えもございましたので、さまざまな方々との交流を深めてまいりたいと。まだ具体的にというふうなことは、これから考えてまいりたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に地上設置型太陽光発電施設に対する市の対応について再質問をさせていただきます。

今までの答弁では、上位法の建築基準法で太陽光が工作物として適用除外になっているから条例化ができないとの理由でした。でも市の大切な財産である自然環境がどんどん破壊されているのが現状なんです。国の法的な規制を待っていたのでは地上設置型太陽光施設が増え続け、太陽光乱立の想像を絶するまちになってしまいます。このことは市の大切な財産である自然環境と景観がなくなってしまうということだと私は思います。この相対する矛盾に対して新市長としてこの状態でいいのか、このままでいいのかどうかを含めて見解を伺います。

先ほどまだ約3,450カ所の申請があります。そのへんが今度FIT法の改正によって来

年4月1日から改正されるわけですが、先ほども答弁があったとおり来年の3月31日まで東京電力と契約をしないと3年間、これから先は3年間以内で10キロワット以上の太陽光については設置ができないような、いろいろな問題があります。そうした問題も踏まえて、今しないと本当に、日照権は北杜市日本一で、日本一の勢いで太陽光施設が増え続けています。そのへんすごく、3年前からわれわれも質問しているわけですが、ぜひこれは自然環境が市の宝、財産であるといっていて、片方で環境破壊という問題を抱えています。これはしっかりした対応、来年の3月31日までにしないと大変なことになるという、先ほど質問をさせていただきました。もう一度、そのへんについての見解を伺います。

また市で把握している、8月末から最新の情報がオンラインで認定件数と導入件数、未稼働件数はどのようになっているか、分かれば教えていただきたいと思います。

そしてもう1点目は自治体に公開された認定情報、先ほど今、確認作業を進めているということですが、まだまだ間に合っていないような発言ですよね。時間がかかっていると。これはいち早くしないと先ほど言ったように大変なことになってしまいます。ですから前にも質問したと思いますが、指導体制の強化、これが一番大事だと思うんです。今の状況では月々何十件ときていると思いますが、本当に現地を確認して例えば境界線のセットバック、数値化を求めているから指導がしづらい現状もあるんです。そしてやはり事前に地域住民との合意形成、先ほど答弁でもそういうことも検討したいという答弁だと思いますけども、これを早くしないと私、待たないだと思っています。そのへんについての見解をもう一度伺います。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

まずこのまま放置というようなことでございますけども、今までの答弁と同じでございます。景観条例については景観独自の事由をもって他法令では認められない行為や制限にない事項を禁止することは難しいものであります。またすでに設備の認定を取得し、設備要領については設備計画が決定されてしまっている状態であることから、景観形成基準に基づいてこれらを制限する恐れがある場合はいずれも事業者の理解、協力が不可欠であります。このため指導を行う中で理解・協力を求め、景観形成基準に沿った取り組みを促しているところでございます。

また指導体制の充実・強化についてでございますけども、景観条例における届け出が義務化されることに伴い、指導要綱についても併せて指導を行う必要があることから分掌事務の見直しを検討していると答弁したところであり、これは先の3月議会の代表質問ですけども、このことからまちづくり推進課の分掌としまして景観条例および指導要綱等、一体的な指導体制を取っており、職員を確保する中でパトロールによる現地確認や認定情報の照合等を行うなど把握に努め、事業者等に対しての必要な指導を行っているところでございます。

それから認定情報の件でございますけれども、8月末現在で経産省公認の公表の認定状況につきましては認定件数が4,858件、うち稼働済みが1,416件、未稼働件数が3,442件という状況でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

今の件数ですが4,858件が認定されて1,416件ですか、導入されていると。まだまだ3,400件ちょっと、3,450件近くあると思います。やはりそのへんはしっかりと確認作業、それをしないとやはりある日、突然、隣りに太陽光施設ができるという状態になってしまいます。確認してしっかりとした対応、それには早急に指導体制の充実・強化をお願いしたいと思います。そのへんについての見解と、先ほどちょっと落としてしまいましたが、2点目の関係で、3点目ですか、大規模なメガソーラーが計画されているけども、事業主から概要説明があったという答えなんですけど、もっと詳細が分かれば、もうすでに公表されていると思うのでお聞きしたい。

そしてもう一つ、国の上位法がやっぱり建築基準法の工作物が適用除外だからできないということですが、今、自然環境と再生可能エネルギー設置事業との調和に関する条例、これは高崎市、富士宮市、大分県の由布市、岡山県の真庭市でやっていますので、例えば景観条例についても工作物としての届け出の義務付けができましたよね。それは景観法に基づいてやっているんで、それは創意工夫すればできると思いますし、私は景観条例の中できちっとした景観形成基準の数値化ですね、数値化をすれば職員も指導しやすいし、やっぱり地域住民、市民も安心する。もう一つはやっぱり事前に地域の皆さんに相談したり事前説明をしたり、合意形成、太陽光は国策ですから推進は結構なんですけど、この自然がなくなることに対してやはり市議会も行政も市民もみんな考えないと大変なことになってしまうということで再度、答弁を求めます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

指導強化等につきましては、先ほど答弁しました。行政指導に留まることから改正FIT法等の施行に伴う見直しや周知など必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

それから大規模メガソーラーの関係でございますけれど、これについては先ほど答弁で地元からの設置要望ということでございます。これにつきましては、今後の土地維持管理が困難な状況にあり、土地の有効利用を図りたいと考えている趣旨の要望でございました。

あと条例制定等のほうにつきましては、あゆむ会のほうでもご答弁をさせていただきましたけども、現行法令等においてすでいくつかの法令があり、これらの法令に抵触しない範囲で保護すべき法的な利益を条例等に目的として定める必要があるなど、さまざまな課題があるということで現状では北杜市景観条例や指導要綱に基づき対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか・・・赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

メガソーラーの詳細ということでございますけども、事業者からのほうにつきましては概要であり、具体的な事業計画は固まっていないことから市に対しても再度説明をするよう依頼し

ております。また景観条例および指導要綱に基づく届出書は提出されておられません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に高齢者が利用したい市民バスの運行について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁だと公共交通会議で検討したいとか、地域での助け合いをお願いしたいと。しかし高齢化が県内13市のうち一番進んでいるのは本市ですね、36.5%ぐらいですか、今現在、進んでいます。そして範囲が広いということで、渡辺市長が北杜市地域の将来を考える会の公共交通問題についての回答について、ちょっと触れさせていただきます。

高齢化が進む中で北杜市の大きな課題だと思っています。デマンドバスもいろんな問題があり廃止になった。バスも小型化し、ある程度、地域の中をまわられるようになったが、今、満足ができるような状況ではない。広範囲にわたる市で一人ひとりが自由に出歩ける、買い物ができるにはどうしたらいいのか。共助、自助、協働という中で市民と共に考えていきたい。そういう大きな課題だと答弁しています。

この問題についても私も何回も何回もしましたが、市でも努力はしていることは認めます。長坂、富士見方面の市民バスの小型化、機能していますが、やっぱり先ほども代表質問であったようにまだまだ全然、十分に高齢者が満足している状態ではありません。そこで私は提案したいんです。デマンドは実証バスではなくてデマンドタクシー、これは相乗りタクシーもありますけども、すでに埼玉県東松山市では昨年12月から運行を開始、すごく好評です。公共交通の乗合率は10%でしたけども、このデマンドタクシーの導入によって1万5千人ぐらいが登録して機能しているとのことです。内容的にはこれ簡単ですよ。助成制度なんですよ。極端に言えばタクシーメーターが2千円未満は利用料金が500円、2千円から3千円未満のメーターの場合は1千円、3千円以上については1,500円以上の利用料金、そのほかは行政が助成しているんです。ですから即、タクシー会社に電話すれば、登録番号を言えば使えるという制度です。ただし降りるポイントは駅とか医療機関、公共施設に限定されます。途中では下車はできません。すごく好評ということで、また新潟県での三条市でもキロ数に応じて助成制度をしています。やはり創意工夫をしていただきたい。先ほども言ったように少子高齢化問題も大きな問題です。やはり一歩踏み込んだことを、もちろん新市長に皆さん期待しているわけですし、市長も大きな課題ということで答弁していますので、ぜひこれは今、答弁を私は求めませんが、やはり提案ですよ、やっぱりそういうこと。例えばこの東松山市は16歳以上の人を登録者としている。私は北杜市は無理と思いますが、先ほど言ったように高齢者が多くて、免許証を返納する。例えば後期高齢者以上、そういう制度を研究したらどうでしょうか。ぜひこれは検討してもらいたい。そういうことについて、ちょっと答弁を求めます。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の足の確保について、例えばデマンドタクシーの導入はどうかというご質問でございます。

これにつきましては、利便性の高い地域公共交通の整備を図るためにはそれぞれ多くの自治体で取り組んでおり、その1つの例がデマンドタクシーということもわれわれも承知しております。現在、本市の状況と課題を踏まえる中で公共交通政策の方向性を明らかにする指針や計画がないため今後、策定を検討しております地域公共交通網形成計画におきまして新たな公共交通の整備を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

今、答弁だとまた公共交通会議でよく検討していただけるというような答弁だと思いますが、国勢調査、所信表明にありましたが市内の高齢者、65歳以上は1万6,457人、36.48%を占めております。やはり足がないとどうしても、少子高齢化時代ですから、今まではわれわれも近所の方を送迎したりできたけど、今の現状をやっぱり踏まえた中で早急な対応をお願いしたいと思います。

次に大雪対策について再質問をさせていただきます。

今年1月18日は大雪のため長坂小学校が3日間にわたり休校になりましたが、これは普段から通学路、またスクールバス路線の確認、点検パトロールを含め危機管理体制の強化、これが重要だと思います。今年はこれから本格的な雪のシーズンを迎え、今後の対策については大丈夫かどうか、これについてはほかの小学校の休校は1日だったと思います。ですが長坂小は先ほど言ったように統合したばかりで、通学路線が長いとかいろいろ問題を抱えていると思いますので、そこはしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

そして日ごろから建設部と教育委員会、またこれは保育所の問題もあるかもしれません。保育園もね。やはり関係各課との連携強化、普段からの連携が必要、一朝有事の際の連携を深めていただきたい。

そしてもう1点は、大雪時に一部通学路や幹線道路の除雪が遅いケースが見受けられます。これも何が原因なのかなと。やはり原因を調査して今後に活かしていただきたい。これは私も担当したことがあるからよく分かっているわけですが、まずは主要な大きな業者は国道から除雪して県道、そして市の1級、2級路線、幹線道路に行くんですが、やはり通学路とか子ども、やっぱりそういうところは優先できるように、雪氷対策要綱があるのはもちろん知っていますがやはりそういうことの連携を深めたりしてもらうことが大切だと思います。このへんについて答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

まず、通学路の除雪に対する連携対応ということでございます。

これにつきましても先ほど答弁しましたとおり、通学路の除雪等につきましては業者があらかじめ定めた路線を、幹線道路を優先的にそれぞれ効率的なルートを選択し、速やかな除雪を行っているところでございます。降雪時によってはまず除雪作業に時間がかかる場合もあり、このような場合には学校関係者にも連絡し対応しているところでございます。改めて委託業者

には可能な限りきめ細かな指示、また作業状況等の確認を行っていくとともに学校関係者や担当部署でも連携を図り対応してまいりたいと考えております。

それからもう1点ですが、非常に除雪とか遅いということもございます。それも一応、市内業者のほうにつきましては、精一杯の努力をしましてそれぞれの定めたルートを選択しまして作業を行っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

通学路の確保に向けて建設部との連携をというふうなご質問だったと思います。

たしかに長坂小学校のスクールバスの対応につきまして、大雪の際に除雪をしていただいているという状況もございます。市道だけでなく県道、国道等もある中で除雪については各道路管理者において実施をしていただいているものというふうに認識をしているところであります。長坂小学校の統合に際しては通学のためスクールバスの路線を非常にきめ細かく、ルートを保護者とともに検討したというふうな経過がございます。こうしたことから道幅が狭い道路などでは大雪の際、除雪をしたとしても安全にバスが例えばまわれないというふうな状況が発生することから休校日が若干増えてしまったというふうな状況も踏まえております。こうしたことから本年度、学校と保護者のほうで話し合いも進めていただいて大雪の際の通学は除雪対応が早い幹線道路にまで出ていただくということも考えて、安全な通学を確保していただくようお願いもしたところでございます。

今後もそうした工夫、また道路管理者との連携を図りながら安全確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問ということで、今の答弁ということで対応していただきたいんですが、今年も11月に54年ぶりに11月24日に降雪がありました。そして2年半前ですか、26年の2月14日から16日にかけては140センチを超える雪、北杜市は約600平方キロメートル以上という面積が広くて、やはりそのときには各支所単位、支所長さんがある程度、状況を把握した中で防災無線の放送とか、そういう危機管理のあり方も、本庁中心もいいですがやはり須玉が10センチのとき清里は30センチとかそういう場合がありますので、ぜひそのへんも今後も大雪が想定されます。ぜひそのへんは対応を検討していただきたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

相吉議員の再々質問にお答えをいたします。

いわゆる緊急を要するものにつきましては、伝達等につきましては必要に応じ対応してまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

すみません、最後に選挙公報のあり方について再質問をさせていただきます。

今回の選挙公報の配布については公職選挙法で選挙期日の2日前、また市の条例では期日の1日前ということのお話が、答弁がありましたけども、これについては今回、山日新聞の読者欄にもありました、皆さん見ていると思いますがやはり今回、期日前投票は告示日の翌日から7日から始まります。約3割の方、約1万人近くの方が不在者投票をしています。ですから配布の方法は郵送もありますが、例えば新聞折り込みなんか早いと思うんですね。例えばホームページにも記載したり、主な公共施設への備え付けなど方法はあると思うんですね。そういうことについて、選管としてはどのように考えているのか。たしかに公職選挙法の整備が遅れて実態に合わなくなっているのが私は現状だと思います。そうした意味で、県でも中央選管でもやっぱり選管を通して、そこはきちっとしてそういうことがあったということは知らせて公職選挙法を改正しなければならないのかなと、そんな個人的には思っていますができる限り期日前投票に間に合うような創意工夫と努力をお願いしたい。例えば先ほどの答弁で告示に届け出、8時から5時まで皆さん持ってくるから、あまり校正はないと思うんですが、そのへんで努力して新聞折り込みとか方法を、知恵を絞ればできると思うのでそのへんも踏まえて見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁をいたしましたけれども、告示日の締め切り後、候補者の掲示の順番を決めるくじを引くということで、その後の印刷、校正、配布という形になりますので、期間の短い選挙につきましては大変、配布が遅れるということもございます。

今回の選挙につきましても校正、確認を行って、11月8日の午後にはホームページ等に公報のデータを掲載させていただきました。また各支所には9日の夜には印刷した公報を配布し、配布が遅くなる地域では支所でも受け取ることができるようにしたところでもあります。

今後も印刷業者、また配送業者等とも協議をする中でできる限り早い配布をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○14番議員（相吉正一君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上をもって、相吉正一君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
次の会議は12月22日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時12分

平成 2 8 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 2 日

平成28年第4回北杜市議会定例会（3日目）

平成28年12月22日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ほくと未来 福井俊克君

日程第2 一般質問

3番	秋山真一君
5番	藤原 尚君
7番	井出一司君
9番	齊藤功文君
1番	栗谷真吾君
13番	岡野 淳君
4番	進藤正文君
8番	志村 清君
6番	清水敏行君
2番	池田恭務君

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(41人)

市長	渡辺英子	総務部長	坂本吉彦
企画部長	菊原忍	市民部長	平井光
福祉部長	茅野臣恵	生活環境部長	名取文昭
産業観光部長	田中幸男	建設部長	赤羽久
教育長	堀内正基	教育部長	浅川一彦
会計管理者	五味正	監査委員事務局長	横森弘一
農業委員会事務局長	小石正仁	明野総合支所長	篠原直樹
須玉総合支所長	中田二照	高根総合支所長	植松広
長坂総合支所長	武井武文	大泉総合支所長	手塚清作
小淵沢総合支所長	岩波信司	白州総合支所長	神宮司浩
武川総合支所長	秋山広志	総務部次長	石井悠久
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦	地域課長	宮川勇人
防災調整監	中田治仁	市民課長	八巻弥生
介護支援課長	三井ひろみ	福祉課長	平島長生
子育て支援課長	小澤章夫	農政課長	小澤隆二
観光・商工課長	清水博樹	まちづくり推進課長	坂本孝典
住宅課長	中澤貞夫	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	中山雅史	生涯学習課長	山内一寿
政策秘書課広聴広報担当リーダー	小泉直紀		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	高橋一成
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可しましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

昨日に引き続き会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ほくと未来を代表して、市長の市政方針について。また職員の労働条件の改善について。北杜市消防団の活性化について。防災ラジオの活用についての4項目にわたり市長にお伺いいたします。どうぞよろしくご答弁をお願いします。

まず、市長の市政方針についてであります。

11月13日執行の北杜市長選挙において、県下初の女性市長の誕生はこれからの北杜市を女性の持つ感性を生かしながら柔軟性と温かみのある市政の運営へと、市民の期待するものは大きいものと感じております。

白倉市政12年間の実績の上に一步進んだ北杜市を創造しての渡辺新市長が目指す「市民一人ひとりが輝ける“愛でつながる北杜市”」の実現に多くの市民が期待をしているところであります。頑張ってください。よろしくお願い致します。

つきましては、先般の平成28年第1回臨時議会においての市政方針の表明を受けて、いくつかお伺いをいたします。

1番として、北杜市は少子高齢化など課題が多いとして市民みんなが参加できるまちづくりを進めるとしてありますが、その内容についてお伺いします。

2番目として子育てと福祉についてであります。その中で市長は高齢者福祉、障害者福祉に力を入れたいとしていますが、その具体策についてお伺いをいたします。

3番目として雇用問題であります。実践型地域雇用創造事業に取り組むとしていますが、その実施内容についてお伺いいたします。

4番目としてスポーツ振興ですが、スポーツの先進地をつくり出したいと言われております。既存の体育協会ならびにスポーツ少年団へ何を支援し、また何を期待しているのか併せて伺いたいと思います。

続きまして、職員の労働条件の改善についてお伺いをいたします。

北杜市職員は合併以来、市の健全財政への確立のために自ら早期退職を願ひ市のために貢献

をしてきたことは言うまでもない事実であります。

このような市職員の努力の傍らで、自治労山梨県本部北杜市職から手当等の適正化の要求が引き続いて提出されている状況であると聞いておりますが、処遇改善は北杜市を担う職員の士気の高揚につながり、もって市政運営の原動力となるものであります。これらを踏まえ以下、お伺いをいたします。

1 番目として、代替休暇の基準についてはいかに取り扱われていますか伺います。

2 番目として代替休暇の付与日数はどのような状況か、お伺いをいたします。

また3 番目として、自由選択制の実施状況についてお伺いします。どのような状況かお願いします。

また4 番目として、不払い残業の実態についてどのような状況かお伺いをいたします。

続きまして3 項目めですが、北杜市消防団の活性化についてお伺いいたします。

近年、各種災害の多発により非常備消防の役割が大きく見直され、団員の確保と活性化に向けての動きが行われているところであります。

北杜市においても今年度に消防団活性化検討委員会が開催され、活性化に向けての提言がされたと聞いておりますが、提言内容等を含めまして以下お伺いいたします。

1 つとして、消防団員数の適正規模についてであります。

本市は県内でも最大面積を有し、消防団員も最大規模の1,884人の団員定数をもっておりますが、現在の実団員数は1,757人です。127人の欠員であります。このことから現在の定員数は適正であると言えるか。またその対応についてお伺いをしたいと思います。

2 番目として職員の消防団への加入状況、ならびに加入への考え方についてお伺いをしたいと思います。

平成26年度、平成27年度、また平成28年度の市採用職員の消防団加入者数と併せて加入への考え方についてお伺いいたします。これにつきましても、今回のこの活性化については26年の3月定例会において私から質問がされております。そんなことを踏まえながらお願いをしたいと思います。

それから3 番目として、検討委員会の提案内容とその対応についてお伺いをしたいと思います。

最後に4 番目です。防災ラジオの活用についてお伺いをいたします。

北杜市の防災行政無線を補う防災ラジオの普及と、その活用についてお尋ねをしたいと思います。

この防災ラジオはエフエム八ヶ岳の放送局を利用し災害時の情報伝達手段として家庭の中、あるいは室外、どこにおいても緊急時に市役所からの情報が自動的に作動し放送が受信できるものであります。土砂災害で被害のありました鎌倉市では、その活用を早くから取り入れられております。

北杜市でも旧町村時代には配備されていた戸別受信機に代わるものとして、現在の防災行政無線の難聴地域と防音性のある室内や就寝中の放送への安心感などを理由に購入を望む家庭が多いと思われませんが、以下お伺いをいたします。

1 番目として、エフエム八ヶ岳との放送契約の内容についてお伺いをいたします。

また2 番目として、防災ラジオの普及促進の状況とその成果についてお伺いをいたします。

3 番目として定時試験放送の実施について、その状況についてもお伺いいたします。

4番目として、防災ラジオ普及の問題点があれば問題点と課題についてお伺いをしたいと思います。

以上4点にわたりまして、代表質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

私の市政方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民みんなが参加できるまちづくりについてであります。

介護予防サポートリーダー、保健福祉推進員による高齢者の健康づくりを目的とした学びの場の提供や愛育会による母子や妊婦を対象とした子育て支援など、各種組織やボランティア団体等が市民福祉の活動を行っております。

また、地域委員会による8町それぞれの特色あるイベントの開催や民間団体による婚活イベント、自主企画講座の開催など、さまざまな形で市民が地域づくりやまちづくりに関わっております。これら団体が本市の福祉向上や活性化、まちづくりの一翼を担っていただいていることに心より感謝申し上げます。

そして、私はさらに多くの市民がまちづくりに参加できるよう公営アカデミーの創設を考えております。地域の人材を活用して子どもたちへの学習支援はもとより地域文化や歴史、郷土芸能など多彩な学びの場を提供し、社会教育による原っぱ教育のさらなる充実を目指してまいります。これにより高齢者の生きがい対策になるとともに、多くの市民が子どもたちへの関わりをとおして、まちづくりへの参画が果たせるものと考えております。

次に高齢者福祉、障害者福祉についてであります。

高齢者福祉については北杜市老人福祉計画、介護保険事業計画に基づき高齢者に対応した特色ある施策が行われているところであります。

今後は高齢者の持っている技能や知識を子どもたち等に伝えることにより、高齢者の生きがいづくりを推進してまいりたいと考えております。

高齢者の活躍の場をつくることによって、元気で明るく生涯活躍できるまちづくりにつながることを期待するところであります。

障害者福祉については、本市は障害のある人もない人も共に生き生きとした人生を送ることができる地域社会の実現を目指しております。

国では農業の担い手にも障害者の力を借りることにより障害者が地域を支え、地域で活躍する社会とするため、農福連携を推進しております。

本市でも地域の農業者と福祉関係者の連携により、障害者の社会参加が広がる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、実践型地域雇用創造事業についてであります。

この事業は厚生労働省の委託事業であり、人口減少に伴う人材不足や雇用機会の減少など地域の雇用課題を解決するため、地域資源や地域特性を生かして雇用の創出を図る取り組みが国から認められたものであります。

本市においては基幹産業である農業、商工業、観光を重点事業分野に設定し北杜市企業交流会、北杜市商工会、北杜市観光協会、梨北農業協同組合、金融機関、山梨大学など11団体を構成員とし、国の山梨労働局などをオブザーバーに迎えた北杜市雇用創造協議会が事業主体となり、各種の雇用対策に取り組むこととしております。

事業期間は本年12月から平成31年3月末までの2年4カ月であり、事業者向けの人材確保セミナーや求職者向けの人材育成セミナー、合同就職面接会などの事業に取り組み、本市での安定的な雇用の創出を図るものであります。

人口減少社会の進行により、若者の定着や女性の活躍できる社会を実現するためには雇用対策は重要でありますので、関係機関と連携を図り本事業を推進してまいります。

次に北杜市消防団の活性化における検討委員会の提言内容とその対応についてであります。

提言では地域防災体制を強化する取り組みの3つの重点項目として女性消防団員の採用、自主防災組織との連携、企業との連携を掲げ、さらに広報活動を推進し消防団員の処遇および業務改善、技術向上に取り組むなどの具体的対策が示されており、市ではこれらの提言の内容を検討しながら団員の確保対策に取り組んでいくこととしております。

また女性消防団員の採用についてもご意見をいただいていることから、本年9月から女性消防団員の募集を開始したところであり、団員数の確保対策と併せ、女性ならではの視点を生かした魅力ある北杜市消防団を目指してまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

市政方針における市体育協会ならびに市スポーツ少年団への支援と期待についてであります。スポーツは私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促すとともに明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会づくりに寄与する素晴らしい文化の一つであり、現代社会においてその重要性は一層の高まりを見せております。

このような中、市体育協会は市民スポーツの振興、スポーツの普及・向上を図るとともに地域住民の体力づくりを推進し、健康で明るい地域社会に貢献しております。またスポーツ少年団はスポーツを通じて、青少年の健全育成を目的として活動しております。

各団体が行うスポーツやレクリエーション活動は、市民一人ひとりに健康や感動などをもたらし、さらに人と人、地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものと期待をしております。

このようなことから今後も市体育協会、市スポーツ少年団の運営や活動の支援を継続するとともに指導者の育成を充実させる一方、これらの団体と連携してスポーツ合宿や大会の誘致を推進することでスポーツの先進地を目指してまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

職員の労働条件の改善について、いくつかご質問をいただいております。

放送に関する協定を締結し、有事の際に避難準備、避難勧告、避難指示の情報を市から直接放送できる体制となっております。

次に、防災ラジオの普及促進の状況とその成果についてであります。

防災ラジオの啓発については市の広報紙やホームページ、新聞折り込みチラシ等により広く周知を行い、さらに市消防団や自主防災組織への無償貸与により啓発も含めた緊急時の対策を行っているところであります。

実際の運用に至る災害等は発生しておりませんが、毎月1回の試験放送による購入者への緊急時の情報伝達訓練という部分においては、一定の成果があったと考えております。

現在のところ市民から補助金の交付申請をいただいた台数は104台であり、このほか市消防団等に168台貸与しており、防災行政無線を補完する有効な情報伝達ルートとして、今後さらに普及促進を図ってまいりたいと考えております。

次に定時試験放送の実施とその状況についてであります。

防災ラジオの試験放送については、毎月最終月曜日の昼12時からの生放送内で実施をしております。番組の中ではパーソナリティーから防災ラジオの説明があり、その後、市職員が電話で直接ラジオ放送に割り込み、試験放送を行っております。

今後もエフエム八ヶ岳との連携のもと、毎月最終月曜日に防災ラジオの有効性を確認するための試験放送を実施してまいります。

次に防災ラジオ普及の問題点と課題についてであります。

防災ラジオはFM電波を利用して情報を伝達するため、電波の特性から一部地域において放送が受信できないという問題がありますので、解消に向けてエフエム八ヶ岳と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

再質問をしたいと思います。まず、市政方針についての再質問を行います。

先ほどの答弁の中で高齢者福祉であります。高齢者の持っている技能や知識を子どもたちに伝達することにより高齢者の生きがいづくりを推進したいと申しております。このような、この高齢者の生きがいづくりの具体的な取り組みについて、改めてお伺いをしたいと思います。

それから実践型地域雇用創造事業についてであります。

この事業については創出する雇用人員などの目標を定めているかどうかお伺いをいたします。

また体育協会、スポーツ少年団への支援と期待についてであります。本市にスポーツの先進地を目指してつくりたいと、こういうことではあります。現在、スポーツ少年団の状況においては少子化が加速している中において団員の減少により、その運営と活動に支障を感じている団体も少なくないと思います。これらの状況において、教育委員会におきましては実態を踏まえた中でさらなる支援策等も考えなければならないかと思いますが、そのへんのお考えがあるとすればお伺いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の生きがいづくりの取り組みについてというご質問でございます。

高齢者がこれまでの長い人生の中で養ってきた豊かな知識、経験を生かせる居場所や役割を見出して地域社会の担い手として活躍することが高齢者の生きがいにつながるばかりではなく、活力ある社会の形成にもつながるものと思います。

具体的には市長が目指している公営アカデミーの取り組みとして、放課後子ども教室を活用し子どもたちの学習支援、地域文化や歴史の伝承など高齢者の得意とする分野により子どもたちと交流していただくことを考えております。

今後、関係部局と検討をしてみたいと考えております。

また地域の老人クラブにおいては、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした各種活動を行っておりますので、高齢者と子どもたちとの交流事業を行うことができないか、老人クラブの皆さま方と検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

福井俊克議員の再質問にお答えします。

実践型地域雇用創造事業において創出する雇用人員などの目標についてであります。

この事業を実施するに当たり厚生労働省に事業構想書を提出しており、雇用人員の目標を定めております。本年12月から平成31年3月末までの2年4カ月の事業期間中に人材育成セミナーや合同就職面接会などの雇用創出事業を実施し、事業に参加した求職者のうち実際に雇用される人数の目標を109人と設定しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

福井俊克議員の再質問にお答えをいたします。

スポーツ少年団の減少に対する支援策ということでございます。

少子化の影響でスポーツ少年団の団員数というところでは非常に減少傾向にございます。昨年の人数からして28年度は80人、全体では減っているという状況で、28年度の団員数として819人という状況になってございます。

教育委員会といたしましても団員募集に関して広報紙、またホームページ等で周知を図っているというところでございますけれども、より一層のPRも必要と考えているところでございます。また具体的な支援策につきましては、各団の状況に差があるということから今後スポーツ少年団の本部、また各団の責任者と実態を踏まえた中で協議を行い、必要な対応を検討して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

次に職員の労働条件の改善について再質問をします。

先ほどの答弁の中で不払い残業についてはないということの解釈でよろしいでしょうか。はい。不払い残業についてはないということであります。組合からの要求項目に時間外勤務手当の全額支給を行い、不払い残業をなくすということの要求が毎年されております。また答弁の中に管理職の指示、命令によるものであるということも言われておりましたが、管理職に許可なく行っている時間外勤務手当は支給しないという基本姿勢であるとの解釈でよろしいか、改めて伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

福井俊克議員の再質問にお答えをいたします。

管理職に許可なく行っている時間外勤務手当は支給しないとの基本姿勢でよろしいかということでございます。

時間外勤務手当は平日における正規の勤務時間以外での勤務や休日等に勤務を命じられた場合に支給しており、労務管理を行う上でも時間外勤務は管理職からの事前、もしくは事後の許可が必要であると考えております。

なお、各部署から毎月10日に提出される出勤時間、退庁時間を記入した前月の出勤簿が提出されることから時間外勤務命令簿と出勤簿に大きな乖離があった場合には、今後もそれぞれの管理職に確認をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

再々質問をお願いします。

今のことなんですが、管理職と職員がもう少し話し合いを行い、職員組合からのこのような要求がなくなるよう努力が必要と考えますが、改めてそのような取り組みを行うことができるか、再度お伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

福井議員の再々質問にお答えいたします。

管理職と職員が話し合いを行っておくことが必要ではないかというご質問でございますけども、管理職も認識をしているというふうに思いますが、共通認識ということが必要であろうと

考えますので、そのへんの共通認識が持てるような徹底を図ってまいりたいというふうを考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

次に3番目の、消防団の活性化について再質問をいたします。

団員確保の観点から女性消防団員の募集を9月から始めているということです。その募集人員等、どのような任務を求めどこに所属させるのかお伺いをいたします。

また職員の消防団への入団状況をお聞きしました。140名という方々が入団しているということではありますけれども、近年の状況から見ますともう少し消防団に対する理解度が薄いかなと思います。これらにつきまして、積極的に消防団に入っていただけるよう再度、勧奨を行うべきと思いますがそのへんのお考えを再度お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

福井議員の再質問にお答えをいたします。

はじめに女性消防団員の募集人員、任務、所属というご質問だと思いますが、女性消防団員は最終的には20名程度を予定しております。任務につきましては、地域防災に関する広報啓発、消火、防災訓練、それから応急手当の知識習得、講習会等の指導、災害時の後方支援などを考えております。所属につきましては各分団の部に属しますけれども、活動については本部付けとし、先ほどの任務を行っていただきます。

2点目でございます。採用職員の消防団に対する理解度が薄いということで再度勧奨をという質問でございます。職員に確認をいたしましたところ、平成26年度から平成28年度の採用職員の中で地元消防団の都合等もあるかとは思いますが、勧奨を受けていない職員もいることから、今後もこれらの職員を含め継続して勧奨してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ご答弁ありがとうございます。再々質問をお願いします。

女性消防団員の所属は、活動の拠点は本部付けで行うということであります。そのようなことからしてみても、女性の新人職員への消防団の加入促進というのが改めて必要ではないかなと、このようにも思います。そんな中で前回も質問いたしましたけれど、近隣の市町村の状況を見ますと甲斐市等においては新人職員すべてを2年間の消防団員に、本部付けにおきまして研修をさせるという取り組みがされております。市役所の職員の中で消防団員が確保できるということであれば、これらの研修等もいかがかなとこのように思いますが再度お伺いをいたし

ます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

福井俊克議員の再々質問にお答えいたします。

採用職員を一定期間、消防団員として入団させることは考えられないかということでございますけども、甲斐市等の状況も確認いたしましたけども、市としましては入団を義務化するまでの考えは今のところ考えてございません。考えておりませんけども、最初に答弁を申し上げましたように市職員は率先して地域活動や消防活動に取り組むべき、取り組んでいただきたいというふうに考えておりますので、入団に際しましてさらに勧奨してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

最後に防災ラジオの活用について再質問をお願いします。

この防災ラジオについては、一般の家庭に104台入っているという状況であります。まだまだその活用については、活用というか、これは活用しては困るんですが、普及はまだ各市内に普及が行き届かないんじゃないかな、このように感じております。その1つの原因として販売店についてがあります。この防災ラジオを買う場合につきましてはそれぞれ指定された販売店で買ってほしいと、こういうことであります。しかしながら指定された販売店の状況を見ますと、大泉、白州、武川、この3町におきましては販売店が指定されていないんです。地域ごとによりっきりされていないという理由があります。近隣で取得することができなくてあるわけですけれども、その普及に支障を感じているということでもあります。その理由等があれば伺いをしたいと思えます。

それから放送内容の充実についてであります。現在のところ災害時の情報という状況でありますけれども、その状況のみならずそれに関わる予防情報、あるいは人命にかかわる情報伝達、これは例えば現在、防災無線でも行っております行方不明者等の捜索等についての緊急放送、これらの放送、あるいは火災の情報などの放送が考えられます。こういうものが放送できれば、さらに頼れる防災ラジオの活用方法ではないかなと、こんなように考えますがそのお考えをお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

福井議員の再質問にお答えをいたします。

はじめに販売店が3町に指定されていないので普及に支障があるのではないかとのご質問でございます。

そうですね、ラジオにつきましては明野町、須玉町、高根町、長坂町、小淵沢町、11店舗で販売をしております。販売店につきましては、商工会を通じましてご紹介をいただいた電気店を対象に説明会を開催しながら協力をお願いしたところでございます。できるだけ近くの店でラジオが購入しやすいように、さらに電気店に協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

2点目でございますが災害時の情報につきまして予防、人命にかかわる情報伝達の放送はというご質問でございます。

緊急時の割込放送は協定によりまして避難情報のみとしております。災害予防につきましては、別途市との放送契約の中で対応を検討してまいりたいと思います。

また行方不明者等の緊急放送は現在のところ警察からの情報提供、放送依頼を受けて防災行政無線や北杜ほっとメールにて情報発信をしており、一定の成果をあげているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

再々質問をお願いします。

まず防災ラジオを求める、販売の関係なんです、現在この防災ラジオを買う場合については購入の手続きが煩雑であるということでありまして、1回では買うことができないんですよ。まず支所に行って、本所に行ってもそうなんです、行ってその手続きをするために用紙をいただき、その用紙を持って申請するわけですが、その用紙の中には税込みで1万2,800円と書いてあるんです。そして市が6千円補助金を出しますよと、こういうことが書いてあるんです、その申請書に。それにもかかわらず申請する場合は見積書を取ってきなさいよと、こういうふうに書いてあるんです。そしてわざわざ買う方は申請を市役所に行き、そしてその用紙をもらってまた1回、希望する販売店へ行って見積書をいただいて、それをまた支所なり本所へ持ってきて、そして申請をして、そしてそれから許可をもらって補助金の確定、交付決定をいただいた後、また希望する販売する店に行ってそこで買うことができる、こういうことです。最低でも3回は動かなければならないということでありまして、もう少し簡単にこれを購入する手段がないか、各支所で取り扱って支所で求めることができないかと、こんなように感じられます。公共交通が不便なこの北杜市でありまして、車を持っている方は飛び歩くこともできますけども、そうでない方は大変、この防災ラジオを購入するにも大変だと思います。そのへんを勘案しながらもっと簡単に買うことができないか、こういうことをお聞きしたいなと思っております。それと同時に防災ラジオの販売につきましては、これからずっと継続して行っていくかどうか、再度お伺いをしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

福井議員の再々質問にお答えいたします。

防災ラジオの購入手続きが煩雑であるというようなご質問だと思いますけども、防災ラジオ

は議員おっしゃるとおり購入費の2分の1以内の6千円の補助をしており、北杜市防災ラジオ購入補助金交付要綱に基づき申請手続きをいただいております。手続きにつきましては、販売店である電気店への補助金交付という仕組みのために支払いの委任等、通常の補助金交付手続きよりも煩雑となりますけども、電気店においてあらかじめ記入できるところは記入し、申請者の負担軽減を図っているところがございますけども、手続き等につきましてはまた検討してまいりたいというふうに考えております。また防災ラジオの制度につきましては、継続して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番議員（福井俊克君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10人の議員が市政について質問をいたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、78分。次にともにあゆむ会、31分。次に公明党、9分。次に日本共産党、11分。次に無会派 清水敏行君、15分。最後に無会派 池田恭務君、15分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしく願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが議長からその都度、残り時間を報告いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは一般質問、順次、質問を許します。

はじめに北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

はじめに渡辺新市長、ご就任おめでとうございます。県下初の女性市長の誕生を心よりうれしく思います。

過日、12月1日の臨時議会におきまして力強く表明されました市政方針で「子育てと福祉」

「雇用」「教育」「スポーツ」「女性の活躍」という5つの柱からなる政策を聞き、現在、中学生と小学生の子どもを持つ父親として生まれ育った、この北杜市民としてこれからの新市長の市政運営にとっても期待しているところであります。

前白倉市長は町村合併という難しい局面からスタートし、他町村の方針を集約し男らしく力強く北杜市を牽引し、県内外からも高く評価をいただくほどの北杜市をつくってこられました。この場を借り一市民として心より敬意と感謝の気持ちを述べさせていただきます。

そして今、合併後の混乱も落ち着き一つの方向に向かい歩み出した北杜市に渡辺市長には女性ならではの感覚で、市民をやさしく包み込むような市政を実行していただきたいと切に願います。

私は今議会から市議会議員として働かせていただきますが、知識も経験も未熟で不慣れゆえ至らぬ点もあると思います。それでも北杜市をより良くしたいという気持ちは同じです。身を賭して働きたいと思しますのでよろしくをお願いします。

市民、行政、議会、共に力を合わせて理想を現実に行ける北杜市をつくり上げるために躍進し続けることを希望しつつ、質問に入りたいと思います。

まず、子育て世代の支援環境について。

現在、子育てをしながら共働きをして家計を支えている家庭が増え、その中でも父親が正社員として働き、母親は税制面の関係でパートやアルバイト等の雇用形態で働いているケースが多いと思われます。他県から移住していただいた子育て世代の家庭では、祖父母など子どもを預ける相手がない環境では仕事を制限するか、やむなく小さな子どもを留守番させるしかありません。そのため学童支援などを利用して子どもを預けながら働いているのが現状です。都市部では多種多様な民間の託児施設を利用することもできますが、北杜市の現状は民間の託児サービスがほぼない状態です。そのため行政のサービスを拡大することが望ましいと思いますが、この支援環境に関する質問をさせていただきます。

(1) 祝日や日曜日の対応についてお伺いします。

現在、市で運営している学童支援の受け入れ態勢では祝日や日曜日の場合、乳幼児には休日保育という制度がありますが、小学児童にはなく子どもを預けることができません。親子そろって休むのが望ましい姿なのかもしれませんが、祝日や日曜日に人手がほしいサービス業も増え24時間体制で稼働している企業も少なくない現代においては、時間的な制約によって個々の能力を生かせる職業に就職できないケースがあるのは、とても残念なことだと思います。

全施設で受け入れ態勢を取ることは難しいと思いますが、生徒数や地域的な面から考え少数箇所でも大人が見守り自由に遊べる環境が整うことを希望します。

夫婦共働きが増え仕事の内容や時間帯も多様化してきた社会に合わせるため、女性がより活躍できる環境を整備するため、祝日や日曜日でも条件さえ合えば受け入れができる態勢を取ることはできないでしょうか。

2番、相談員など職員についてお伺いします。

社会的に見ると保育園入園時、小中学校入学時など子どもにとってガラッと世界が変わるような時期にいじめや不登校などのトラブルが発生しやすい傾向にあります。現在さまざまな子育て支援を展開し、北杜市は各年齢別においては充実していると思います。それでも保育園と小学校、小学校と中学校など各学校をつなぐ架け橋となるカウンセラー等を充実させることが大切だと考えます。このような事案の対応についてお聞かせください。

次に三世同居をしている家庭について。

子どもを預けなくてはならない家庭とは反対に祖父母と親で子どもを見守り、親と子どもで高齢者をケアしている三世同居家庭は古き良き日本の素晴らしい家庭像の一つだと考えます。核家族が急増している現代では高齢者の孤独死や忙しさによる育児放棄など、深刻な問題が多発しています。昨今のニュースを見ても独居高齢者のケアなど核家族対策ばかりフォーカスされ、本来もっと優遇されてもよい三世同居家庭はおざなりにされている感を拭えません。そのことを踏まえ、以下の2点を質問させていただきます。

1. 三世同居家庭の促進についてお伺いします。

三世同居家庭は、市の行政サービス面や税負担の面からみてもとても有意義で増やしていかなければならない家族構成だと考えます。行政側からの見解として三世同居家庭の促進について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

2番、促進を促すサービスについてお伺いします。

三世同居家庭を増やし、継続してこの北杜市に住み続けていただくためには分かりやすいメリットを提示できればよいと考えます。減税や給付金など行政独自で行えるサービスができるかどうか。諸団体と協力し市内での買い物ができる商品券配布など民間と協力した形でサービスができるかどうか。行政からの見解をお伺いします。

最後に市の将来像について。

北杜市総合計画基本構造の中に「8つの個性が光るネットワーク都市」と題し、8つの地域を中心として地域の個性と特性を最大限に生かし、それぞれ生活拠点として位置付け、都市全体の均衡のある発展を目指し、一体的なつながりを強化します(要約)とありますが、発展とはいろいろな発展の仕方があると思います。市政の役割として市民と話し合い、この北杜市をどのような形で発展させていくかという明確なビジョンをつくるのが重要です。民間企業も市の方針が分かれば誘致先の設定やサービスの内容も事前に計画でき、新規企業誘致もスムーズに促進できるでしょう。それを踏まえて、以下の2点を質問させていただきます。

1. 農業、商業、工業、観光などの各推進エリアについてお伺いします。

均衡という部分にとらわれすぎ、すべての方面の政策が平均的になれば農商工などの個性が埋没してしまいます。個性が光るまちづくりを促進するためにはもう一步踏み込んで農業、商業、工業、観光などの各推進エリアを定め目的に沿った行政政策を打ち出し、より地域ごとに特色のあるまちづくりを目指すべきだと思います。各方面に特化したまちづくりができれば仕事、遊び、学習など市民のあらゆる要求にも対応でき、市外から遊びに来る人や新しく市民になれる方のニーズに対しても幅広く応えることができると思います。

8つの地域という旧町村志向から抜け出し、一つの北杜市となるためにまずは各推進エリアを制定するべきだと思いますが、ご意見をお聞かせください。

2番、コンパクトシティ化についてお伺いします。

市外や県外の方から北杜市の中心はどこなのと聞かれることがあります。総合基本計画中のネットワーク構想も理解はできますが、この先、人口減少や過疎化が進む日本の中においてはネットワークのバランスが崩れる可能性も十分考えられます。まずはしっかりと核をつくり、次にそこから伸びるネットワークを形成することが重要だと思います。そのためにも住居推進エリアを明確にし、農地転用措置などをスピーディに行い、振興住宅地や人口の密集地をつくることであれば商業の活性化、流通の円滑化にも同時に推進できることでしょう。この

広い北杜市で行政サービスを均斉化させるのは財政的、人材的に見てもとても困難なことです。開発地区、非開発地区を明確にし無用な乱開発を抑制し自然を守りながら情報や行政サービスの拠点となるコンパクトシティ化構想を進めるべきだと思いますがご意見をお聞かせください。

以上3項目、6点についてご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

3番、秋山真一議員の市の将来都市像における農業・商工業・観光等の各推進エリアについてのご質問にお答えいたします。

北杜市は広域的地域の中において、まず農業については地域の気象条件やその時代に即した農産物が栽培されてきたことにより地域に根付いてきたもので、地域ごとに特色があるものとなっております。商業については既存の商店街を中心に、工業については既存の工業等の集積地を中心に今後も推進を図ってまいります。

また観光については太陽と茅ヶ岳・瑞牆山エリア、八ヶ岳南麓高原エリア、清流と甲斐駒ヶ岳エリアとして地域の特色を生かした事業を進めているところであります。

今後このような全国に誇れる各エリアの特徴を生かした、さらなる事業展開を地域とともに取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

3番、秋山真一議員の子育て世代の支援環境における小中学校入学時などの相談体制についてのご質問にお答えいたします。

小学校から中学校への入学時には、中1ギャップと言われるように学校の環境が変わることから子どもたちにとっては将来への希望と同時に多くの悩みも抱える時期となります。

学校においては小中学校の教職員が連携し、進学への不安を軽減する取り組みはもとよりスクールカウンセラーが小中学校をつないで活動するなどして相談に応じております。

また教育委員会にも学校教育に関する専門的な指導事務に従事する教育職員として指導監1名と指導主事1名を配置し、学校を通じての相談をはじめ保護者や生徒からの相談にも直接対応しております。

また、山梨県総合教育センターにおいては24時間365日対応の電話相談や面接相談等を実施しているほか、いくつかの機関においても相談業務を実施しております。

子どもたちが相談窓口を気軽に利用できるよう学校を通じて周知を図るとともに、相談支援体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

子育て世代の支援環境について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、放課後児童クラブの休日開設についてであります。

市が運営する放課後児童クラブ13施設については保育士や教諭、社会福祉士の資格を有する支援員を配置し運営を行っておりますが、現在、支援員の確保に苦慮しているところであります。祝日や日曜日への受け入れ拡大に当たっては、これまで以上に支援員の確保が必要となることから現段階での拡大は厳しい状況にあります。

今後、処遇改善等を行い支援員のさらなる確保に努めるとともに保護者のニーズを把握し、北杜市子ども・子育て会議等のご意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、保育園入園等の相談員の配置についてであります。

お子さまが初めて保育園に入園される時、保護者の皆さまはさまざまな不安をお持ちになることから、つどいの広場、子育て支援センターにおいて相談業務や各種の情報提供を行っております。

また保育園においては入園前から保護者の相談に応じているところであり、円滑に入園できるようお試し入園などを実施しております。

一方、小学校入学に対しては保育の中で工夫し、徐々に入学の準備を進めるとともに小学校と連携し、就学時健診や一日入学においても保護者からの相談に対応しております。

本年度からは小学校で校内の生活の様子を撮影したDVDを保育園で上映するなど、入学への新たな取り組みも進めてまいりました。

今後は来年4月に開設する子育て世代包括支援センターにおいて、専門職員による相談業務を充実させ、子どもや保護者の不安解消のための取り組みも進めてまいります。

次に三世同居をしている家庭について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、三世同居家庭の促進についてであります。

親、子、孫が同じ屋根の下で、あるいは近くに暮らすことで子育て、家庭教育、介護、災害時等における家族の支え合いができるため、大切であると考えております。

次に促進を促すサービスについてであります。

本市では子育て世代の移住定住を目指す子育て世代マイホーム補助金において、三世同居に対しても住宅の増築やリフォームを助成対象としているところであります。

国においては、親世代が子育て世代の育児を支援するための三世同居に対応した住宅整備に関する補助や三世同居に対応したリフォームを行う場合に、税制上の特例措置もあることから、これらの制度の活用を促してまいります。さらに市との連携に基づき、市内の金融機関では市内の住宅を限定して金利を優遇した貸付も行っているところであり、子育て中の世代を含む三世同居の住まいづくりにも活用が可能となっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

3番、秋山真一議員の市の将来都市像におけるコンパクトシティ化についてのご質問にお答えいたします。

国土交通省が進めるコンパクトシティは一極集中に限らず、本市のように合併により誕生した自治体では中心的な拠点だけでなく、旧町村の役場所在地周辺などの拠点も含めた多極型も提唱しています。

広大な面積を持つ本市では、平成22年に策定した北杜市まちづくり計画により8つの総合支所周辺を地域拠点と位置付け、それぞれの地域の特性を生かしながら、まちづくりに取り組んできたところであります。

今後も市の実情に合った姿を考えてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

1項目めの子育て支援環境について。

今後ともより理解しやすく気軽に相談できる体制づくりのため、よろしくお願いします。

2つ目の三世同居をしている家庭について、これは再質問させていただきます。

住環境については、国政からも市政からも補助金など制度があることが理解できました。それでも日々の生活の中でメリットを提示していくことが維持促進の効果を図るために必要なことだと思います。生活環境について促進を促すサービスを施行できることは可能でしょうか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

三世同居に伴う住環境には補助制度があるが、生活環境に対してなんらかのサービスを行うことはできないかというご質問でございます。

本市では、全国に先駆けた事業として三世の同居にも対応できる子育て世代マイホーム補助金制度があり、生活環境に対するサービスについては財源などの調整も必要でございますので、現段階では難しいと考えております。今後、関係部局と検討させていただきたいと思っております。

なお、世代間で互いに支え合いながら生活する三世家族の形成は家庭内での教育力の向上や子育て支援等の家族の絆の再生および高齢者の孤立防止をするためには、大変理想的だと思います。なかなか難しい促進となりますけれども、市におきましては健康福祉大会におきまして四世代家族の表彰を行っており、この表彰を引き続き行う中で多世代同居、近居を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

分かりました。ご検討よろしくお願いします。

3項目めの市の将来都市像については、今後とも長期計画にとらわれずに柔軟で時代と市民

の要望に合った都市計画をご検討いただけるようによろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を終結いたします。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

まず、ごあいさつをさせていただきたいと思います。渡辺市長、市長ご就任おめでとうございます。

これから高病原性鳥インフルエンザ危機管理体制の確認についての一般質問をいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

この高病原性鳥インフルエンザについては、平成22年度にわが国ではかつてなかったほどの高病原性鳥インフルエンザの発生が多く、平成22年11月の鳥根県での発生以降、翌年3月までの間に9県24農場のところで発生し、種鶏場の発生も確認されました。国は特定家畜伝染病防疫指針に基づき、種鶏の殺処分や種卵業務の停止措置を講じ発生を終息させましたが大きな混乱や経済的損失が生じました。

国は平成23年4月4日に高病原性鳥インフルエンザについて、強毒タイプを高病原性鳥インフルエンザに、弱毒タイプを低病原性鳥インフルエンザに改正し、それぞれの特定症状を定めるなど高病原性鳥インフルエンザの発生の予防、早期に発見・通報および円滑な初動対応に重点を置いて防疫対応を強化するわが国では、近年流行の強毒性鳥インフルエンザウイルスによる高病原性鳥インフルエンザは隣りの国の韓国と同様、平成16年以降に相次いで養鶏場で発生が確認されております。養鶏産業での莫大な被害と多大な防疫措置の労力を費やし、経営者が隠ぺいして大規模な発生になりました。経営者は自殺してしまったのですが、発生の終息と清浄化達成を果たしてきました。

しかしながら今年の11月29日・30日において、青森県・新潟県で高病原性鳥インフルエンザが2件、4農場で発生し、内訳は2戸の家禽農場と2戸の養鶏農業で全部で32万6千羽が殺処分されております。また現在、今月12月16日に北海道で高病原性鳥インフルエンザが発生し、1戸の養鶏農場で15万1千羽が現在殺処分し埋却の予定になっております。今も埋却しておりますが、このような状況の中でもし北杜市管内において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、管内の養鶏農場を把握していなければならないと思います。確認の意味で次の内容についてお伺いしたいと思います。

1. 養鶏農業の把握について。

戸数は確認しているか、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

場所はどのようなところにあるのか。8町にあると思いますので、お伺いいたします。

羽数は何羽いるのか、お伺いいたします。

各農場の焼却埋却地の場所を確保しているのか、お伺いしたいと思います。

次の2の北杜市危機管理対策についてですが、山梨県では危機管理対策本部の冊子を発行しているかと思ひます。このような内容の具体的な役割の中に1. 基本方針についてとありますが、市町村は高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの発生の報告を受け

たら直ちに市町村で高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ防疫対策を設置し国・県に対応本部を、および現地対策本部との連携を図り発生農場の防疫活動、移動制限、畜産農家、住民に対する広報活動、疫学調査などを各関係機関と一体になり防疫措置を行うと書いてあります。また畜産農家が行う防疫対策に対する支援、さらには農家の問い合わせなどに積極的に対応し不安の解消、家畜衛生意識向上、啓発および自衛防疫の推進を行うと書いてあります。そして発生農場の所在する市町村においては、現地対策本部の連絡調整会議に出席し情報の伝達、収集等に協力すると書いてあります。また生産農家の位置を考慮した上で現地対策本部や防疫作業従事者の集合場所を市町村の庁舎、所有施設、公民館等に設置する場合も想定されますので、防疫措置にかかる住民説明会について市町村は現地対策本部と連携して実施するものとされており、このようなことから北杜市管内で高病原性鳥インフルエンザの陽性反応が確定した場合、北杜市における危機管理体制についてお伺いしたいと思います。

危機管理対策本部の設置はどのようにするのか、お伺いしたいと思います。

危機管理対策本部の組織設定についてどのようにするのか、お伺いしたいと思います。

作業員の確保はどういうふうにするのか、お伺いしたいと思います。

以上でございますが、ご答弁をよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

5番、藤原尚議員の高病原性鳥インフルエンザにおける危機管理対策本部の設置についてのご質問にお答えいたします。

本年11月に青森県、新潟県で相次いで高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、本県周辺でも茨城県で発生が確認されており、本市においても家禽類が飼養されていることから関係機関と連携し防疫体制を整えております。

鳥インフルエンザが発生した場合、国および県に鳥インフルエンザ防疫対策本部および鳥インフルエンザ現地対策本部が設置されます。

市については発生の疑いのある段階から県が設置する現地対策本部連絡調整会議に参加し、情報収集するとともに関係機関との調整を行い、発生が確認された段階で国・県と同様に北杜市鳥インフルエンザ防疫対策本部を立ち上げ、国・県・市および関係団体が連携し、鳥インフルエンザに対応してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

5番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

高病原性鳥インフルエンザにおける養鶏農場の把握について、いくつかご質問をいただいております。

市内養鶏場の場所と戸数および羽数については明野町3戸、須玉町1戸、高根町7戸、長坂町1戸、小淵沢町1戸、白州町10戸、武川町2戸、合計25戸で38万羽余りが飼育されて

おります。

埋却場所については24戸は確保されていますが、残り1戸は未定でありますので県と連携しながら埋却場所の早急な確保に向け、飼育農家と協議しているところであります。

次に高病原性鳥インフルエンザにおける危機管理対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、危機管理対策本部の組織設定についてであります。

市の対策本部の組織については、国・県で設置される鳥インフルエンザ現地対策本部と連携しますので市長を本部長とした組織編成となり、国・県と同様の機能を持った組織となります。具体的には総務班、防疫企画班、移動規制班、健康管理班を設置いたします。

次に作業員の確保についてであります。

市の対策本部については、産業観光部が中心となり編成されます。各部局と連携し事態に対応しなければなりませんので、交通規制や作業従事者の健康管理などあらかじめ想定される業務内容を整理し、鳥インフルエンザが発生した場合については各部局また県内の畜産団体、JA、農業共済組合等と連携し必要となる人員の確保を行ってまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

各農場の焼却埋却地の場所を確保しているということなのですが、これに関してその農場内に設置するのか、してあるのか。そして例えば他所のところ、敷地外に置く場合、敷地外の所有者のところ承諾を得ているのか確認してありますか、お聞きします。よろしく願います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

藤原議員の再質問にお答えします。

埋却場所についてというご質問でございます。

24戸の場所につきましては、県のほうから連絡をいただいております。県と協議する中で埋設場所の確保ということは把握をしておりますが、敷地内、敷地外というところまでは申し訳ありません、ちょっと把握しておりませんので、またこのへんにつきましては早急に県と連携を取りながら対応してまいりたいと思います。

いずれにしても25戸ある中で24戸につきましては、埋設場所の確保がしてあるということでございますので、敷地外においても承諾が得られているものと判断しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

先ほども言いました経営者が自殺してしまったということをお話しましたが、かなり7年前ですか、宮崎、それから鹿児島県の県境で口蹄疫が発生しました。これに関してもかなり莫大なお金がかかり、労力がかかり近隣の住民にはすごく迷惑がかかっております。そして莫大な経費がかかった、お金がかかったというのは経営するのに再建できない状態になりました。それで家畜防疫互助事業という基金を造成できる事業があるんですが、25戸、管内に養鶏農場があるということなんですが、その養鶏農場が家畜防疫互助基金の事業に加入しているかどうか把握しているのでしょうか、確認したいと思いますがよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

藤原議員の再々質問にお答えいたします。

鳥インフルエンザが発生した場合に莫大な費用がかかるということで、それらに関する基金等に参加しているかというご質問でございます。

これにつきましても、すみません、今、詳細な把握はしておりませんので早急に県と連携をしながらどこまで確認してあるのか、もしないということになれば、やはり議員さんのおっしゃるとおり莫大というところもございますので、加入促進というところをまた県と連携して図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

では、以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、藤原尚君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

渡辺市長には当選、おめでとうございます。

切磋琢磨し、市民のため頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

ただいまより一般質問をさせていただきます。

私は1項目について、お伺いをいたします。

商工業振興ということについてでございますが、その中の1つ、元気に頑張る事業者の金融面からの支援につき、お聞きをいたします。

渡辺市長の選挙公約の1つであります地域資源を活用した活気あふれる北杜市、既存企業の発展のための支援を訴えておりました。私も北杜市の経済発展等からも同感であり、ぜひしっかり支援をお願いしたいと思っております。

現在、アベノミクスの恩恵が地方の中小零細企業に及んでいる状況は残念ながらまだ見受けられません。過去の経済循環を見ると好影響は大都市、大企業から始まり数年かかりようやく地方の中小零細企業へと影響が出てきますが、不況は時間を置かず地方の中小零細企業から影響が表れるものであります。

この厳しい経済環境の中、いろいろと襲いかかる難問を何とか跳ね返し創業した事業や受け継いだ事業を維持拡大していこうと頑張っている事業者を見るにつけ感銘を受けずにはおられ

ません。

日本経済はここ20年ぐらい、デフレと円高に苦しんでまいりました。日本全体が閉塞感に覆われたといっても過言ではないと考えます。この状況を打破し全体が活力を取り戻すために地域が活性化し、中小企業に元気を取り戻してもらわなければなりません。ところが現実には人口減少、少子高齢化によって市場は縮小傾向が続いています。またグローバル化の進展により地方にまで競争の波が押し寄せています。こうした経済変化はもはや後戻りすることはできませんが、これが中小零細企業にも重くのしかかり、事業を続けていくだけでも大変な努力がいるのが現状であります。また日本創生会議によると2040年までには自治体の半数近くが消滅の可能性があるという衝撃的な発表もあり、行政も大変な時期ではありますが意欲を持って努力をしている事業者を継続的に支援していくことが市の持続と繁栄につながっていくものでありますので、行政としてしっかり対応していかなければならないと考えております。

さらに以前からこの支援に加え時代に合った支援をしていくことも必要な時であります。厳しい状況の中でも前向きに積極的に頑張る事業者を支援し、この事業が継続され、さらに拡大・発展をしていくことにより、この事業者を目標として他の事業者も努力し、続く事業者が多く出てくることにより北杜市の経済の発展につながっていくものと考えます。事業は言うまでもなく発展の段階があります。1つの段階が上がるとき、多くのエネルギーと資金等が必要となってきます。この一段階上がるとき、例えば小規模事業者とはご案内のように常時使用する従業員数が20人、商業・サービス業にあっては5人以下であります。この小規模事業者を従業員数で卒業する一段階があります。努力により事業の発展があり、この小規模事業者から卒業したといっても一挙に大規模化するわけではないことは、ご承知のとおりであります。例えば従業員が急に増えるわけではありません。1人、2人とこれも順調に事業が推移し、徐々に増えていくものが一般的企業であります。重ねて申し上げますが、このときが設備投資、運営資金等が必要になるときであります。現在、北杜市としても種々の支援をしている中でありますが、小規模事業者から一段階上に羽ばたいた事業者の支援が薄くなりがちであります。従来の小規模事業者の支援に加え、北杜市の将来を担う事業者に成長をしていく小規模事業者を卒業したばかりの事業者の育成支援が必要であります。

経済は生きています。少しの遅れが命取りになることが多々あります。そのためにも早急に小規模事業者の定義の解釈の拡大見直しをし、市独自の考えで金融面を中心とした支援を早急に行っていくことが望まれます。市の利子補給規定による昨年度の実績として幹旋金額が7億9,907万円、利子補給額が1,859万4千円でありました。この従業員数を例えば50人、商業・サービス業にあっては20人、このように変更した場合、拡大をしたとして対象企業は市内で約80企業であります。ぜひ北杜市としても拡大見直しをし、将来北杜市を背負ってくれる企業を支援していくべきと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

次に地域資源を活用した農商工連携支援についてお聞きをいたします。

何気ないものが少し見方を変えるだけで素晴らしい資源となる。これは他の事例を見ても明らかであります。私のまちには何も無いという声をよく聞きますが、人が生活をしているところ歴史があり、生産物もあります。気付かないだけということに気付くことが出発点です。中小零細企業はこのプロセスの中にビジネスを見つけ、価値を付加することにより可能性を広げていくことができると考えております。

中小企業者と農林水産業者の連携による新事業の展開の推進を図り、双方の相乗効果を生み

出すことにより地域経済の活性化を図る目的で平成20年に経済産業省と農林水産省が共同で支援をする農商工等連携事業に関する法律、農商工等連携促進法が施行され農林水産物、景観などの観光資源といった地域資源を活用するため、お互いの強みを持ち寄り事業の継続および新規事業の発展で地域の活性化をしていくということで、他地域では数々の農商工連携が生まれています。わが北杜市においても名水、オオムラサキ、日照時間日本一、多くの農産物などがあります。これらを活用し特色ある北杜市づくりをしっかりと行っていかなければならないと考えております。北杜市でも農商工連携の話はよく聞くことがありますが、北杜市に関係のある事例として3点ほど挙げさせていただきます。

1つとして清里高原の牛乳と峡東果実郷の濃縮果実を活用したアイスクリームの開発、販売。これは県外の事業者と共同で、桔露柿のアイスクリームを企画し試作販売を行っていましたが、フルーツ王国山梨の完熟フルーツと清里の高原の高品質の原乳を用いた新たなアイスクリーム製造連携であります。

2つ目はスイーツに適した桑の葉、桑の実の開発とこれを活用したスイーツの実験的商品化であります。これは地元食材を使った新しいスイーツの開発、レストラン以外の販路拡大を狙っていた事業者と桑の葉を使ったおいしい商品を開発、販売することによる桑の葉の売り上げ拡大を狙っていた市内農業者、これはファームでございますがこの連携であります。

3つ目といたしまして、JAと食品製造業者と飲食店の連携。JAはアウトレット野菜、私と言うまでもなく規格外や余剰野菜の販路拡大を模索していたところ、国内野菜をより安く仕入れるルートを開拓していた中小企業のニーズが合致し、この食材で外食産業のニーズに合った商品の試作を行い、目途がついたので連携に至りました。まだまだ事例は少ないと思うわけですが、このような取り組みをしっかりとっていくことが北杜市の活性化、経済の発展につながるものと考えております。

この連携は互いの考え、思いが一致してはじめて連携となるものでプロセスは大変ではありますが、相談・指導を含めて来年度、4月から商工食農課ができるわけでございます。大変期待をしております。また第2次北杜市総合計画基本構想の市の将来都市像の水と緑と太陽を生かした工業産業都市の中でも米、野菜等の多様な農業を生かし北杜市のブランド化を図り高付加価値の農商工業、サービス業等が立地する工業産業都市を形成するといっていますが、農商工連携を含めた具体的な進め方、内容等につき市長の見解をお聞きして質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

7番、井出一司議員の商工業振興における利子補給金規程の従業員規模の見直しと支援についてのご質問にお答えいたします。

北杜市の産業を支えている小規模企業者に対する金融面の支援としては、小規模企業者が経営の安定のために資金を借り入れた場合、利子補給金を支給する制度を行っているところであります。

この制度の対象者は小規模企業者であり、常時雇用する従業員の数が商業・サービス業は5人以下、それ以外の業種は20人以下の事業者が対象となっており、昨年度の実績では359事業者に対し1,859万4千円の利子補給金を支給しております。

市内では積極的な設備投資を行い新製品の開発や販路の開拓に取り組み、経営規模の拡大と雇用の増大に努めた結果、従業員要件により利子補給金の支給対象外となっている場合があります。

これらの事業者は市内産業を支え地域産業を牽引している存在であり、持続的かつ安定的な事業継続を支援し、企業自体の発展を支援する必要性があると考えておりますので、利子補給金の支援対象の拡大については、今後検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

7番、井出一司議員の商工業振興における農商工連携の推進と支援についてのご質問にお答えいたします。

山紫水明の北杜市には、日照時間日本一やミネラルウォーター生産量日本一など特色ある地域資源が数多くあります。

市としても特色ある資源を活用し地域の活性化を図るため、国の地方創生加速化交付金の事業採択を受け、北の杜フードバレー構想構築プロジェクトを実施しております。プロジェクト事業では農業企業コンソーシアム、営農組織等の農業者と商工業者等が連携し、地産地消を推進するとともに農産物を加工し北杜市産ブランド品として情報発信できるよう組織づくりを行っていますので今後、農業者と商工業者等のマッチングを進め、農商工連携や6次産業化の取り組みを支援してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許しますが。

○7番議員（井出一司君）

ありません。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君の質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

はじめに私は生まれ育ったこの峡北地域の発展と、また北杜の魅力求めて移住されている方々、また先祖伝来、この地で暮らしている方々、それぞれみんながこの北杜の地が住んで誇れる地域だと胸を張って言えるようなまちづくり、地域づくりを掲げ取り組んでまいりました。これからも取り組んでまいります。

私は5人の議員で結成した新たな会派、ともにあゆむ会のメンバーとして議会活動を進めてまいります。5人がそれぞれの持ち味を生かし、また広く志を同じくする人たちとも連携し市民の皆さんの声をしっかりと受け止め、ともにこれからも議会活動の中でなお一層、深めてまいりたいと思います。

新渡辺市長には市内外から期待の目が向いていることと思います。北杜市の発展のため、市民の声に応えていただきたいと思います。

今議会では皆さまから寄せられたご意見・ご提案を踏まえ、以下質問いたします。

小海線甲斐大泉駅周辺の整備計画についてであります。

北杜市にとって小海線沿線の活性化は、観光振興の上でも北杜市を魅力ある観光地としてPRする上でも市政の重要施策であると考えます。このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

- 1．まずはじめに観光客が観光地を訪れて一番嫌な印象に残るもののうちの1つには公衆トイレを使用して汚かったことだといわれています。そうしたことを踏まえて市内の観光地等の公衆トイレの整備は大変重要と考えますが、市内の状況はどうでしょうか。そこでそのうちの古くなってきている甲斐大泉駅構内の公衆トイレの整備計画はどのようになっているのか伺います。
- 2．現在、解体工事の進められている大泉駅前児童館・カラマツハウスの解体後の跡地の活用はどのようになっているのか伺います。
- 3．甲斐大泉駅周辺には、次の観光関連の施設がございます。八ヶ岳いずみ荘、甲斐大泉温泉パノラマの湯、パノラマ市場（大泉地産地消の会）直売所、大泉駅前観光案内所、小海線甲斐大泉駅等々であります。これらの観光施設を最大限に生かすために、すでに指定管理者として管理運営している施設もありますが、現在のこれら施設への市の支援状況と今後どのようにこれら施設へ市は関わっていくのか伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

9番、齊藤功文議員の小海線甲斐大泉駅周辺の整備計画における駅構内の公衆トイレ整備についてのご質問にお答えいたします。

甲斐大泉駅の公衆トイレについては現在、駅前の既存トイレを多目的トイレへの建て替えを計画しております。先月末で実施設計が終了いたしましたので来年度、整備に着手してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

小海線甲斐大泉駅周辺の整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに大泉駅前児童館・カラマツハウスの跡地利用についてであります。

跡地については、県有地であることから県と協議を進めております。

次に、甲斐大泉駅周辺の既存施設の支援状況と今後の関わりについてであります。

甲斐大泉温泉パノラマの湯と八ヶ岳いずみ荘、甲斐大泉駅前観光案内所については現在指定管理者制度を活用し、民間の活力等を生かす中で運営を行っております。

また、甲斐大泉駅については北杜市観光協会がJRからの委託を受け切符等の販売業務を行っております。パノラマ市場は独自で直売所を運営しております。

今後については北杜市の主要な観光地であることから、指定管理受託事業者や観光協会とで情報交換を行い、さらに利用者の利便性の向上が図られるよう連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

○9番議員（齊藤功文君）

まず1点、多目的トイレとして来年度、整備、工事がかかるというような答弁がございましたけれども、内容は分かりましたが内容については子育ての方だとか障害の方、いろいろバリアフリー化にも配慮してやっていただけたと思います。そしてそれに加えてトイレ、観光地でありますけれども、ぜひ冬の期間も利用ができるように配慮をしていただきたいと思います。冬、整備したからといって閉鎖するようなことがないようにお願いをしたいところでございます。

これが1点ですけれどもこれは質問ではなくて、あと1点、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるわけですけれども、国内外からもこの観光客が小海線沿線、八ヶ岳だとか北杜市を訪れると思いますが、そうしたことから市内の公衆トイレの整備なんかが大変大切ではないかと思っておりますけれども、このへんについては観光客への市全体としての対応などはどうなっているのでしょうか。もし分かれば、お伺いいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤議員の再質問にお答えします。

東京オリンピック等に向けて、市内の公衆トイレの整備はどうなるのかというご質問でございます。

公衆トイレにつきましては、前々から議会でも洋式化等という指摘をいただきまして、観光客にとりまして、やはりトイレというのは重要な部分だというふうに捉えております。今日の

新聞にもありましたけども、八ヶ岳のほうでもトイレの改修を行い、一度に全部というところは大変難しい話でございますので、オリンピック等もありますので順次整備していくという方針は以前からありますので、それに基づいて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

いいですか。

○9番議員（齊藤功文君）

以上です。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、1番議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

今回、質問することは自主避難者住宅無償支援打ち切りの件についてです。

政府は2011年3月11日の東日本大震災で起きた福島第一原子力発電所の事故で自主避難を余儀なくされた方々への住宅無償支援策を来年の3月いっぱい打ち切ると発表しました。復興庁の調べによると11月10日現在、今も全国に13万4千人もの避難者がいるそうです。そうした状況の中でこのような対応を取ることに對し、強い怒りと悲しみを感じています。

ある自主避難者からは子どもを守りたい一心で故郷をあとにした。死にもの狂いで避難生活を続け、ようやく人間関係を築き生活の基盤もできたのにまたそれを取り上げられるのかという声や私たちは勝手に逃げたものたちとされ、存在自体をなかったことにされようとしている。福島県にも見捨てられ、避難先でも見捨てられるかと思うとつらい。そんな声も聞かれます。故郷を奪われた方々の気持ちは想像もできません。

事故からまだ5年9カ月しか経っていない中、新聞やテレビのニュースではほとんど取り上げられることもなくなり、あたかも事故は終息したかのように思われますが、チェルノブイリ原発事故と同じくして事故から5年が過ぎ、子どもの甲状腺がんなど被ばくが原因ではないかと思える病気が右肩上がりに増えてきています。この問題は10年どころか下手をしたら数万年という単位で解決していかなければいけない、とても重要な問題だと考えています。

そんな中で北杜市としての対応を伺いたいと思っています。伺いたいことは全部で3点あります。

質問のその1、現在、北杜市内に自主避難者がどこに住み、また何名いるのか。そしてその方々がどういったことを望んでいるのかなどの現状をどの程度把握しているのでしょうか。というのも原発の事故は遠く福島で起きたことでは済まされないからです。ここ北杜市でも原発の事故、当時からそして今この瞬間も、そしてこの本会議場でも東京電力の電気を使用しています。そうした状況の中で自主避難者の現状をしっかりと把握するというのは、電力を使用してきた地域としての責任であると考えています。具体的な数字や状況をお答えください。

質問その2、この問題を北杜市としてはどのように考えていますか。そして来年度以降の具体的な方針は決まっていますか。もしまだ決まっていなければ、いつまでに方針を示すの

でしょうか。

12月3日、ある自主避難者の方へ話を聞いたところ、市からはいまだに聞き取りなどの対応はなく、そして来年度以降の方針も示されていない。そんな状況にとても不安な思いを持っている。突然、追い出されるかもしれないと考えると福島に帰ることも選択肢に入れられないと不安な思いを述べられていました。期限となる来年の3月まで、残り3カ月となったにもかかわらず、今も方向性が示されていないというのは避難者にとって相当のストレスになっているのではないかと感じています。

原発事故子ども被災者支援法第2条の項目によれば支援対象地域における居住、ほかの地域への移動および移動前の地域への期間についての選択を自らの意思によって行うことができるよう被災者がそのいずれかを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならないと記載があります。分かりやすく言うと自主避難者がどこで生活をするにしてもきちんとして支援をしなければいけないという規則です。しかし、そんな規則があるのに政府は弱者を切り離すような政策を行っています。切り離された人たちを自治体としてしっかりと手を差し伸べる必要があると考えますが、市としての見解を伺います。

質問その3、避難から移住へと移行できる環境づくりを行うことが今後求められていると思いますが、その点の見解を伺います。

先ほども言いましたが自主避難者の支援は短い期間ではなく数十年という長い期間、支援し続けなければならない課題であると考えています。現在、自主避難されている方々が住んでいる場所はあくまでも応急仮設みなし住宅です。これからもその方々が北杜市民として生活をしていくためには未来を見据えて支援を続け、しっかりと生活の基盤がつけられる環境を整えていくことも重要になってくると考えます。渡辺市長が所信表明で述べられた誰もが暮らしやすい愛でつながる北杜市、困っている人にこそ愛の手を差し伸べ、そしてそのことの積み重ねが結果として地域の魅力アップにもつながっていくと思っていますが、どのようにお考えでしょうか、ご答弁をお願いします。

質問は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

1番、栗谷真吾議員の自主避難者住宅無料支援終了における避難から移住への環境づくりについてのご質問にお答えいたします。

市営住宅において現在入居されている方も含め、本市への移住定住を希望している場合にはその事務手続き等について、できる限りの支援をしているところであります。

また空き家バンクの活用等については、まずはバンクの利用登録をお申し込みいただき、今後も情報提供や相談に応じてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

1番、栗谷真吾議員の自主避難者住宅無償支援の終了における避難者数と現状、他自治体の

状況および今後の方針についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災により北杜市へ156名が避難していましたが、現在は応急仮設住宅として市営住宅に入居している方が7世帯15名であります。今月、当該入居者に対して意向調査を行い、来年度以降の入居の考えを確認したところ、現在入居されている住宅に継続して入居を希望されているのは5世帯11名、退去を希望されているのは2世帯4名という結果でありました。

県住宅部局からの情報では県営住宅に2世帯、韮崎市の市営住宅に3世帯、西桂町の町営住宅に1世帯、身延町の町営住宅に1世帯が入居しており、いずれも継続して入居を希望しているとのことであります。

現状においては山梨県などの動向がおおむね把握できましたので、年明けには該当者に通知し、県内自治体と同様に一般的な入居手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君の再質問を許します。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

質問その2に関して3点、そして質問その3に関して1点、再質問があります。

まず質問その2、来年度以降の具体的な方針についてですが年明けに自主避難者へお知らせをしていくとの回答がありましたが、ちょっと対応が遅すぎるのではないかと感じています。というのも政府が住宅の無償支援打ち切りを決めたのは去年の5月です。また東日本大震災山梨県内避難者と支援者を結ぶ会という団体の方と話をすることがあって、いろいろ伺ったのですが、その方は今年の春ごろから住宅課の窓口へ行き、来年度以降の北杜市の方針を尋ねていたそうです。そのあとも何度か足を運んだようなんですが、市からの回答は得られなかったと話をされていました。ほかの自治体ではすでに来年度の方針は示されていると聞いています。どうして対応が北杜市は遅かったのでしょうか、その理由をお聞かせください。

2点目です。先ほど、来年度以降に向けて一般的な入居手続きを進めていくとの回答がありましたが、これは来年度以降は自主避難者としてではなくて一般の方と同じ対応に切り替えていくということなんでしょうか。つまり来年度以降、市としては自主避難者に対して家賃補助などは行わないということなんでしょうか。参考までに述べますと地方自治体として独自に自主避難者を支援しているところもあります。例えば山形県の米沢市では来年度以降も市営住宅25戸を継続して無償で支援することを決め、北海道や埼玉県なども数多くの自治体で自主避難者へのサポート体制を築いています。そうした状況も踏まえ、市としての方針を改めてお聞かせください。

3点目です。退去を希望されている2世帯の方々について、今後市として何か支援をしていく考えはありますか。また仮にお子さんがいた場合、引っ越しをしたら学区が変わる可能性もあるかと思うんですが、そのお子さんが希望すれば学区外からでも今、通っている学校に継続して通うなどの対応は可能なんでしょうか。

次に質問その3、避難から移住へと移行できる環境づくりを行うことについての再質問です。

12月10日に渋谷で行われたイベント「ノーモア被ばくミーティング 自主避難者の住宅

支援打ち切り問題」の中で話があったようなんですが、どうも福島でも今からでも逃げたいと避難を考えている方々がいらっしゃるようです。先ほども言ったのですが、子どもの甲状腺がんが増えたり、原発事故の処理がなかなか進まないことから場合によっては新たに避難をされてくる方が出てくるかもしれません。各都道府県知事宛てに国土交通省が送った子ども被災者支援法に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居についてという文書の中には、対象地域からの新規避難者の受け入れも含め地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に十分勘案の上、特段のご配慮をお願いいたしますと記載があります。例えば今後、避難を希望される方が北杜市へ相談に来た場合、市としてどのような対応を取るおつもりでしょうか。

先日、住宅課へ質問に行った際に教えていただいたのですが北杜市内の市営住宅の入居率はたしか96%だったかと記憶しています。かなりの部屋がすでに埋まっている状況だと思うのですが、仮に市営住宅の入居が難しいということであれば、やはり先ほども質問したんですが空き家などを利用して活用する必要なかも今後出てくるように感じるんですが、その点も含めてご答弁をお聞かせください。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

1番、栗谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の入居の対応方針等が年度明けということで遅れた理由でございますけども、県の住宅局との連携等を図りながら県内の状況等も勘案しながら対応方針等を決めたということで、12月という形になってしまいました。これにつきましては申し訳ございません。

それから一般的入居でございますけれども、これにつきましては東日本大震災被災者には罹災証明書等の提出により賃貸借契約を締結せずに目的外使用許可として部屋を貸し出しておりました。期間が終了する今後は継続での入居を希望する方には、要件を満たした連帯保証人を立てた上で改めて市営住宅の入居の申し込みを提出していただき、賃貸借契約を取り交わして通常の家賃を徴収することとなります。

また市のほうの支援ということでございますけども、これにつきましては山梨県および県内自治体との足並みをそろえた対応を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

栗谷真吾議員の再質問にお答えをいたします。

質問は市内外へ引っ越した場合に、その学区外からの就学ができるかという状況だと思います。

学区外からの希望ということで、当然、親御さんのほうからそういう申請、また希望があれば教育的な配慮というような部分で対応することは十分可能だと思っております。ただ市外の場合、その在住する市町村教育委員会の協議が当然必要になってまいりますけども、教育委員会として親のほうで望まれるという状況であれば、それを受け付けることは問題ないと考えて

おります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷議員の再々質問を許可します。

○1番議員（栗谷真吾君）

再々質問をさせていただきます。

今の答弁ですと来年度以降、通常の家賃を徴収して対応するという回答だったんですけども、仮に計算したんですが、例えば家賃をざっくり1カ月3万円と計算をして、今、避難されている方が7世帯ですと1カ月当たり21万円、それが1年12カ月で掛け算をすると約250万円になるわけですけど、これは北杜市の今年度予算340億円に対して、もう本当に1%も満たない、微量というか少ない金額になると思います。当然、厳しい財政状況なのは分かるのですが、困っている方々へ支援することを惜しむ必要はないと私は強く考えています。全額とは言わないまでもそうした、ちょっとした愛を注ぐことこそが渡辺市長の掲げる愛でつながる北杜市になっていくのではないかと考えるんですけども、ぜひちょっと渡辺市長の見解を伺えればと思っています。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

今後の方針等につきましては、先ほども申しましたように山梨県および県内自治体と足並みをそろえて対応を進めてまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

市長、答弁できますか。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

ただいまの栗谷議員の質問にお答えいたします。

ただいまの状況を鑑みまして、他市町村ともしっかり検討しながら今後検討してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、栗谷真吾君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

改選後の初の定例会にあたり、公共交通の再構築について新市長のご見解を伺いたいと思います。

珍しく残り時間に余裕があるものですから、時間を気にしないでやらさせていただきます。

これからの公共交通を考えるときに避けることのできないデマンドバスの必要性について、以下3項目について市長のご見解を伺います。

まず第1点目です。これまで市は一貫してデマンドバスの再運行は考えていないとしてきて

いますが、その一方で市民バスがすべての市民の足を確保できないということを市内全域を路線バスで対応するには限界があるという表現で、今年の6月定例会で認めています。また渡辺市長は選挙前の討論会で、市民の足の問題は皆さんとともに考えたいと発言していらっしゃいます。つまり問題の根本は解決できていないばかりか、具体的な次の一手がないということになりますが、この事態をどのようにお考えでしょうか。

次に市長は先日の討論会でデマンドバスはいろいろな問題があり廃止になった、また利用する人と利用しない人の負担の差があったと発言していらっしゃいましたが、具体的にどのような問題があったのでしょうか。また利用する人と利用しない人の負担の差があったこととデマンドバスの廃止との因果関係はどのようなものだとお考えでしょうか。さらに一人ひとりがどのように満足して買い物や病院に行けるようになるのか、地域の皆さんの力もお借りしながらともに考えていきたいという趣旨の発言がありました。デマンドバス実証運行の際には市民グループやソフトを提供した東京大学から市にはさまざまな提案があったはずですが、それらはほとんど聞き入れられなかったと理解していますが、市長はそうした市の体制を見直す考えがおりなのか伺います。

最後になりますが、今年の6月議会で企画部長から市議会が運行の継続廃止を決めたとの答弁がありました。しかしその結果が市民のためになっていなければ、見直し立ち止まり振り返り、時には後戻りをする勇気が必要だと考えますがいかがでしょうか。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

13番、岡野淳議員の公共交通の再構築におけるデマンドバスが廃止になった具体的な問題についてのご質問にお答えいたします。

利用する人と利用しない人の負担の差があったとの発言については、市民の利用が偏る傾向があるなど公平性に疑問を感じての発言ですが、このことが廃止となった直接の要因とは考えておりません。

また、市民グループの要望や東京大学の提案などは、デマンドバスの実証運行においてエリアの拡大や当日予約への変更などの参考として進められてきたものと考えております。

なお、デマンドバスの廃止については、平成24年12月定例市議会で慎重審議いただき、問題点等については議論されたところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

公共交通の再構築について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市民の足の確保の解決策についてであります。

本市の広域なエリアを市民バスのみでカバーすることには限界があることから、これまでも地域でできることは、できる限り地域での助け合いをお願いしてまいりました。引き続き地

域での取り組みをお願いしながら、今後の公共交通の整備については国や県の動向を注視する中で、市民の代表や公共交通に関わる有識者等で組織する北杜市地域公共交通会議において検討してまいりたいと考えております。

次にデマンドバスの運行廃止の見直しについてであります。

デマンドバスの運行にはさまざまな問題があり、市議会において慎重審議いただき廃止したものでありますので、現在のところ見直しの考えはありません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

再質問をいたします。

まず順番にいきますと、最初の市内全域を路線バスで対応するには限界があるという部分です。これはもちろん当然そうだと私も理解をしております。しかし現実問題としてバスを利用したくてもできないエリアがあり、またそうではなくても足が不自由だったりしてバス停まで行けないという人が現実にいるわけですね。そういう人たちをどういうふうに救済していくかということを考えるときに、地域でできることは地域でやれというそれはそうなのですが、その前に行政がやらなければいけないことがあるんじゃないかということを考えています。行政ができることを精一杯やって、それでもなおできない場合には地域に助けてくれ、これなら分かりますけれど、先に地域でやってくれというのは順番が違うんじゃないかなと思いますので、そこらへんの見解を伺いたいと思います。

それから次の利用する人と利用しない人の負担の差があった、これは当たり前の話でして使う人の負担が出るのは当然なわけです。今、市長の答弁で市民の利用が偏る、そこには公平性に問題があるというけど、それは偏る原因があるからなんですね。大勢の市民の中にはデマンドのシステムに素直に順応できる人もいるし、なかなかそうではない、電話一本かけるのも苦手だという人もいる。そういう中で得意な人がどんどんデマンドを使えるようになっていって不得手な人がデマンドをなかなか使えない、これが偏りで不公平だといった、それは違いますね。使い方が分からない、あるいは電話の掛け方が分からない、苦手だ、予約の取り方が分からないという人がいるならそこをどうサポートするのかというのが行政の仕事ではないでしょうか。現実問題、いくら電話をかけても予約が取れないとか、あるいは本当にお年を召したおばあさんが電話を掛けるのが苦手なんだと。まして、こういう新しいシステムに対して電話で予約を取ることが実際、自分ではできにくいという人は大勢いましたよ。そういう人をデマンドに乗れないといって公平性に問題があると言うんだったら、そこを是正するのが行政の仕事だというふうに思います。そこはどういうふうに指導、指導という言い方が良いかどうか分かりませんが、されたのかちょっとご紹介いただければと思います。その2点、ご答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目でございます。交通弱者に対する対策、これを行政の主導すべきではないかというご質問でございます。

これにつきましては当然、行政のほうは何をしないわけでもなし、どちらが優先とか、そういう問題ではなくて、とにかくこういった公共交通につきましては、答えとしては100点満点はございません。ですのでそれぞれ行政なり市民の方なりがそれぞれ考えていただいて、これまで私たち、いろんなグループの意見も聞きました。それで今回、4月に見直しをさせていただいて、それによって利用者も増えているところもあります。そういったところもありますので、今後も引き続き、お互いに良い方向の答えを見出していきたいというふうに考えております。

第2点目でございます。デマンドバスの利用の中でいろんな差があったということで、それはシステム上の問題とかそういったものもあったかと思いますが、それにつきましても当然その当時、東京大学のシステムが完全でないとか、あとは市民グループからのご意見等々ありましたので、そういったそれぞれの問題はその都度、解決してより良い方向へ持っていきたいということでデマンドバスの実証運行は進めてまいったと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

再々質問をさせていただきます。

今の部長のご答弁も前に何度も伺っていますので、理解をするかどうかはともかく伺っております。ただ、昨日来の関連した公共交通の質問の中にもありましたように、今、高齢化がどんどん進んでいって、肝心の地域が車の運転ができない人が増えてきているわけですね。警察もなるべく免許を返納してくれということを言っているわけです。そういう現状の中で、さらにその事態がどんどん進んでいくと。

それからもう1つは、その地域に車の運転をお願いしたいと思っている高齢者の方たちも実は身内にさえ遠慮があるわけですね。そういう実態があるわけですよ。まして血縁のないような、本当に地域だからといって悪いけどちょっと病院まで連れていってということも簡単に言えなくなっている事情があるわけです。そうしたときに、その人たちがどういうふうになっていくのかというのはやっぱり想像していただきたいなと思います。

やはりくどいようですけれども、そういう人たちのところに電話が111のか何が111のか分かりませんが、とにかく市の手が届くようにバスなり車なりが玄関先まで行って、一定のお金を払っておけばとにかく病院なり買い物なりそこに行けるというのが、そういうお年寄りたちの安心につながるわけです。それから外に出ようという意欲につながるわけです。そういうことを含めて、やはり市はもっとこの公共交通、細かいところまで入っていく公共交通というものを構築すべきではないかなというふうに思います。

昨日来、いろんな提案がありましたけれども、まだまだやる余地はあるというふうに私、考えています。これからいろんな提案させていただきますけれども、ぜひ企画部中心と一緒に、それこそ共に検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどのもっと工夫をしなくてはいけないというあたりのところ、もう一度ご答弁いただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

公共交通の問題につきましては、何回か答弁させていただいております。これにつきまして、当然、市民の足の確保というものは非常に重要な施策だというふうに捉えております。昨日の答弁でも申し上げましたように、現在、本市におきましては公共交通の方向性というものを明らかにする指針とか計画がないということが現状でありますので、今後は新たな公共交通の整備を進めるためにも地域公共交通網形成計画という計画の策定を検討しておりますので、それらの計画に盛り込み、実施に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで13番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次に公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の一般質問をいたします。

渡辺市長、市長就任おめでとうございます。

まず最初に市内河川敷の雑木伐採について。

市内の河川における雑木の繁茂により鳥獣被害が拡大し、繁殖を後押しする原因にもなっております。台風やゲリラ豪雨による自然災害は、近年では全国どこでも起き得る気象状況の中で防災面でもその被害が想定され、釜無川やほかの河川敷の雑木が河川をせき止める危険性が非常に高くなることが想定されます。特に白州町大武川地区の雑木は川面が見えないほど生い茂っています。市民の方々からは氾濫すると危険だとの声を伺いました。

以上のことから市民の安全・安心と防災・減災に影響がきたされる状況にあります。そこで以下、3点の質問をいたします。

1．釜無川やほかの河川における雑木の伐採計画について。

2．市民参加による伐採木処理についてとストーブなどの薪利用推進について。

3．川の氾濫時における防災・減災効果の検討検証についてお伺いします。

続きまして、山岳景観の保全整備と登山道の整備について。

本市は日本百名山に数えられる山々に囲まれ、優れた眺望、広大な森と四季の移り変わりの景観は訪れる人々に癒しや感動を与え、生きている喜びを感じることのできる貴重な山岳景観であります。この自然環境は先人から受け継がれた宝物であり、子や孫に受け継いでいかなければなりません。また2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、海外からも大勢の方が訪れます。首都圏からの利便性がよく、訪れる方が期待できる自慢の山岳景観であると思います。

さて観音平を確認した状況はどうかといいますと立木が生い茂り景観を阻害しております。

多くの人々が訪れているのに景観が悪くなってきている、残念だとの声を聞いております。山頂付近や景観の保全整備と登山道の整備は、さらに必要と鑑みるところであります。そこで以下、2点の質問をいたします。

1. 観音平をはじめとする展望眺望のための保全整備について。
2. 登山者の安全とリピーター獲得のための登山道の整備についてお伺いします。

続きまして、鳥獣被害防止対策について。

近年、鳥獣による被害は深刻な状況下にあります。農家にとっては働く喜びと収入を一度に奪ってしまい、営農意欲の衰退や耕作放棄地の増大、また里山の景観にも大きく影響をきたしています。対策としてはまだまだ猟友会の方々に委ねるところが大きく、今後の高齢化や会員の減少、また長年の経験や熟練した技術を若い世代の後継者に伝えることも大切なことと感じます。多く自治体はその対策に奔走していますが、効果をあげるまでにはなかなか決め手がありません。そこで以下、2点の質問をいたします。

1. 猟友会の高齢化と会員の減少対策について。
 - (1) 銃免許に関わる経費の補助について。
 - (2) 射撃場の整備における県への要望と現状について。
 - (3) 世代交代について。
2. わな免許取得と地域と猟友会の連携についてお伺いします。

最後にAED設置と使用方法および設置の周知について。

近年、AEDの設置場所は増加傾向にあります。その効果は救急車の到着以前にAEDを使用した場合、救急隊員や医師が駆けつけてからAEDを使用するよりも救命率が数倍も高いことが明らかになっており、救急時において実証されているところでもあります。2004年7月から医療従事者でない一般市民でも使用できるようになりましたが、その使用の方法と設置場所は多くの皆さまに周知されていないと痛感いたします。コンビニエンスストア等は24時間営業をされている店舗が多く点在しており、救急時には利用しやすい環境にあると思います。ほかの公共施設、企業など民間施設においても設置されていますが使用方法が分からない、救急時のときに自信がない等々、AEDの活用が幅広く身近に使用できる対策が必要と考えます。そこで以下、3点の質問をいたします。

1. 市内AEDマップの作成による周知について。
2. AED使用にあたり市民講習会の開催と設置施設における講習の開催について。
3. SNS利用により設置場所の周知と使用方法の周知についてお伺いし、質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

では残り時間を報告いたします。
進藤君、2分29秒でございます。
答弁を求めます。
渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。
はじめに、河川敷の雑木伐採における河川氾濫時の防災・減災効果の検討・検証についてであります。

河川敷内の樹木は洪水時の流れを阻害するばかりでなく、土砂の堆積の助長により川底の上昇を招き、さらなる流れの阻害を誘発します。その結果、中小規模の洪水でも堤防や川岸が急激に削られる流れが生じる恐れや倒れた木が流木となった場合、下流の橋梁・堤防等の施設への悪影響、減災に重要な要素である河川の状態を把握する巡視および河川監視カメラでの監視の支障や流量観測の障害などが指摘されておりますので、伐採による一定の効果があるものと考えており、今後も県に計画的に伐採するよう求めてまいります。

次に山岳景観保全における観音平等の整備についてであります。

本市は四方を山々に囲まれ、山岳景観は観光振興における貴重な財産であり、良好な自然環境および景観維持を行っていく必要があると考えております。

市内の観音平をはじめとする展望や眺望のできる観光スポットの多くは、国立公園や国定公園内にあり、国や県所有の森林のため自由に伐採、枝打ち等の整備はできないことから展望等に支障がある場所については国や県に要望し連携を図る中で、県のおもてなし森林景観創出事業等を活用し、山頂付近や展望地点の保全整備を行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては担当部長、担当課長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

AEDについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内AEDマップの作成による周知についてであります。

現在、市内の公共施設に設置されているAEDについては暮らしの便利帳に掲載しており、民間施設を含めたAEDの設置場所については、峡北広域行政事務組合消防本部のホームページに一覧表が掲載されております。また、AEDマップについては一般社団法人日本救急医療財団が構築した日本救急医療財団全国AEDマップに市内の設置場所が掲載されております。

次に、AEDの市民講習会と設置施設における講習会の開催についてであります。

AEDの操作研修会は専門の知識と資格を有する消防署員を講師に招き各地区の愛育会、スポーツ少年団の指導者や保護者、学校では水泳を実施する時期に教職員や保護者を対象に実施しています。また毎年開催される北杜市総合防災訓練でも多くの市民が訓練に参加され、AED操作方法を学んでおります。設置施設では、施設職員を対象に納入業者による操作説明が行われているところであります。

なお、長坂総合支所において北杜消防署主催のAED操作方法を含む普通救命講習会が毎月開催されておりますので、それら講習会の開催の周知に努めてまいります。

また峡北広域行政事務組合消防本部のホームページには、一般市民向け応急手当ウェブ講習のページがあり、パソコン、スマートフォン等でAEDを使った心肺蘇生方法を学ぶことができます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、登山者の安全とリピーター獲得のための登山道整備についてであります。

本市は四方を名山に囲まれ数多くの登山道があり、そのすべてを市で整備することは困難であります。このため利用者が安全に登山道を利用できるよう県が主要登山道の整備を行い、市では環境対応型トイレの計画的な設置や地域の山岳会や山小屋の指定管理者にお願いする中で点検を行い看板の設置や鎖場、はしご等の整備を行ってまいりました。

しかし、南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことや昨今の登山ブームにより観光客や登山者の増加が見込まれることから、市としても多くの登山者が訪れる登山道や危険箇所を中心に環境保全基金などを活用し、利用者が安全で安心して利用でき、また来てみたいと思える観光地として整備してまいりたいと考えております。

次に鳥獣被害防止対策における猟友会の高齢化と会員減少対策等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、銃免許に関わる経費の補助についてであります。

市では猟友会に新たに加わる銃免許取得者への補助として、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付要綱に基づいて狩猟セミナー受講料、免許申請手数料、教習射撃受講料などの経費に対して補助率50%以内、限度額3万円の補助を行い、新規会員の確保に努めております。

次に、射撃場の整備における県への要望と現状についてであります。

県では流れ弾が民家に撃ち込まれた事故などの理由で、県立葦崎射撃場を平成21年7月に閉鎖し、平成23年9月に新県立射撃場の建設について建設可能な場所を検討しましたが、適地がなく5年間の凍結を決めた経過となっております。

今般、凍結期間が経過したことから新射撃場のあり方の検討を行うためにクレー・ライフル射撃協会、県猟友会、学識経験者らで構成する新たな射撃場のあり方検討委員会を先月29日に発足し、今年度内に新射撃場整備に関する方針をまとめることとしております。

現在、射撃場の整備について猟友会等から市への要望はありませんが、今後、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に世代交代についてであります。

北杜市の猟友会員の年齢構成は幅広く、平成23年度の会員数は146名で65歳以上の会員は74名であります。平成25年度の会員数は154名、65歳以上は82名、平成28年度の会員数は183名、65歳以上は115名であります。このように65歳以上の会員の割合はこの5年間で約12%増加しており、世代交代が近々の課題であると考えております。

野生鳥獣の捕獲活動は長年培われた経験と熟練した技術が不可欠であること、猟友会の活動や存続には若い世代の後継者も必要であることから今後も会員の確保と技術継承などを行い、猟友会員の若い世代への加入促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、わな猟免許取得と地域と猟友会の連携についてであります。

地域と猟友会の連携は地区猟友会が地区区長、農事組合長などから連絡を受ける中で市が管理捕獲等を猟友会に委託し、会員の協力を得ながら野生鳥獣を捕獲し駆除しているところであります。

市内のニホンジカ、ニホンザル等の特定鳥獣や野生鳥獣の生息数の増加に伴って農林業等への被害が年々増大し、営農意欲の衰退や耕作放棄地の増加など深刻な影響が出ている中で有害鳥獣の捕獲には、わな猟も有効な方法と考えております。

今後もわな猟免許取得の補助および講習会や花火による追い払いの講習会などを開催し、地域と猟友会の連携を図る中で、有害鳥獣対策を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

市内河川敷の雑木伐採について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに釜無川ほかの伐採計画についてであります。

河川管理者である山梨県では、緊急性の高い箇所から随時伐採等を実施し管理しているところですが、昨年度より従来の事業に加え公募伐採を試行し、伐採にかかるコストの削減と木材資源の有効活用を図っているところであります。本年度は長坂地区の釜無川および武川地区の小武川河川敷において実施しております。

次に、伐採木の有効利用の推進についてであります。

国および県等で伐採した樹木は資源として有効利用を図るため、薪やチップ材として希望者に配布するなどしております。

また、公募による伐採は昨年度の実績で薪ストーブの利用者による応募が大半であったことから公募の目的も達成できている状況とのことであります。

本市においては薪ストーブ利用者も多いことから、配布等の情報は市広報紙に掲載するなど周知に努めているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

丸茂政策秘書課長。

○政策秘書課長（丸茂和彦君）

4番、進藤正文議員のAEDにおけるSNSを利用した設置場所と使用方法の周知についてのご質問にお答えいたします。

市では本年度、市ホームページをリニューアルしており、来年3月からの公開に向けて準備を進めているところであります。この中で公共施設におけるAEDの設置場所が分かるページを設け、暮らしの便利帳と連動した最新の情報を掲載するとともに、画像を取り入れた分かりやすい使い方の周知にも努めてまいります。

また、日本救急医療財団全国AEDマップには民間の設置場所も掲載されていることからリンクを張ってまいりたいと考えております。

このほかにリニューアルするホームページには、ツイッターやフェイスブックなどSNSと連動機能があることから、ホームページを見る方を通して情報の拡散が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

○4番議員（進藤正文君）

ありません。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

日本共産党の一般質問を行います。

はじめに市長の政治姿勢について質問します。

昨日の代表質問でも清水進議員が指摘しましたが、安倍内閣はあらゆる面で暴走ともいうべき政権運営を行っています。昨年の安保法制関連法、いわゆる戦争法にはじまり先の臨時国会でのTPP、年金カット法、カジノ法など、どの世論調査でも国民の間で賛成を反対が大きく上回っている問題を国会での多数議席をもって強行に可決成立させることの連続でした。国民の声に耳を貸そうとしない暴挙としかいえません。

15日付けの山梨日日新聞は「続く拙速審議 ツケは国民に」と題する社説論説を載せました。そこでは国柄を変えるようなテーマなはずなのに政権与党の数にものを言わせた審議だと指摘して、政権の強引さに私たち国民も慣れてしまっていないだろうか、そろそろ立ち止まって政権4年間の功罪を考えると書いているのではないかと書いています。私はまったくの正論だと思います。今日は新市長に安倍政権が進める2つの政策についての見解を求めます。

まず、安倍内閣が安保法制に基づいて強行した南スーダンへの自衛隊派遣についてです。

南スーダンに派遣された自衛隊に駆けつけ警護などの新任務が付与されてしまいました。命令が下って南スーダンの政府軍に武器を使用するようなことになれば、憲法が厳しく禁じている海外での武力行使となります。

私たちの前任の議員の皆さんは、9月の議会で全国に先駆けて自衛隊の派遣に反対する意見書を採択しています。渡辺市長も8月30日の手をつなぐ市民の会の皆さんが開いた政策を聞く会で子どもたちを二度と戦場に送らない、9条を守ると戦ってきた、この思いは今も変わりませんと述べています。こうした憲法を守ろうという立場から市長としても自衛隊の南スーダンからの撤退を主張すべきではないでしょうか、見解を求めます。

第2に高齢者を中心に負担増と給付減を押し付ける医療介護制度の改悪案、これを政府がまとめたことについてです。その全体を紹介する時間はありませんが、医療費の問題では高額療養費制度の上限を引き上げて70歳以上の全国1,400万人が負担増となる、こういう計画です。介護保険では一定以上の所得のある人の利用料自己負担を2割から3割に引き上げるな

どです。先日のテレビのニュースでも「来年度予算、医療も介護も値上げ」、こういうふうに一斉に伝えています。国の制度改悪は高齢者を中心に北杜市民を直撃しますが、市長の所信表明ではこの点については一切触れようとしませんでした。また負担増というのは医療や介護サービスを我慢することにつながって重症化、重度化による医療・介護費用の増加を招くだけだと思います。市長のこうした政府の方針への見解を求めたいと思います。

2つ目に子どもの医療費の助成制度の対象を高校3年生、18歳まで拡大することについてです。

市は今年1月から中学3年生まで対象を広げましたが、私たち日本共産党がこの夏に取り組んだ北杜市民アンケートにも財布の中身を心配せずに病院に駆けつけることができ非常にうれしいと喜びの声が大きく広く寄せられました。と同時にこうした適用を高校3年生まで広げてほしいという意見も同時に多く寄せられています。

山梨県内では身延、富士川、市川三郷、富士河口湖の4町と忍野、山中湖の2村がすでに高校3年生まで実施していて、市段階では今度、南アルプス市が来年度から実施することが公表されています。新聞の報道ですが南アルプス市では新たな対象人数は1,600人(高1、高2、高3、該当する)それから医療費の増額分は年間5千万円から6千万円と見込んでいるという報道がありました。

北杜市で高校3年生まで広げた場合、対象人数は約1,200人ということですが、経費としてどのくらいを見込めば可能なかを明らかにしてほしいと思います。市長は7日の所信表明で掲げる主な5つの政策の1つに「子育てと福祉」を挙げて、子育て世代が魅力を感じる地域を目指すとしました。また今年度の庁舎の、市役所の事業評価でも291事業のうち中3まで無料にした今度の助成制度について、A・B・C・D、4ランクのうちAランクだと。必要性、有効性、効率性が高いと総合評価されました。子育て世代から歓迎されて、また必要性が高い、こういうふうにも市役所としても行政としても事業評価をしている制度を高校3年生まで拡大する考えがないかどうか、答弁を求めたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

8番、志村清議員の市長の政治姿勢における南スーダンへの自衛隊派遣に対する見解についてのご質問にお答えいたします。

本市においては、南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することを中止する意見書の提出を求める請願が平成28年第3回北杜市議会定例会で、賛成多数により可決されたことは厳粛に受け止めております。

今月12日からの南スーダンでの国連平和維持活動(PKO)では、安全保障関連法に基づく自衛隊による駆けつけ警護などの新任務が実施可能となりましたが、自衛隊の安全確保については今後も国において議論されることを望むところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

8番、志村清議員の市長の政治姿勢における高齢者への医療費負担の拡大等に対する見解についてのご質問にお答えいたします。

70歳以上の高齢者の医療費自己負担限度額については、これまで見直しは行われてきませんでした。しかし高齢者の医療費が5年前と比べ70歳から74歳の高齢者は1.5倍、75歳以上の高齢者は1.2倍と伸び続けており、被保険者の増加に伴い今後ますます伸び続けることが予想されます。

また介護保険制度は創設から16年が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきておりますが、費用総額は制度創設時から3倍の約10兆円になるとともに保険料の全国平均は2025年には8千円を超えることが見込まれており、制度の持続が重要な課題となっております。

国では社会保障審議会において利用者負担や給付、費用負担のあり方について見直しが検討されているところであります。世代間の公平性や負担能力に応じた応分の負担を求めることは持続可能な制度としていくために必要なことと考えております。

市では、これまで介護予防事業等を通じて要介護認定に至らない元気な高齢者を増やす施策を実施することで介護給付費の増加が抑制され、結果として介護保険料が抑えられてきました。今後もなお一層、介護予防事業に力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

8番、志村清議員の子どもの医療費助成制度を高校3年生まで拡大することについてのご質問にお答えいたします。

高校生の医療費については正確に把握することは困難であります。本年1月から拡大した中学生分の助成額は1年間で約2,100万円の支出が見込まれる状況にあり、高校生においても同程度の額が必要であると予想されております。

高校3年生までの拡大については、中学校卒業後に進学や就職など個々の生活に差異が生じてくるため、平等な子育て支援とならないことから現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

再質問です。

子どもの医療費の無料化に絞って質問したいと思いますが、今、部長から高校3年生まで拡大した場合、中学生を想定すると2,100万円だという答弁がありましたが、皆さんも経験しているとおり子どもの病気というのは年齢が上がれば上がるほど病気にかかる率は少なくなるということは経験していることだと思いますし、南アルプス市が5千万円、6千万円ということと比べて、人口と比べても2,100万円できるといふことであれば、かなり見通しが

できるのではないかと私は思います。

安易なコンビニ受診が増えるというようなことも、例えば群馬県なんかで大量に調査した結果、そういう傾向はないという結論もほぼ出ています。中3まで広げたということは評価するわけですが、先ほど申し上げましたように、今では県内ですべてが中学校3年生、あるいは高校3年生まで無料化している、北杜市は評価しますけども、ようやく追いついたというのが実際ではないでしょうか。市長が言う子育て世代が魅力を感じる北杜市にするためにも一気に県内のトップクラスに並ぶべきではないかと私は思います。

子育て世代の要望が強いわけですから、ぜひそういう期待に応えていただきたい。市長にそういう方向に向かおうとする意思があるかどうか、今は厳しいという部長の答弁がありましたけども、進学する子どもと就職する子どもで、県外へ行ってしまう子どもで、市外へ行ってしまう子どもで不平等になると言ったけども、実際に6町村と南アルプス市では実施しているわけですからね、決断があればできると思います。念押しというか、昨日の私の関連質問に市長に答弁を求めて、資格証明書の発行あるなしというのは行政のトップの判断に関わるということで一応論立てをして市長の答弁を求めたわけですけども、それはなかったわけで非常に残念に思います。今日は重ねて念を押しておきますけども、市長の姿勢、そもそも、今すぐは駄目でも将来に向かって高校3年生までやるかどうか、あるいはそういう意思があるのかどうかということだけでも市長の答弁をお願いしたいと思いますがよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

現時点の中においては、まだ私自身がはっきりとした答弁ができるような状況ではございませんので、また財政の問題、それから担当の皆さんとの議論を深めてまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

志村清君。

○8番議員（志村清君）

再々質問になります。

残念ながら検討するという事まで踏み込んだ答弁もなかったということで、ぜひ研究はするという立場だと思いますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

最後に別の角度というか、財政的な裏付けということについて質問しますが、国はこれまで子どもの医療費の窓口無料などをやっている自治体に、県や市町村に国庫補助を減額するという、いわゆるペナルティをずっと科してきたわけですね。これが全国知事会の要望とか、全国のお母さん方の運動などがようやく実って、ついこの間、16日だと思いますが、厚生労働省はこのペナルティをなくす方向で決定をしたという報道がありました。全国でペナルティの総額は14年度で90億円、国からの補助を減らしているわけですが、これを未就学児だけ減らすと60億円ぐらい減額措置がなくなるということだそうです。このペナルティがなくなる、朗報だと思います。実現すればこの減額分を今度、先ほどから言っている年齢拡大のほうにその分をまわせるのではないかと私は考えますが、もう次の質問ができませんから最後に現在、市が減額されているペナルティ、その額をぜひ公表していただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

志村清議員の再々質問にお答えいたします。

国民健康保険の国庫負担金を減額するというペナルティについてお答えいたします。

昨年度のゼロ歳から15歳までのペナルティの額は約404万8千円でした。未就学児につきましては約201万6千円で、そのうち半額は県からの補助であります。先ほど志村議員もおっしゃられました国の情勢でございますけれども、国においては子ども医療費を助成する地方自治体に対して国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の検討を進めております。財源の問題もあり、まだ引き続いて検討するというようなことでございますので、今後、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、志村清君の一般質問を終わります。

次に6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

これより、初めて一般質問をさせていただきます。

まず渡辺市長のご就任を賀するとともに、これからの渡辺市政へ期待もいたします。

さて市長は12月7日の所信の中で、主な施策の1つに教育を挙げられました。また元教師としてのキャリアも長く、今後の市の教育行政への関心は高いと思いますので、期待を込めまして以下質問をします。

その前にその資料が大変見にくいかもしれませんので、一言お詫びを申し上げます。

まず大きな項目の1つとしまして、教育行政について。大きな項目の2つ目としまして、今回の選挙についてご質問をします。

まず最初の教育行政についてでございます。

教育の主役は子ども一人ひとりでございます。そしてその子どもたちのために充実した教育環境を整えてあげる、それはまた大人の責務だとも思います。そしてその教育環境は私たち大人目線で考えることと同時に子どもたちの目線で考えてあげることが大切と考えます。

そうした中、今日の社会問題となっています、いわゆるいじめ問題への十分な取り組み、対策が急務であります。

私は個人的にはいじめる、いじめられるという一連の行為の中で考えることが大切であり、言葉が一人歩きする場合もあるいじめという固定化された言葉は、本来は使いたくないのですが、一般に使用されている現実を踏まえ使用していくこととします。

市としてよりきめの細かい対策がこれまでも、そしてこれからも必要と考えます。そこで市長へご質問します。

市長はこの問題に対し、どのような方針で臨まれるのか。

また市としてのこれまでの学校、家庭などへの主な取り組みはいかがでしたでしょうか。

また今後の市の取り組みをどのように進める方針か、ご質問します。

次に今回の選挙についてご質問しますが、私はこのお金を掛けずに北杜市を、その知名度を全国にアピールできる方法はないか、いろいろと考えるわけであります。自然の日本一がたくさんある北杜市、この市民の手でつくる日本一があってもいいのと思うものであります。

私はその1つとして、この投票率を考えるものであります。例えば投票率日本一の北杜市、地方自治体にとり誇らしい言葉ではありませんか。有権者の大多数が政治に強い関心を持ち、市政に積極的に参画する。議会にも行政にもプラスと考えるものであります。そんな大きな思いを持ちながら今回の選挙についてご質問します。

1. 市議会議員選挙の投票率、前回、4年前は69.94%でした。今回は71.98%と微増と申しますか、ややアップはしました。しかし無効票が前回453票でしたが、今回は717票と増加をしております。理由の原因・分析はされたでしょうか。また投票の際の記入の仕方、これは北杜市の例規集の中に無効投票類別票もございますが、そうした細かいことを周知することにより、案分票や無効票を防げるかと思われませんが対策をどう考えておりますか。

2. 高齢化が進む本市、2015年度の国勢調査確定時によりますといわゆる高齢者、65歳以上の方は36.5%とのことです。高齢者、障害者など投票弱者の一票を大切にする工夫が求められます。行政側も大変ではありますが、市の実情と今後の目標はどのように考えておりますか。

3. 投票率のさらなるアップのために具体的な対策はどのように考えておりますか。

以上、ご質問いたします。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

6番、清水敏行議員の教育行政におけるいじめ問題への指導方針についてのご質問にお答えいたします。

平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法において、市長はいじめによる重大事態が発生した場合、報告を受けるとともに教育委員会または学校が行った調査の結果について必要があると認めるときは再調査を行うことができるとされております。

一方、教育委員会の制度改正により市長と教育委員会が相互の連携を図り、教育の重点的施策等を協議、調整するために設置された総合教育会議において、いじめの重大事案が発生した場合、学校や教育委員会の対応の検証や事件発生後の対応方針、再発防止策の検討等について議論を行い、迅速な対応を行っていくことが重要であると考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

6番、清水敏行議員の教育行政における、いじめ問題の取り組みと今後の方針についてのご質問にお答えいたします。

市教育委員会では、平成26年3月に国の基本的な方針および山梨県の地方いじめ防止基本方針を参酌し、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進するため北杜市いじめ防止基本方針を

策定し、同年7月に北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を施行し、協議会を立ち上げ各関係機関や団体と連携を図っております。

学校においても、いじめ防止対策委員会を設置し組織的な対応に努めるとともにいじめ、不登校対策事業として市内小中学校全児童生徒を対象に学校生活意識調査を年2回実施し、学校生活における適応性や友人関係の形成などを学級ごとの調査により把握し、いじめの発生防止に努めております。

また、当該調査の結果を受けてカウンセリングが必要な場合等はスクールカウンセラーを派遣して教職員と連携し、相談に応じているところであります。

なお、子どもたちの生活の中でスマートフォンなどが友人関係のトラブルにもつながる傾向にあることから、市教育委員会では各家庭において利用に際してのルールづくりの取り組みをお願いしたところであります。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

今回の選挙について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに無効票増加の原因、分析および対策についてであります。

先月13日に執行された市議会議員一般選挙では平成24年の前回選挙と比較し、投票総数に占める無効投票の割合は0.84%ほど増加しております。

前回の市議会議員一般選挙は単独選挙であり、今回は市長選挙との同一日での選挙であったため、一般的に複数選挙では無効投票の割合が増加する傾向にありますので、こうしたことも影響しているものと考えております。また今回の選挙では無効投票の約半数が白票でありましたが、さまざまな要因が想定され有権者の考えを特定することは困難であります。しかし白票以外にも重複記載、他事記載なども増加しており、貴重な一票が無効となるケースもあることから今後記載誤りなどの減少につながるよう、市広報紙等を利用した周知活動も検討してまいりたいと考えております。

次に、投票弱者の投票を促すための実情と目標についてであります。

投票は原則投票所で行うこととされていますが、施設や病院での不在者投票や身体障害者、介護認定で介護度の高い方など、投票所へ出向くことが困難な有権者には郵送による投票も可能となり、今回の選挙でも施設・病院で196人、郵送で15人の方がこの制度を利用しております。今後も引き続き、制度の周知に努めてまいりたいと考えています。

次に投票率アップのための対策についてであります。

投票率は選挙の時期、投票日の天候、選挙の争点などにも左右されますが、全国的に見ても若年層を中心に投票率は低下傾向にあります。現在、選挙啓発活動として啓発ポスターの掲示、のぼり旗の掲出、広報媒体による啓発、広報車による巡回啓発、新成人へのリーフレット啓発、小学校での選挙出前講座、小中学校への選挙啓発ポスター募集、高校生・短大生への投票立会人の依頼等を実施しておりますが、今後も他自治体の取り組みを参考に啓発活動のさらなる充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは教育行政のほうにつきまして1点、再質問をさせていただきます。

こうした問題は、学校の先生方のほうの課題というものもあろうかと思うんですね。先生方と申しますか。1点、教師の多忙化ということをちょっと触れたいんですけども、先般のこれは孫引きと申しますか、新聞報道なんですけれども、先般、公立小中学校の代表らを委員として教員の多忙化対策検討委員会を設置し、年度内に業務改善の指針を含めて多忙化の原因ごとに具体的な改善策を盛り込んだ取り組み方針を策定すると。これは県教委、守屋守教育長の弁でございますが、新聞報道でございます。新聞の記事からの内容でございますが、実際に教師が、昔の先生と今の先生のそのへんがなかなか難しい部分もあろうかと思いますが、現実問題としまして、そういう多忙化、これはある方に聞いたところ研修が増えているということも要因かなということをおっしゃっていましたが、いずれにしてもこの教員の多忙化、これがそういういじめの、直接ではないにしても先生方が教室にいる時間、見る時間が少なくなるということで捉えれば関係はあるのかなと思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

教師の多忙化を招くことがいじめとか、そういったものへの対応の遅れになるんじゃないかということだと考えております。たしかに最近、教師の多忙化という部分でその解消に向けての取り組みといったことは県教委、また市教委といたしましても校長会等を通じて書類等、なるべく減量化できるものは減量化する取り組みで、話し合いもしている状況でございます。

そうした中で、どうしてもなかなか多忙化が解消できないということも事実ではあります。ただ、そうした中でもやはりいじめですとか、そういったものの対応というものは最優先に考えているというところがございますので、基本方針にもございましており関係者ごとですね、教員であり保護者であり教育委員会であり、その役割の連携をしっかりと深めて定めているということでもあります。そうしたことで事案が発生した場合には素早い対応を行っていきたいと考えております。

今後いじめの防止という意味合いで、やはり起きる前の対応というのが学校の窓口、窓際で一番必要な部分になるということもございますので、また校長会ともよく多忙化等の検討も踏まえてそうした対応をしっかりとしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

今、答弁いただいたことの確認ということで再々質問させていただきますけれども、いじめ防止対策推進法が施行されて3年と、見直しの規定があるということでもあります。いじめを防ぐ対策を議論してきた文科省の有識者会議は、教職員の業務の中で自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付けるなどとする文科省への提言をまとめたと報道されました。本市におきましても基本的な考え方は、この提言案中のいじめ対応を最優先事項に位置付けるように促すという認識でよろしいでしょうか。先ほど教育長の答弁の中にも北杜市のいじめ防止基本方針のお話がありましたし、この中に、そして3年を目途に見直しをするという記載もあります。いじめの対応を学校において最優先事項として位置付けていただけるかどうかということと、この市のいじめ防止基本方針、これもそういう見直しの時期であるかどうかということを含めてご答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

清水議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げたとおり、やはりいじめ等についての対応というのは最優先になると考えております。また市においてもやはりいじめが必ずないのかということと必ずそういったことではなく、いじめられる側がいじめられていると、要するにいじめた側の認識がなくてもいじめられたと認識をすれば、それをいじめという捉え方もさせていただいておりますので、そうした意味での数というのは必ずいくつかも報告をされて、毎学期ごとの調査も実施をしています。

その中で報告の中で、ほとんどの部分のいじめの問題についての対処を学校などできめ細かくすることでほとんどが解消に向けている。また数件については継続しながら対応しているという状況を捉えております。そうした中で、先ほど議員が申し上げたとおり3年ごとにやはり見直しをするという状況も踏まえて、今後その時期も迎えておりますので、今現在の基本法自体に不都合が生じているということは認識はしておりませんが、また内容等に関しましては確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは今回の選挙のほうにつきまして、再質問をさせていただきます。

実際に市としては、さまざまな選挙の投票の対策をされているということは理解させていただきました。再質問ですが、この投票率アップのことで成人式でリーフレットを配布している。成人などへの投票立会人、そういう選挙事務への参加を依頼しているということは、本当に良いことではないかなと思います。加えて18歳未満の子どもさんも、その投票所に同伴ができるようになったはずです。そういうことで選挙の機会にぜひ子どもさんを同伴して投票所に行っていただく。それが長い目で見ればそういう主権者教育と申しますか、つながっていくのかなと思いますので、これもぜひお願いしたいと思うことの一つであります。

それから学生さん、高校生ですか、投票の話もありましたがぜひ若い方には相当の確率で投票を促していただきたい。市内には高校がいくつもあります。ぜひ、高校生だけではありませんが、一番近いところにいる高校生、その高校生に可能な範囲で投票への呼びかけを、先ほどの新成人への投票の立会人をする、そのへんも可能かどうか分かりませんが、できる範囲で知恵を絞っていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

清水議員の再質問にお答えをいたします。

投票率アップの対策ということでございますけども、子どもさんの同伴とか、高校生の立会人等のいろんな対策を取っているわけでございますけども、これは周知につきましても今後、十分に周知をしてまいりたいと思いますし、他の自治体の取り組み等も参考にしながら今後、さらに投票率アップのための施策を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

再々質問ということで、とりあえず1点させていただきますが、いずれにしましても選挙については有権者への最大の配慮をして市として、行政側として促していくということが大事だろうと思うんですね。主権者教育がそういう意味では大事になるのかなと思うんですけども、ついこの間、ハケ岳ジャーナルの記事を見たところ、児童が選挙を体験したという記事が載りました。清里小学校の児童、企画したのは山梨県選挙管理委員会と県明るい選挙推進協議会が企画したという記事が載っております。模擬投票で仕組みや意義を学ぶと。甲府では私立の高校と公立の高校生が甲府市議会の代表質問を傍聴しています。実際に私立の関係者の人に聞いたところ、とても生徒にとっては有意義であったという話をいただきました。

そこで提案と申しますかお願いと申しますか、この北杜市の選挙管理委員会におきましても可能であれば、難しい、私の立場でどういうふうにあれか分かりませんが、可能であればぜひ市内の高校生を特に、もちろん高校生だけには限りませんが、学生さんということで小中高、広く捉えてもらってもいいわけですが、ぜひそういう山梨県の選管がしているようなこと、甲府の選管が企画して甲府市内の高校生を傍聴に、議会に呼んでいる。そういったことをぜひ参考にさせていただいて、主権者教育の一環として可能であればぜひそういうこともお願いしたいと思うのですがぜひ一言いただいて終了としたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

清水議員さんの再々質問にお答えいたします。

県の選管、あるいは明推のほうにつきましては、県内の各市町村を順番にまわっていただいているような経過がございます。北杜市の選挙管理委員会、あるいは明推というようなことでございますけども、たしかに主権者教育といいますが、非常に重要なことであるというふうに

考えますので、選挙管理委員会あるいは明推等と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

12月の定例会にあたりまして私からは3つの項目について一般質問をさせていただきます。まず1点目でございます。市長は所信の中で地域に足を運んで地域の皆さまと語る場を持ちたいということは何度が表明をされていらっしゃいました。こちらについては別の代表質問でも聞かれていますので私からの質問は取り下げさせていただきますけども、これを聞いた市民の皆さまの期待は大変大きいものだろうというふうに感じます。

例えば三重県の松阪市の山中前市長、ご自身の著書の中で書かれていらっしゃったんですが、前市長は市民と直接議論を交わす機会というのを率先してつくっていらっしゃったそうです。議会がある時期を除いて平日の夜間に小学校区単位で地域をまわって住民との懇談会を開き、市民と直接対話をされてきたそうです。直接、疑問をぶつけられたりですとか、また市政に対する提案を聞いたり、事前に質問事項の提出などは求めず開催をしてきたそうです。

市の職員の方は正確な数字などの確認をする以外、同行はされていらっしゃるわけですが、市長が市民の疑問にすべて答える形式で行っていたそうであります。1年間で43カ所とのことで、議会のないときに毎週どこかで開催されていた計算になります。

地域的なと申しますか、偏りですとか、あるいは考え方、そういったものが小学校区単位であれば防ぐことができますので、このような実施のされ方をしておられたのかなというふうに思います。

渡辺市長におかれましては現在、詳細につきましては検討中ということではいらっしゃいましたので、ぜひこういった素晴らしい事例も参考にいただければというふうに思います。

こういった直接対話についてもご検討いただきたいわけではありますけども、私からはインターネット、SNSの利用についてまず1点目、質問をいたします。

直接対話という前松阪市長のような方法以外でも、例えばツイッターを活用して市民とやりとりをされている市長が多数いらっしゃいます。こちらも公開性があり、市民が直接市長とやりとりができる方法です。ぜひ渡辺市長も市民との直接対話の手段としてツイッターの活用をご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

普段から市長自らが情報発信をし、すべての問いかけに対して返答できるわけではないと思うんですけども、そうであっても疑問や提案に応えていくことで市民とのチャンネルを構築していくと、構築しておくということが例えば災害時にも大変効果的であったというような報道もございます。ご見解をうかがいます。

2点目になります。2点目は防災について伺います。

本年度、第2回定例会は熊本地震の直後であり、白倉前市長が有事の際には万全の対応が取れるよう努める、このように言われておられました。渡辺市長におかれましては所信で防災に

触れておられ、ご関心の高い分野であるとの印象を受けております。そこで7点、ご質問をいたします。

1点目、北杜市では防災計画が策定されていますが、その有用性をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。もし課題をお感じでしたら、どういったあたりということをお聞かせいただけます。

2点目、市民の避難場所についてでございますが、行政の立場ではさまざまな手段で伝えているということだと思いますけども、市民の理解度はどのように確認されているのでしょうか。

3点目、避難所開設・運営マニュアルが市ホームページにございます。開設作業や開設後の初期の運営は市職員の方が行うというふうに担当の方から伺いましたが、職員の皆さまの訓練の状況はいかがでしょうか。

4点目です。職員の方自身が被災することリスクとしては考えられるわけですが、バックアップ体制を含めましてシミュレーションですとか訓練の状況はいかがでしょうか。

5点目です。熊本地震では避難所ごとの運営マニュアルがなく、そのマニュアル自体の周知も不足しておったために運営に支障が出たというような報道がございました。当市においては、そのようなリスクはないでしょうか。

6点目です。同じく熊本地震ですが支援チーム、地域の外からのボランティアの受け入れ態勢に課題があった、こちら報道ベースで恐縮ですが、そのようなお話がございます。当市においてはそのようなリスクはないでしょうか。

7点目、同じく熊本地震ですが支援物資の供給体制に課題が発生して、行き渡らない事態が発生したということでございます。同じく当市においてもそのようなリスクがないかということをご質問させていただきます。

次は大項目の3点目になります。中学校の統合に関して質問をいたします。

こちらは大変市民の関心が高く、市長も選挙戦を通じて、例えば武川から中学校をなくさないというふうに言われてきたと理解をしておりますし、私自身、地域を歩いている肌感覚として住民の皆さまは武川から中学校をなくすべきではないとお考えが大多数と感じております。私自身も同様に考えますので大変心強く感じておるところでございます。市長の考えにつきましては、こちら別途、他会派の代表質問に出ておりましたので私からは統合問題そのものについての質問は取り下げてでございますが、1点、教育委員会の会議の公開について確認をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の7に則り、また北杜市教育委員会会議規則第13条に則り、教育委員会の会議は公開されているというふうに理解をしております。先月11月24日、教育委員会の会議は中学校統合計画案が議題ということで私自身も傍聴させていただきました。しかしながら傍聴者には会議資料が配布されず、議論されている内容が傍聴者には非常に分かりにくいという事態を生んでおりました。個人名が入っているページですとか、会議の中で傍聴不可だということで議決されるような議題の部分の資料の配布は適さないと思うわけでございますが、それらを抜けば配布は可能だったのではないかとこのように考えます。会議前の傍聴者への傍聴ルールの説明がございましたが、その時点で資料は配布しないということが伝えられたわけなのですが、配布しないにあたり何か根拠となった条例などそういったものがあるのかどうか、こちらをご質問させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

2番、池田恭務議員の地域の皆さまと語ることにけるツイッターの使用についてのご質問にお答えいたします。

私もフェイスブックの個人アカウントを所有し、これまで記事の公開をしてきましたが、ツイッターなどSNSの活用は市民と情報共有する一つの方法だと考えております。しかし個人アカウントのSNSの使用は今のところ考えておりません。

今後は市民と顔が見える中で意見交換会を行い、会話をしていきたいと思っております。

なお、佐久市長の大雪の件の個人ツイッターは大雪の際の情報提供の呼びかけで災害情報がいち早く市民と共有化されたと感じたところですが、本市の防災に関しては防災行政無線のほか、ほくとほっとメールや緊急速報エリアメール、エフエムハヶ岳を利用した北杜市防災ラジオ等を有効活用し、情報をいち早く発信してまいりたいと考えております。

その他につきましては教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

2番、池田恭務議員の中学校統合計画案における教育委員会傍聴者に対する資料配布についての質問にお答えいたします。

教育委員会は、独立した執行機関として位置付けられた組織であります。先月開催いたしました定例教育委員会においては審議、検討過程である情報が多く含まれている資料であったため傍聴者に対する資料配布は控えさせていただきました。

今後においては個人情報等特別な事情を有する資料、会議の都度使用する資料等も多いことから教育委員会において慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中嶋新君）

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

2番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

地域防災について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域防災計画の有用性と課題についてであります。

北杜市地域防災計画は、発災時または事前に実施すべき災害対策にかかる実施事項や役割分担等を定めたものであり、本市域ならびに市民の生命、身体、財産を保護するための基本計画であり、有事の際には災害対策本部を立ち上げ対策を取るなど有用な計画であると考えております。

しかし、災害時に本計画に基づいて災害応急対策を実施するためには、公的機関による公助だけでは限界があることから、大規模災害時にはそれぞれ自分たちの身体や財産は自分たちで守るという自助・共助が非常に重要となってくると考えております。

市内では現在55の自主防災組織が活動しており、災害時に自助・共助の中心的存在として

大きな力を発揮するものと考えております。

今後も市の体制整備を進めるとともに、県と市で開催している防災リーダー養成講座等への参加をすすめ、地域におけるリーダーを養成しながら自主防災組織の育成、設立等による自助・共助を促進してまいります。

次に、避難場所についての市民の理解度についてであります。

市では学校などの公共施設を中心に市内に36カ所の避難所を指定しており、これらの施設については、市ホームページおよび平成26年に各戸配布を行った北杜市土砂災害ハザードマップ等において周知を行っており、理解度は高まっていると理解しております。

避難所については市民の生命等に関わる大変重要な事項であることから、引き続き市の広報紙やケーブルテレビ、各戸への回覧等を通じて周知を徹底してまいります。

次に、避難所の開設・初期の運営についての職員の訓練状況についてであります。

避難所の開設は北杜市地域防災計画に基づき、災害対策本部の避難所開設を担当する班により施設の安全確認を行い、開設準備を行うこととなっております。

職員の避難所開設訓練については、毎年防災週間に実施している北杜市総合防災訓練において市内で重点地区を設定しながら、実際の指定避難所を利用して実施しております。

今後も職員の訓練については、継続して対応してまいります。

次に、職員自身が被災した場合のシミュレーションについてであります。

大規模な災害が発生した場合においては職員自身が被災し、被災者の救出や災害復旧に支障をきたすことが懸念されます。このため、災害時における相互応援に関する協定を県内外の多くの市町村等と締結し、救助および応急復旧に必要な人員の派遣体制を整備しております。また北杜市総合防災訓練において、他の自治体や各種団体との応援・連携訓練等を行っているところであります。

次に、避難所ごとの運営マニュアルおよびその周知についてであります。

避難所は市が主体となって開設および運営管理を行いますが、避難が長期化するような場合は避難者、市民、自主防災組織等が組織化を図り、自主的な避難所の運営管理を行っていくことが想定されるため、その指針となる避難所開設・運営マニュアルを策定し、市ホームページを利用し周知を行っております。

なお、本市では主に学校などの体育館を統一的に避難所に指定しているため、避難所ごとの運営マニュアルは作成してございません。

次に、支援チーム（ボランティア）の受け入れ態勢についてであります。

大規模災害時、避難生活や復旧作業の支援で災害ボランティアが果たす役割は非常に大きいものと認識しております。ボランティアの受け入れ訓練については、北杜市総合防災訓練において社会福祉協議会が主導し、市民参加をいただく中で毎年実施をしております。

また平成26年の記録的な大雪の際には、社会福祉協議会を中心に災害ボランティアセンターが開設され県内外から延べ323人、11日間ボランティアを受け入れました。その際には社会福祉協議会をはじめとする関係機関との密な連携により、ひとり暮らしの高齢者宅の除雪作業等に対応することができたと思っております。

しかしながら、地震による大規模災害においては、ボランティア活動のマッチングなどがスムーズにいかないことも懸念をされますので、どのようにしたらスムーズに運営できるか、熊本地震での事例等を参考に社会福祉協議会と連携してまいりたいと考えております。

次に、支援物資の供給体制についてであります。

熊本地震では地震発生から早い段階で県外から物資が集まりましたが、各避難所に支援物資が行き渡らないという事態が発生をいたしました。これは人手不足などが大きな原因であると言われております。

本市では救援物資集積所を指定し、救援物資担当職員が自主防災組織やボランティアの協力を得て仕分け、配分を行う計画であります。大規模災害時には道路の寸断や集中する物資の仕分けに人手が追いつかず、避難所まで届かないといった事態も想定されます。

支援物資を各避難所にしっかり届けることは非常に重要でありますので、例えば支援物資の受け入れや避難所への受け渡しに当たって、民間物流事業者のノウハウを生かす官民連携の取り組みなど他の自治体の事例も参考にしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

まず1点目のツイッターの利用についての再質問をさせていただきます。

渡辺市長はフェイスブック等をご使用されているということで、ご自身の情報発信には熱心でいらっしゃるというふうに捉えているわけですが、一方でツイッターも当然、とても強力なツールでありまして北杜市でもツイッターが使われているというふうに理解はしております。先ほど無線ですとか、あとメール、ラジオというふうなお話もございましたが、基本的には発信の面のことだったかなというふうに思います。ほかの事例を見てみますと、災害時どうしても、いろいろ訓練をしても、職員の皆さんどうしても忙殺されてしまうという中で意思決定者である市長をトップに、ダイレクトに今こういう問題があるですとか、そういった情報が入っていくことが意思決定がスピーディにできて、市民の生命、財産を守っていく上でとても有効であったということだと理解しております。ぜひ、先ほど答弁をいただきましたので改めて何うということとはしませんけども、今後ぜひツイッターの利用についても引き続き検討していただければと思います。

すみません、1点目の再質問を取り下げて2点目、防災について伺います。

まず2点目の避難場所についてでございますが、これからも引き続き理解度を高めていくと申しますか、伝わるようにしていきますというふうなご答弁だったかと思っております。私自身も行政の立場としてしっかりされているのではないかなと実は思っているんですけども、それがどれだけ市民に伝わっているのかというのが実際、災害が起きたときに市民の生命に関わることでありますので、非常に大きな影響が出るんだろうというふうに思っております。したがって、ここは一步さらに踏み込んでいただいて伝えて、さらにどれだけ伝わっているのかということまでご検討いただけないかなというふうに思います。こちらについて、まずご意見を伺えればと思います。

3番目、4番目でございますが、訓練はされていらっしゃるということでございました。こちらも訓練をされていらっしゃるわけなので、最低限のやるべきことというのは十分されているのかというふうには受け止めたわけでございますが、さらにその、確実にでき

るように、さらにはしっかりと訓練をしていくということを引き続きやっていただきたいということのまずご意見をいただきたいと思います。

5番目ですけども、これ避難所ごとの運営マニュアルがなかったがために運営に支障が出たというようなことでした。現在、北杜市においてははないということですが、たしか県内においてもそういった取り組み、避難所ごとのマニュアルをつくっていくことを進めているというような報道もございました。ぜひこれも人命に関わることでございますので、整備していくということをご検討いただければと思います。

そこまでよろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

坂本総務部長。

○総務部長（坂本吉彦君）

池田議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、避難所の周知ということでございますけれども、非常に避難所ということで重要なところになってくるわけでございますので、周知がどこまで行き届いているかというのを確認しながら、さらに周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の訓練についてということでございますけれども、これにつきましても引き続き継続して訓練を実施してまいりたいと考えております。

それからマニュアルにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけども、同じような体育館を使用しておりますので市では作成をしておりますが、大きさ等も変わってきますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

残り時間を申し上げます。

58秒です。質問は簡潔にお願いいたします。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

3点目の件について、ご質問をさせていただきます。

教育委員会の会議で資料が配布されなかったということで、その理由といたしまして独立機関だとおっしゃったと思うんですが、ということですか、また仮定のものだったために控えたということでした。もしそれであれば、その仮定のものだから控えたというのは、例えばそれを配布すれば誤解を招くですか、何か混乱につながるとか、そういったことを懸念されたのかなと思うんですけども、市民の側からすればそれよりもきちんと情報を把握したい、入手しておきたいということのほうが勝るというふうに思っております。また北杜市議会等の会議の公開に関する要綱でも傍聴人に会議資料を提供するというふうになっておりますので、ぜひこちらを鑑みて今後お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川教育部長。

○教育部長（浅川一彦君）

池田議員の再質問にお答えをいたします。

取り扱いにつきましては、たしかに教育委員会、独立した行政委員会として公開を原則しているという状況でございます。その中で法律でも定めがないものとして、やはり個人情報などが多く含まれ、また議決をするという部分も備えている機関ということもあって、傍聴等の資料に関する部分というのは法律上の定めはございません。その中で各市町村の教育委員会においてもその取り扱いという部分についてはまちまちの状態でありまして、やはり個人情報、それから審議途中というものについての取り扱いというのは、ほかのところでもなかなかされてはいない状況もあります。ただ、うちとしてはそういった部分も踏まえて、前回の委員会から次の委員会までの間、特に話し合いをしている状況もございませんので、先ほど申し上げましたとおり委員会の中にこうした要望があったということを踏まえて話をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたします。

次の会議は12月26日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時02分

平成 2 8 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 6 日

平成28年第4回北杜市議会定例会（4日目）

平成28年12月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第81号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第82号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第107号 農地耕作条件改善事業高根東部地区土地改良事業計画の議決を求める件
- 日程第5 議案第108号 字の区域の変更（須玉町江草）について
- 日程第6 議案第109号 字の区域の変更（白州町大武川）について
- 日程第7 請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願
- 日程第8 請願第4号 北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願
- 日程第9 議案第79号 北杜市農業委員候補者選考委員会条例の制定について
- 日程第10 議案第83号 北杜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第84号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第85号 平成28年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第86号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第87号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第88号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第89号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第90号 高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第91号 大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第92号 小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第93号 武川町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第94号 須玉町農業体験農園施設（大正館）の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第95号 須玉町おいしい学校の指定管理者の指定について

- 日程第23 議案第96号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について
日程第24 議案第97号 そば処いずみ他1施設の指定管理者の指定について
日程第25 議案第98号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について
日程第26 議案第99号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定について
日程第27 議案第100号 北杜市白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）の指定管理者の指定について
日程第28 議案第101号 むかわの湯の指定管理者の指定について
日程第29 議案第102号 北杜市営宿泊施設「たかね荘」の指定管理者の指定について
日程第30 議案第103号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定について
日程第31 議案第104号 甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について
日程第32 議案第105号 長坂駅前駐車場他2施設の指定管理者の指定について
日程第33 議案第106号 津金学校の指定管理者の指定について
日程第34 議案第110号 不動産の処分について（みずがきそば処）
日程第35 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第36 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第37 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第38 同意第48号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件
日程第40 選挙第7号 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日程第41 議員派遣の件
日程第42 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	渡辺英子	総務部長	坂本吉彦
企画部長	菊原忍	市民部長	平井光
福祉部長	茅野臣恵	生活環境部長	名取文昭
産業観光部長	田中幸男	建設部長	赤羽久
教育長	堀内正基	教育部長	浅川一彦
会計管理者	五味正	監査委員事務局長	横森弘一
農業委員会事務局長	小石正仁	明野総合支所長	篠原直樹
須玉総合支所長	中田二照	高根総合支所長	植松広
長坂総合支所長	武井武文	大泉総合支所長	手塚清作
小淵沢総合支所長	岩波信司	白州総合支所長	神宮司浩
武川総合支所長	秋山広志	総務部次長	石井悠久
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	植村武彦		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 人)

議会事務局長 高橋 一 成

議 会 書 記 清 水 市 三

” 田 中 伸

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する議案として、同意1件が提出されました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第8 請願第4号 北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願までの8件を一括議題といたします。

本件につきましては各委員会に付託しておりますので、各委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第80号および議案第81号について報告を求めます。

総務常任委員長、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○総務常任委員長（齊藤功文君）

総務常任委員会委員長報告を行います。

平成28年12月26日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、12月7日の本会議において付託されました事件を12月12日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第81号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

以上2件であります。

審査結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

「議員報酬と職員給の条例が一括で議案となっている理由は、また、議員に対する期末手当

は0.1カ月となるが額としては平均でどのくらいになるのか」との質疑に対して「引き上げ率が同じであり、理由が民間較差の是正であるため一括して提出した。議員に対する期末手当は議長・副議長・議員により異なり、今回は改選に伴い退職した議員は0.8が乗じられ、新たに議員となった場合は0.3を乗じることとなる」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では「職員の改定は人事院勧告に基づいているから良いが、議員については人事院勧告では触れられていない。病院勤務者や福祉関係者など民間でも大幅に給与・ボーナスが上がっていない状況があり、議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてに反対する。一方、「平成28年の人事院勧告により0.1カ月分引き上げとなっている。議員報酬については、平成16年度に決定されたときから他市と比べると5万円低く、現在の議員報酬は県内で2番目に低い。市民のニーズを的確に把握する議員活動を行うためには、議員報酬は必要となる。よって、議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてに賛成する。」また、「この条例は人事院勧告および県の勧告により条例を改正するものであり、特別な理由もなく人事院勧告を崩すことは問題である。将来にも影響することにもなる。議員としての評価は議員活動の中で決まるものであり、議員は報酬に見合う活動を行うことが重要となることから議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてに賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第81号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

「国際運輸業の定義は何か。また、納税額は申告に基づき掌握するのか」との質疑に対して「国際運輸業とは、国際航路または国際航空路における輸出入の運行の事業のことである。申告により掌握することになる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第82号および請願第3号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成28年12月26日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、12月7日の本会議において付託されました事件を12月13日に

全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第82号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願以上2件であります。

審査結果について申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第82号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

「根拠となる法律の改正の時期は」との質疑に対して「平成28年3月31日に公布された」との答弁がありました。また「条例改正により市内に対象となる方はいるのか」との質疑に対し「台湾のみが指定されており、市内に対象者はほとんどいないと思われる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願についてであります。

「利用料が2割負担に拡大される対象者がどれくらいいるのか。また、なぜ利用料を拡大しなければならないのか」との質疑に対し「現在、国では来年度の制定に向けて委員会の中で65歳から74歳まで利用者の負担を原則2割負担にしていこうと検討している。社会保障費の増える状況において、今後、高齢者が増加し自然増が見込まれる給付費を抑制していくために利用料の負担の拡大を検討している」との答弁がありました。また「介護サービスを利用していない被保険者からみると、自分たちが利用していない給付費の負担を求められることに不満感が募ることになる。利用者の負担を増やすことは方向性としては当然のことと考えられるが」との質疑に対し「介護離職や介護難民をつくらないためにも、また介護サービスを提供する側も守るためには保険料だけに頼るのではなく、しっかりと財源を確保し、国として国民が安心してサービスを利用できる制度にすべきと考える」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では「単に介護給付費を減少するとか介護を受けられる人を抑制するだけでなく、介護離職等の問題や経費負担のことやサービスの担い手の確保などの問題も重要となる。今回の請願はこうした課題を十分網羅していないことから請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願に反対する」。一方、「来年の通常国会での成立のため、現在、原案の作成の審議を行っている最中であり、法律の改正案が決定される前にこの請願を採択すべきであり、このまま給付費の負担増を抑制していくと、要介護認定を受けても3人に1人しか介護サービスを受けられなくなる状況に陥ることから請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願に賛成する」との討論があり起立採決の結果、賛成反対が同数となり、委員長裁決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次に経済環境常任委員会から議案第107号から議案第109号までの3件について報告を求めます。

経済環境常任委員長、井出一司君。

井出一司君。

○経済環境常任委員長(井出一司君)

それでは経済環境常任委員長報告をいたします。

平成28年12月26日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、12月7日の本会議において付託されました事件を12月14日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第107号 農地耕作条件改善事業高根東部地区土地改良事業計画の議決を求める件

議案第108号 字の区域の変更(須玉町江草)について

議案第109号 字の区域の変更(白州町大武川)について

以上3件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第107号 農地耕作条件改善事業 高根東部地区 土地改良事業計画の議決を求める件であります。

「企業参入は具体化しているのか」との質疑に対し「参入希望の企業は決まっているが、今月末に地権者との打ち合わせにより決定される」との答弁がありました。また「農地耕作条件改善事業の具体的な手法は」との質疑に対して「農地耕作条件改善事業は、県にある農地中間管理機構が地権者から一括して農地を借り受け、農業生産法人等に貸し付ける事業である。改良事業を実施し、企業参入用農地と自作用農地に区分して貸付を行うことになる。」

次に議案第108号 字の区域の変更(須玉町江草)についておよび議案第109号 字の区域の変更(白州町大武川)についてであります。

質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(中嶋新君)

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に議会運営委員会から請願第4号について報告を求めます。

議会運営委員長、秋山俊和君。

○議会運営委員長（秋山俊和君）

平成28年12月26日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会運営委員会委員長 秋山俊和

議会運営委員会委員長報告書

議会運営委員会は、12月7日の本会議において付託されました事件の審査を12月12日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

請願第4号 北杜市議会本会議のインターネット中継を早急に実施することを求める請願
以上1件であります。

審査結果

この審査過程における主なる質疑を申し上げます。

紹介議員から趣旨説明を受けたのち「5年前請願を採択したのち、執行が実施してこなかったことを確認したことはあったのか」との質疑に対して「紹介議員は請願者の請願を仲介する立場にあると考えている。採択されたあとには、議会として請願されたことに対応すべきと考える」との答弁がありました。「安価な方法としてYouTubeやYouTubeを活用して配信することはあるが、議会として本会議を配信する場合、好ましくない広告が貼り付けられる危険性もあり、きちんとした方法で配信すべきではないかと考えるのがいかがか」との質疑に対して「方法論はインターネット中継を実施することが決定されたのちに検討すべきと考える」との答弁がありました。「執行がこれまで実施してこなかったのには何らかの理由があるはずである。現在、北杜市はCATVにより配信しており、CATVに未加入の方も図書館でDVDを借り見ることは可能となっている。新たにインターネット中継を実施するには費用対効果も検討しなければならないと考えるのがいかがか」との質疑に対して「執行が実施してこなかった事情は存じ上げてはいない。全国で800以上ある市議会において、平成27年12月の調査ではインターネットの録画配信は72.6%が実施している状況もあり、請願者の意志に応える必要がある」との答弁がありました。

委員より「議員全体にも関わることであり、議会改革と絡めて検討も必要であると考えるところから、インターネット中継に対する問題点や効果的に配信する方法について、もっと議員全体でも議論を深めていく必要があり、全員協議会でも協議する必要があると考えることから継続審議とすべき」との意見が出され、継続審議することに決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

議会運営委員長の経過報告が終わりました。

これから議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について反対討論を行います。

今回の改正では議員、特別職の期末手当の引き上げと職員の給与の引き上げの条例が一緒になっています。職員給与条例は人事院の勧告もあり賛成をいたすものであります。しかし議員の期末手当引き上げについては何も触れられておりません。アベノミクスによる景気回復の実感や、それに伴う賃上げの動向は東京や一部の大企業だけで地方や中小業者まで及んでいない、こうしたことが各種調査でも明らかとなっています。GDPが2期連続でマイナスとなり、今年度全体で見てもマイナス成長となることが取り沙汰されている中、中小企業にとっては今後も厳しい経営が続くことは予想されます。

日本労働組合総連合会が今年の年末ボーナスの結果を報告しています。産業職種によりバラツキがあるものの組合員1人当たり4万2,803円、昨年より減少をしています。市議会議員についてはその性質上、給与や報酬は独自に決めるべきであり、人事院勧告に準拠し、そして市職員と同様に引き上げを行うことは適当でないと考え、反対をいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

まず最初に申し上げるべきことは、総務常任委員会での審査結果は先ほどの委員長の報告のとおり可決であります。このため委員会の結果を尊重すべきものであると考えます。

今回の条例等の改正は国の人事院勧告および山梨県の人事委員会の勧告に沿って、そして職員の給与改正に合わせ市議会議員の期末手当を年間で0.1カ月分引き上げるものであります。この制度は北杜市に限らず全国の自治体のほとんどが採用しており、歴史的に見ても、またその内容の公平性等から判断しても定着した適正な制度であります。この今回の改正もこの制度に基づき実施するものであり、北杜市が他の自治体と比較して突出した改正をするものではなく内容的にも的確なものであります。

今回は期末手当の支給月数の改正であります。北杜市の議会議員の現在の報酬月額が山梨県下13の市があるわけではありますが、上のほうから数えますと12番目に位置します。言ってみれば低いほうから数えて2番目に位置するという低額であります。金額で見ると山梨県の平均と比べますと北杜市の報酬月額は20%も低いという額に設定をされております。これは全国で比較しても同様な結果であると想定されます。

市議会議員の使命は市民の負託に応え、北杜市のため、そして北杜市の市民の豊かな生活を目指し、日々議会活動に誠心誠意努力し、そして求める、そして結果を出すことは議員の使命であると思います。そのためには、身分の保障と適正な報酬等が保障されていなければならないことは当然であります。

このような状況下にある北杜市の議会議員の報酬等について、今回そのうち国の人事院勧告や山梨県の人事委員会勧告を踏まえ、期末手当を年間で0.1カ月分引き上げることが提案さ

れたわけであります。県下はもとより全国的にも低い報酬月額を定め、支給している北杜市の現状において、この改正に反対する理由はまったく見当たりません。

いわんや職員等の改正も同時に提案されている中で議員のみの改正に反対することは理不尽であります。またここでの決定は現職の議員 22 名、私たちだけに影響することではなく将来へ向かって広く影響、適用されるものであります。このため、ここでの判断は長期的視点に立ち慎重かつ適切に対処すべきであるものと判断し、私は議案第 80 号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

池田恭務君。

○2 番議員（池田恭務君）

議案第 80 号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例案について反対の立場から討論いたします。

人事院では民間の給与を調査した上で国家公務員との格差を埋めることを基本に勧告を行っております。経済センサスによりますと全国には約 554 万カ所の事業所数がありますが、そのうち人事院の調査対象が約 1 万事業所でありまして、調査対象の事業所規模は 50 人以上としています。大企業の比率が非常に高く民間の給与を反映しているとは言い難い内容です。

議員の報酬は適切かという議論は確かにございますが、国家公務員向けの人事院勧告とは別の議論と考えます。市職員の皆さまの日々のご苦勞には敬意を表するものでありますが、上記の理由から人事院勧告を鑑みた条例改正には反対であることを申し上げ、討論を終わります。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○21 番議員（内田俊彦君）

本案件に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず地方と国の給与格差や地方と国の考え、中央と地方の経済状況というのは非常に違います。今、東京都以外におきまして報酬の件でさまざま議論をわかしておりますが、それはわれわれよりもはるかに高い給与報酬、費用弁償、いろいろなものがございまして政務活動費につきましてもそれら当然検討を、一般常識を逸脱しているという中で検討をされている状況にあるわけでございます。

われわれ北杜市議会の月の報酬につきましては 28 万円でございますが、合併協の最初の協議ではその 5 万円アップの 33 万円からスタートしたというように私は記憶しております。その中で財政厳しい折、28 万円。そしてそのことをわれわれ北杜市議会議員も当然、財政が厳しい中、値上げというものに関してはあまり触れてはきませんでした。

しかし、北杜市の今の状況を鑑みますと広い面積、そしてそれぞれのさまざまな案件、そしてそれに伴う議員個人の費用や、また議員個人の生活が成り立たないと今回の選挙戦でもあったように 1 人オーバーでございました。多くの若者や多くの方たちがこの選挙戦に臨むには、やはりそれなりの報酬がなければ生活が成り立たない。生活が成り立たない方にいくら議員だからといって一生懸命やれといっても厳しいわけでございます。

そういったことを鑑みますと、今のわれわれの足元をしっかりと見ていかないと私はいけない

というふうに思っております。また職員の給与、またボーナス等についても同じでございますが、北杜市の職員は残念なことに、仮に例を挙げますと韮崎市の職員よりもはるかに低いわけでございます。これはどうしてもそのときの町村の職員給与から出てきておりますけども、それらをようやく平均標準化してきたところではございますが、そうはいつでもまだ低いと思えます。

民間受けをするならばわれわれの身を削るとか、職員の報酬を削るということが削減につながるという議論にはなりますが、しかし夜の10時まで一生懸命やっている職員の皆さんや朝、保健師の皆さんも8時前から出て行って現場に行っている方もいらっしゃいます。夜遅く説明会に行っている方もいます。そういった方に理由があるときは残業手当もありますけども、多くがなかなか職務の中ということで、課長が残業の決裁を押さないわけですよ。そういった状況の中で今回の報酬の総体的な人事院勧告に鑑みた値上げについては、私は当然であるというふうに思うわけでございます。

以上の理由によりまして賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第80号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第80号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第81号 北杜市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第81号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第82号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第 8 2 号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第 1 0 7 号 農地耕作条件改善事業高根東部地区土地改良事業計画の議決を求める件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第 1 0 7 号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 0 7 号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第 1 0 8 号 字の区域の変更(須玉町江草)について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第 1 0 8 号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 0 8 号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第 1 0 9 号 字の区域の変更(白州町大武川)について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第 1 0 9 号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願に対する討論を行います。

討論はありませんか。

保坂多枝子君。

○19番議員(保坂多枝子君)

請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願について反対の立場から討論いたします。

まず12月9日に社会保障審議会介護保険部会で決定されました事項によりますと、能力に応じた負担への見直しということで、年金370万円以上の高額受給者に対し利用料が2割から3割になるというものでございます。370万円といいますと月額約30万円になります。現在、現役世帯の収入はどのくらいになっているのでしょうか。趣旨内容にある利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ないとありますが、これは高額対象者に対しての措置であり、決してそのようなものではないと考えております。

次に平成27年4月から要支援1、2は市町村に移行され段階的な検討をしています。しかし、まだまだ検討という段階でございます。また今度、請願に出ております要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すという点ですが、総合事業への移行はさらに検証を進め、その上で検討をしていくということでございますので、移すという意味では違うと考えております。

また請願にあります福祉用具サービスを自己負担に切り替えるとありますが、福祉用品につきましては、同一の製品でありながら価格の設定が事業者の裁量であるため価格差が出ています。これを事業者は一定のルールのもと都道府県に届け、その価格よりも減額して貸与できるものとして価格の上限を設定するものであり、福祉用具サービスを自己負担に切り替えるものではありません。

一方、訪問介護員の平均年齢は60歳以上が3割を占め、一般的な勤労者より所得が低いといわれている介護従事者の不足も大きな課題となっております。単に介護給付費を縮小するとか介護を受けられる人を抑制するといっただけのものではないと考えております。

高齢者はもちろんですが、障害を持った方や年齢にかかわらず介護の問題は大きな課題を抱えております。お年寄りがお年寄りを介護する老老介護、介護のために離職せざるを得ない、そういった状況もあり大変重要なことです。

私も同じく介護保険の充実を強く望むものの一人でございます。市民の皆さまの声からもさまざまな意見を聞いております。大切な請願であるがゆえ、しっかりと審議しなければならないと考えております。この件につきましては、すでに社会保障審議会介護保険部会で決定されたものがあり事実と論旨がかけ離れたものもあり、また包括的で網羅できないものがあります。

以上の観点から反対といたします。

○議長（中嶋新君）

次に議案に賛成者の発言を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願の採択に賛成の立場から討論を行います。

新年度の政府予算案が22日に発表されましたが、その中でも社会保障費の自然増を5千億円に抑えるという大方針のもとで医療と介護の負担増が目白押しです。介護保険制度では一定の所得のある高齢者の利用料自己負担を2割から3割にする、最高負担限度額も引き上げるといふ中身です。収入の頼みである年金は目減りする中、体力が衰えて介護が必要になりがちな高齢者や、それを支えている家族に大打撃を与えるものだと思います。県内でも高齢者の率が高い北杜市です。高齢者の不安に伝えるためにも議会として、政府のこうした方針を許さないという意思表示が必要だと考えます。新しい議会の判断を市民の皆さんも注目していると思います。

もう一つ、強調したいのはこうした政府の方針、予算案が審議される年明けの通常国会を前にこの12月市議会で意見書を国にあげることが特に重要だと思うからです。介護現場からも働く立場、そして施設を運営する立場、その両方から政府の介護保険制度改悪に反対の声が政府に届けられています。地方からも今こそ保険あって介護なしの制度改悪をやめてほしい、負担増に次ぐ負担増の路線はストップしてほしい、こういう声をあげるべきことを重ねて主張して賛成討論とします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願について反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも論から入りますが、介護保険は2000年から実施をしているわけでございます。そして3年に一度の改正と、いろいろな流れがあったわけでございます。当初、社会保障の中で介護保険を導入した理由につきましては、老健事業の膨大な膨らみがありまして医療と介護をどう考えるかということで、介護保険制度が実施に至ったわけでございます。その中で多くのサービスを考えながら、今の現状に移っているわけではございます。そしてこれらの仕組みを考えたところ、これは料金、費用が賄われるわけでございますから、それらを基本的に考えてみますと税金が50%、保険料が50%という割合になっているわけでございます。これが保険制度のそもそものスタートでございました。市町村は12.5%、税金を投入する。都道府県も12.5%。そして国が25%。そしてほかの50%については、22%が個別町村の第1号被保険者、65歳以上の皆さまが負担いたします。そして第2号被保険者が28%プールをしてそれらを賄っているわけでございます。財調の繰り入れ等はございますが、おおむねこういったことによりまして財源が確保されているわけでございます。

そういたしますと公費が50%以上ある、そしてわれわれの、12.5の市町村の現実負担

もある。そういったことの中で今、介護保険の状況がどうなっているかといいますと、全国的に見ますと2012年度では9.1兆円、2025年には今、予想でいきますと18兆円、2025年におきますと21兆円というふうに、今の現状の中ではどうしてもかかってしまうという中でございます。

そういった中で政府は税と社会保障の一体改革の中で消費税という議論もしたわけでございます。そして残念なことに、まだ消費税は景気の動向等もございまして8%に抑えられているという環境もあるわけであります。

わが北杜市の状況を見ますと平成21年につきましては約30億8千万円。それがだんだん上がってきまして、平成27年度には34億3千万円ほどになったわけでございます。全国的に見ても給付費の増加、われわれ市町村についても給付費の増加、そしてそれはどうしても税と、要するにわれわれの税金と、そして介護者の利用料で賄っていかなければならない現状があるわけでございます。そういった中で、今、地域包括ケアシステムの構築を政府は目指しているわけでございます。在宅医療、在宅介護でございます。本来、それがその方にとって一番、介護を受ける方、医療を受ける方にとって自宅で介護、医療を受けられるというアンケート調査の結果、そういったことを希望している人は多いという状況でございました。しかし、現在の中で働く方もいらっしゃいます。いろんな状況の中でありますので、施設介護も必要かなというふうには思っているわけでございます。

北杜市の状況を見ますと北杜市は介護保険料も非常に低い、それはなぜか、全国から多くの皆さまが視察に来ていただいております。介護給付費を考えたときに、まず給付費の2%を介護予防費に充てようといった考えのときがございました。そのときに北杜市はいろいろな手立てをしながら元気な生き生き老人を、長寿社会の健康寿命を延ばそうというふうに考えて今現実やってきたわけでございます。そういった努力があっても、どうしても高齢化と保険給付費の増加は避けられないという現実にあるわけでございます。

私はいつも涙ぐましく思うことがございます。8年間、約1週間に一度ほど141号線の交差点にもよく立つことがございましたが、そのときによく目にするのは介護保険を使ったショートステイやデイサービスの皆さまの車がもう7時台から動きます。朝早くから、出勤前にもうお迎えに行くという方がいらっしゃるわけでございます。そういった努力を民間はしてくれている。また8時前でも保健師の皆さんは2人一緒になってどこかに行くんでしょう。そういった車も見受けません。多くの努力をしてもらっているかなと思っております。

こういった涙ぐましい努力があっても、なかなか介護保険料を抑えることや保険給付費を抑えることがなかなか難しいのが今の物理的な現状ということでございます。ですから国におきましては、この給付対象者を縮小とは言われておりますけれども、総合事業に移せば総合事業におきましては仮に介護認定を受けていなくても、それが必要という判断ができた場合はのちに認定審査をするにしてもデイサービスや施設入居やいろんな状況が前もってできるというのが私は総合事業だというように理解しております。ですから、この総合事業の充実が市民の皆さまにとって必要不可欠でありますし、そこにつきましてはもっともっていきべきかなと思っております。

利用者負担増におきまして、先ほど保坂議員さんが討論で述べておりましたが、簡単に言うと370万円とか380万円とか介護を受けながら所得があるということは、考えますと不動産を持っていて売ったとか、アパート経営をして収入があるとか、株が上がって収入がある

とか、そういった人しか本来はないと思います。また役員報酬という形でいただいている方、特定の方だというふうに考えます。そんなに多くの方がここには対象になりませんが、そういった皆さまにはやはり介護料金の利用の負担増を願って、ご理解をいただくのが私は非常に良いのかなというように思っております。

多くの検討をしなければ今後、介護保険が破綻してしまいます。国民健康保険の伸びも非常に厳しいものがございます。当北杜市においても、もう50億円超えているわけでございます。全国で何十兆円というお金が社会保障にかかっていく中で、それらを抑制し、なおサービスもあまり低下させない。そして低所得者や経済的に苦しい人にはそれらについてどういうふうに対処していくかということを検討しているのが今だというふうに思いますし、その検討はしていかなければならない。そして財源やサービスを確立しながら恒久的な介護保険を考えていくこともしていかなければならない。現実、そういう状況にあるというのが今だというように思っております。

以上の理由から同請願につきまして反対といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

請願第3号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出を求める請願について賛成する立場から討論を行います。

すでに2015年度の改正で1．要支援1と2の方の訪問介護、通所介護を外し自治体事業に移すこと。2．年金収入280万円以上の2割負担。3．特養ホームへの入所、要介護3以上に限定。4．低所得者の施設入所者への食費、部屋代の補助要件を厳しくしています。こうした事態の中で施設から退所し介護難民の増加をすること、老老介護による死亡事件も絶えず起きております。現在、認知症の高齢者は462万人、健常と認知症の間状態の方は400万人いるといわれております。認知症の人と家族の会代表理事は政府の進める介護保険の見直し計画では初期集中支援やカフェのあとの対応が途絶え、初期の人へのサービスに空白ができています。病気が進むのは目にみえております。初期の診断、対応が重要と言いながら要支援ばかりか、今度は要介護1と2までも介護保険の対象にしないという、こうした政府の方針はどこから考えても理屈が立たない。先に財源ありきで社会保障予算の自然増を削るやり方に福祉や医療に関わっている人が声をあげて、こんなことをやったら国民の反発を受けるぞと思ったら政府も考え直すでしょうと、このような発言を行っております。

10月28日現在で東京都、埼玉、千葉、神奈川など28の県議会および市町村では211の市町村で、この同趣旨の意見書を採択しております。ぜひ議員の皆さまの賛成で国への意見書を提出させていただきたいと考え、賛成をいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで討論を終結いたします。

これから、請願第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第79号 北杜市農業委員候補者選考委員会条例の制定についてから日程第11 議案第84号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例までの3件は関連がありますので一括議題といたします。

内容説明を求めます。

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(小石正仁君)

議案第79号 北杜市農業委員候補者選考委員会条例の制定について、ご説明を申し上げます。

概要書をお開きください。趣旨であります。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、北杜市農業委員会の委員を任命するに当たり、当該任命の過程の公正性を確保することを目的とする北杜市農業委員候補者選考委員会を設置するため、北杜市農業委員候補者選考委員会条例を制定するものであります。

制定の内容であります。北杜市農業委員候補者選考委員会を設置するに当たり組織、委員、任期、委員長、会議、選考手続の非公開について規定するものであります。

施行予定日は平成29年1月1日から施行するものとし、根拠法令等については農業協同組合法等の一部を改正する等の法律及び農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令であります。

次のページをお開きください。

北杜市農業委員候補者選考委員会条例の骨子であります。

1. 背景・設置(第1条関係)においては、農業委員会の委員の主たる任務については農地法による農地の売買の許可等が必須業務であります。担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消等、農地等の利用の最適化の推進については全国的に進んでいませんでした。

こうした中、農業委員の選出についても農地等の利用の最適化の推進の観点から地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任できる方法とすることが必要であることから農業委員会等に関する法律が一部改正されまして、農業委員の選任方法が公選制が

ら市町村長の任命制へと変更され、当該農業委員の候補者を農業者等からの推薦、又は当該候補者の応募により募集することとされたところであります。

このことから農業委員の任命にあたり、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項において当該任命過程の公正性を確保するために必要な措置を講ずるよう規定されたところであります。

このため北杜市農業委員候補者選考委員会の設置、委員、運営等について条例を定める必要があることから、北杜市農業委員候補者選考委員会条例を制定するものであります。

2. 所掌事務（第2条関係）においては、北杜市農業委員候補者選考委員会は市長の諮問に応じ農業委員の候補者を選考し、市長に答申することとしております。

3. 組織・委員・審議手続き等（第3条～第9条関係）においては第3条（組織）第4条（委員）第5条（委員長）第6条（会議）第7条（選考手続の非公開）第8条（庶務）第9条（委任）について規定しております。

4. 附則においては、この条例は平成29年1月1日から施行するものとし最初の農業委員会の会議の招集に関する特例を定めております。

以上でございます。

続きまして議案第83号 北杜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

趣旨であります。農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴い、北杜市農業委員会の委員の選任方法が公選制から市長の任命制に変わる事等から公選制の規定を削る改正、農業委員の定数を削減する改正及び農地利用最適化推進委員の定数を新たに規定する必要があるため、北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部を改正するものであります。

改正の内容であります。公選制に関する規定を削り農業委員の定数を改正するものとし「47人」を「24人」といたしまして、推進委員の定数を新たに23人に規定するものであります。

施行予定日は平成29年1月1日から施行するものとし、根拠法令等につきましては農業協同組合法等の一部を改正する等の法律及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令であります。

次のページをお開きください。

北杜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の骨子であります。

1. 背景・趣旨の（第1条関係）においては中段をご覧ください。

農業委員会等に関する法律および農業委員会等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴いまして、農業委員の選任方法が公選制から市町村長への任命制と変更されたこと、農業委員の定数が削減されたこと及び農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員の設置が規定されたことから、法第8条第2項および第18条第2項の規定に基づき北杜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定するものであります。

2. 農業委員の定数（第2条関係）においては、農業委員の定数については施行令第5条に規定する農業委員会の規定の定数の基準により24人とするものであります。

3. 推進委員の定数（第3条関係）においては、推進委員の定数については施行令第8条に規定する推進委員の規定の基準を勘案し23人とするものであります。

4. 附則においては（1）この条例は平成29年1月1日から施行する。

（2）この条例の施行の際、現に改正前の北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の規定により在任する農業委員はその任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

（3）この条例の施行の際、現に農業委員として在任する者が存する間は法第17条第1項の規定にかかわらず、推進委員を委嘱しない。

（4）北杜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するといたしまして、現行のものに推進委員を加え基本給は委員と同額とし新たにそれぞれ能率給をプラスするものであります。

能率給につきましては、担い手への農地集積並びに遊休農地の発生防止及び解消活動に要した日数・時間を勘案し予算の範囲内で支給することとしたところでございます。

続きまして議案第84号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。概要書をお開きください。

趣旨であります。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして農業委員会の事務局の職員の定数を定める根拠の規定に条ずれが生じたことから所要の改正を行う必要があるため北杜市職員定数条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。引用する条例において条ずれが生じたため第1条の表中、所要の改正を行うものであります。

施行予定日は公布の日から施行するものとし、根拠法令等につきましては農業協同組合法等の一部を改正する等の法律であります。

恐れ入ります。新旧対照表をご覧ください。

現行の表中（6）の第20条第2項を新の表中（6）第26条第2項とするものでございます。

以上であります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号および議案第83号、84号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号および議案第83号、84号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に議案第79号 北杜市農業委員候補者選考委員会条例の制定について討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第83号 北杜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第84号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第12 議案第85号 平成28年度北杜市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長(菊原忍君)

議案第85号 平成28年度北杜市一般会計補正予算書(第4号)をご覧いただきたいと思
います。

1ページをお開きください。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億6,893万4千円を追加し歳入歳出予算の総額を342億5,509万4千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして、まず3款民生費、1項社会福祉費臨時福祉給付金事業2億14万2千円は消費税率引き上げの再編期に伴い低所得者等へ暫定的・臨時的な措置として支給する臨時福祉給付金について国の補正予算に伴う対応であり、年度内執行が困難なことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に4款衛生費、1項保健衛生費、北部ふるさと公苑中央監視装置更新事業3,300万円は実施設計業務に必要な機器の調査に附則の日数を要し、工事の年度内完成が困難なことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費、団体営土地改良事業2億6千万円は農地耕作条件改善事業について県補助金の内示が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業改築5,541万円は市道浅川線道路改良工事において関係機関との協議に不測の日数を要し年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に10款教育費、2項小学校費、小学校スクールバス運行事業1,796万6千円およびその下の同款3項中学校費、中学校スクールバス運行事業1,796万6千円はどちらも全国的なバス需要の増加等によりスクールバス車両の年度内の納車が困難なことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業2千万円は農地農業用施設災害復旧事業におきまして、国の災害査定が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

7ページの第3表 地方債補正をご覧ください。

変更といたしまして合併特例事業債を1億1,110万円増額し、限度額を39億6,800万円とし発行限度額の計を62億7,240万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますけれど2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税1億1,502万7千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金1,720万円の増額は団体営土地改良事業などの受益者分担金の増額補正によるものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金1,791万9千円の増額は障害者自立支援給付費負担金の増額補正によるものでございます。

同款2項国庫補助金2億125万8千円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や臨時福祉給付金事業費補助金の増額補正によるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金895万9千円の増額は障害者自立支援給付費負担金の増額補正によるものでございます。

同款2項県補助金1億9,622万9千円の増額は、団体営土地改良事業として実施する農地耕作条件改善事業費補助金や産地パワーアップ事業費補助金などの補正によるものでございます。

17款1項寄附金124万2千円の増額は、企業からの指定寄附金としての林業費寄附金でございます。

21款1項市債1億1,110万円の増額は、団体営土地改良事業などに充当する合併特別事業債でございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費168万4千円の増額は、社会保障・税番号制度システムの改修を行うシステム管理費でございます。

同款2項徴税费5,204万3千円の増額は、昨年度に中間納付された法人市民税の一部について還付を行う市税賦課徴収費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費2億5,088万6千円の増額は、消費税率引き上げの再延期に伴い低所得者等へ暫定的・臨時的な措置として支給する臨時福祉給付金事業費や年間所要見込み額に基づき不足する予算を増額する障害者自立支援費などでございます。

同款2項児童福祉費764万9千円の増額は、年間所要見込み額に基づき不足する予算を増額するひとり親医療費などでございます。

6款農林水産業費、1項農業費3億2,751万円の増額は農地集積集約化による農地の有効活用と農業型企業のさらなる参入促進を図るため、農地耕作条件改善事業を活用した団体営土地改良事業費や意欲ある農業者等が行う高収益な作物や栽培体系への転換を図るための取り組みに対して助成を行う産地パワーアップ事業費補助金等の農業振興事業費などでございます。

同款2項林業費322万6千円の増額は、企業からの指定寄附金を活用して採水地を守るための森林整備を行う林業振興事業費や松くい虫防除対策事業費でございます。

9款1項消防費369万7千円の増額は、峡北広域行政事務組合常備消防特別会計への負担金を増額する常備消防費でございます。

10款教育費、1項教育総務費191万3千円の増額は補助教員の賃金改定等により増額となる小学校費などでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費2,150万円の増額は台風16号に伴う風雨により罹災した農業施設の復旧を行う農地農業用施設災害復旧費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

議案第85号 平成28年度北杜市一般会計補正予算に反対の立場から討論いたします。

今回の補正には議案第80号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてによります補正が含まれているというふうに説明が、以前、全員協議会の中でございました。先ほど申し上げたとおりでございますが、人事院勧告は民間給与を反映しているとは言い難いと考えますので、この点において補正予算には反対でありますので討論とさせていただきます。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

議案第85号 平成28年度北杜市一般会計補正予算(第4号)につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この第4号の概要を見ますと、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,893万4千円を追加し、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ342億5,509万4千円とするものでございます。

そしてこの6億円の多くの中身を見ますと基本的には団体営でございましたり、その確定でございましたり、また非常にこの昨今、消費税率のこともございまして、何とか経済的な皆さまを救いましょうということで2億円ほどの給付金が含まれているわけでございます。事務費も含まれております。そういたしますと、この予算は当然、国やいろんな流れもあるわけでございますが、本北杜市におきましては重要な6億円の増額というふうに考えるところでございます。

先ほど来、議員報酬の部分もございましたが、それにつきましては先ほどの採決の中で決定をみているわけでもございますし、一般会計の第4号につきましては、これは妥当な補正予算と鑑みるところだと思っております。

以上の理由によりまして、本予算案に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

これで討論を終結いたします。

これから、議案第85号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第13 議案第86号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

議案第86号 平成28年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万7千円を追加し、予算の総額を42億2,768万7千円とするものであります。

2ページ、3ページをご覧ください。歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金92万7千円の増額は介護ロボット等導入にかかる経費に対する国庫補助金の交付決定に伴う増額でございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出でございます。

1款総務費、6項地域介護・福祉空間整備費等補助金92万7千円の増額は介護従事者の身体的負担の軽減のために介護保険施設が導入する介護ロボット等にかかる経費に対する補助金でございます。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第14 議案第87号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)および

日程第15 議案第88号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)

の2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長(名取文昭君)

議案第87号 平成28年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ296万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,818万5千円とするものであります。

次に6ページをお開きください。第2表 繰越明許費でございます。

2款1項事業費、公共下水道整備事業4,249万8千円は清里南部処理場へ統廃合する整備事業において事業調整や業務の内容検討に不測の日数を要することから繰越明許費を設定するものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

7款1項繰越金296万9千円の増額補正であります。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費296万9千円の増額補正は平成27年度の消費税額が確定したことに伴い、平成28年度の間納付額に不測が生じたため増額するものでございます。

続きまして議案第88号 平成28年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ520万円を追加し歳入歳出予算の総額を1億1,107万2千円とするものであります。

次に2ページ、3ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたします。

はじめに歳入でございます。

7款1項繰越金520万円は前年度からの繰越金でございます。

続きまして4ページ、5ページをご覧ください。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費 5 2 0 万円の増額補正は平成 2 7 年度の消費税額が確定したことに伴い、平成 2 8 年度の間納付額に不足が生じたため所要額を補正するものであります。以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 8 7 号および議案第 8 8 号の 2 件は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 7 号および議案第 8 8 号の 2 件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 8 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 7 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第 8 8 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 8 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第 1 6 議案第 8 9 号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから日程第 3 3 議案第 1 0 6 号 津金学校の指定管理者の指定についてまでの 1 8 件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第 89 号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するもので地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称 須玉町デイサービスセンター
指定管理者となる団体の名称等 山梨県甲府市上石田 1 丁目 7 番 1 4 号
株式会社やさしい手甲府

指定の期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
続いて議案第 90 号 高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。
以下、提案理由等省略させていただきます。

公の施設の名称 高根町デイサービスセンター
指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市高根町箕輪新町 50 番地
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会

指定の期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
続いて議案第 91 号 大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 大泉町デイサービスセンター
指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市高根町箕輪新町 50 番地
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会

指定の期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
続いて議案第 92 号 小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 小淵沢町デイサービスセンター
指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市高根町箕輪新町 50 番地
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会

指定の期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
続いて議案第 93 号 武川町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 武川町デイサービスセンター
指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市高根町箕輪新町 50 番地
社会福祉法人北杜市社会福祉協議会

指定の期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
続いて議案第 94 号 須玉町農業体験農園施設（大正館）の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 須玉町農業体験農園施設（大正館）
指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市須玉町下津金 2961 番地 3
須玉町津金地区農業体験農園施設管理委員会

指定の期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

続いて議案第95号 須玉町おいしい学校の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 須玉町おいしい学校
指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市須玉町下津金3058番地
株式会社おいしい学校

指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

続いて議案第96号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市地域食材提供施設
指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市高根町清里2890番地1
一般社団法人そば処清里管理運営組合

指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

続いて議案第97号 そば処いずみ他1施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 そば処いずみ
そば打ち体験館
指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市大泉町谷戸2815番地
一般社団法人いずみそば組合

指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

続いて議案第98号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 明野ふるさと太陽館
指定管理者となる団体の名称等 山梨県笛吹市一宮町坪井1928番地
株式会社 桔梗屋

指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

続いて議案第99号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市泉温泉健康センター
指定管理者となる団体の名称等 静岡県静岡市葵区千代田7丁目1番29号
株式会社ユアーズ静岡

指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

続いて議案第100号 北杜市白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）
指定管理者となる団体の名称等 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番1号
株式会社ダンロップスポーツウェルネス

指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

続いて議案第101号 むかわの湯の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 むかわの湯
指定管理者となる団体の名称等 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番3号
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

続いて議案第102号 北杜市営宿泊施設「たかね荘」の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市営宿泊施設「たかね荘」

指定管理者となる団体の名称等 千葉県千葉市美浜区真砂3丁目3番7号

株式会社塚原緑地研究所

指 定 の 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

続いて議案第103号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 花パークフィオーレ小淵沢

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾1588番地36

有限会社八ヶ岳ファーム

指 定 の 期 間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

続いて議案第104号 甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 甲斐駒ヶ岳七丈小屋

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市須玉町若神子新町1205番地25

株式会社ファーストアッセント

指 定 の 期 間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

続いて議案第105号 長坂駅前駐車場他2施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 長坂駅前駐車場

長坂上町駐車場

日野春駅前駐車場

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市長坂町長坂上条2575番地19

北杜市商工会

指 定 の 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

続いて議案第106号 津金学校の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 津金学校

指定管理者となる団体の名称等 山梨県北杜市須玉町下津金2963番地

特定非営利活動法人文化資源活用協会

指 定 の 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

以上、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

議案第95号 須玉町おいしい学校の指定管理者の指定についてについてちょっと伺います。

この施設はずいぶん前から経営状況が非常によくなかったわけでございます。それにもかかわらず、引き続きこの指定管理者が変わらないということですが、そのへんの指定管理に至った理由をお知らせください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

須玉町のおいしい学校の指定管理でございますけど、地域の役員会等において改善が図られたというところでございます。内容につきましては、支配人の交代等によりまして改善の計画が出されまして、それを受けまして十分に改善が図られたということでございますので、指定管理の募集を受け付けたところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑ありますか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

支配人を交代して経営の改善が図られたということ、大変結構なことなんですけども、たしかこれ前回のこの指定管理のときに、3年計画でやっていくんだということが説明の中にありました。その3年計画のとおりに進んでいった中で、支配人の交代になったということでしょうか。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野議員のご質問にお答えします。

3年間の計画改善によって支配人が交代したということではなくて、27年度までの会計にも改善が見られたんですが、28年の4月1日から支配人が交代したということでございます。その中で最近の3カ年の収支計画につきましても多少の改善計画が見られましたと。28年度の計画におきましても改善計画によりまして収支が図れたということで、上半期につきましても大幅な増加の収益になりましたという内容でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

ちょっと質問の仕方が悪かったようなんですけど、その最初に示された3カ年計画に沿って28年度まで進められているのか、それともその計画とは別にその収支がよくなったからといって、それに沿って計画がされているのか。そこをちょっと伺いたかったんです。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野議員のご質問にお答えします。

改善計画が出されたという経過はございません。その中で最近の収支において改善が図られてきたところでございますが、本年4月から支配人の交代によりまして、さらに改善の計画が見込まれるという内容でございますので、募集というか、指定管理の導入をしたという内容でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに。
岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

分かりました。最後に1つだけ伺います。
資本金4,500万円だったかな、ちょっと記憶があやふやなんです、今それはどういうふうになっていますか。最後に伺います。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

今、執行のほうでもちょっと調べているようだし、時間的にも12時でちょうど、休憩をお願いしたいと思います。

休憩の動議。

○議長（中嶋新君）

今、休憩の動議が出ております。

賛成の方は。

（「賛成。」の声）

答弁は休憩のあとといたします。

ここで昼食のために暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

株式会社おいしい学校の資本金は4,500万円でございます。

なお、おいしい学校のほうの役員会が先日開催されまして、平成28年度の中間期、4月から9月の決算報告では約650万円の黒字と、純資産は650万円の黒字という報告をいただいております。実際、積極的な経営努力を行って経営状況が上向いているという報告を受けております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

次に議案第97号 そば処いずみ他1施設の指定管理者の指定についてというところで伺い

ます。

いただいた資料ですけれども、利用状況が悪化しているというふうに表記があります。どう
いうふうな悪化なのか具体的に教えてください。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野議員のご質問にお答えします。

そば処いずみですけど、利用者が平成26年と平成22年を比較しまして約1,600人減っ
ているということで経営のほうもだいぶ苦しくなっているというか、収入が落ちていると
いうところがございます。それに伴いまして従業員のほうも人員削減ということで、平成26年
の5人から平成27年は3人ということでありまして。また最近につきましては、平成28年度
につきましては1人ということとなっております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

利用客が減った、つまりお客さんが減ったということで経営が苦しいのは当たり前だと思
うんですけども、その減った理由はなんですか。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野議員の質問にお答えします。

現実というところではないんですけど、先ほど答弁させていただいたとおり人員削減のため
に人を減らしているということで、従業員の対応という部分のところがあるのかなというこ
ろでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

人を減らしたかたに対処が悪くなってお客さんが減ったということだとすると、さらに今
度、来年、1人でやるというんですね。ますます悪くなるのではないのでしょうか。そこらへ
んはどういうように考えているのでしょうか。

○議長（中嶋新君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

岡野議員さんのご質問にお答えします。

経営が苦しくなっているということは事実でございます。そのために人員削減も必要にな
るということでございます。ただ、それに伴いしても組合のほうで今は頑張っているという
状況でございましたので、その対応について注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑ありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号から議案第106号までの18件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号から議案第106号までの18件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第89号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第90号 高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第91号 大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第92号 小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第93号 武川町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第94号 須玉町農業体験農園施設(大正館)の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第95号 須玉町おいしい学校の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第96号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第97号 そば処いずみ他1施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第98号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第99号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第100号 北杜市白州福祉会館(フォッサ・マグナの湯)の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第101号 むかわの湯の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第102号 北杜市営宿泊施設「たかね荘」の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第103号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第104号 甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定についてを採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第105号 長坂駅前駐車場他2施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第106号 津金学校の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第34 議案第110号 不動産の処分について(みずがきそば処)を議題といたします。

内容説明を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長(田中幸男君)

議案第110号 不動産の処分について(みずがきそば処)であります。

不動産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

譲渡する土地は所在地 北杜市須玉町小尾8841番6。地目 山林。面積 2,137平方メートル。

譲渡する建物は所在地 北杜市須玉町小尾8841番6。施設名 みずがきそば処。構造 木造平屋建。延べ床面積 94.77平方メートル。

譲渡する相手方は山梨県北杜市須玉町小尾8682番地1。黒森会。代表 藤原千可夫。

譲渡価格は無償。

譲渡する理由です。

当該土地については黒森区の所有であったが昭和22年に政令により増富村に帰属することになり、その後、北杜市に帰属し現在まで黒森区が維持管理している。

当該建物については平成5年に地域の活性化を図るため旧須玉町が整備し、以来20年余りが経過した。その間、黒森区が管理運営しており平成18年度から平成25年度まで指定管理者となった。長年、地域の活性化に資し当初の目的が達成された施設であることから、地元の

黒森区に譲渡するため、市は平成26年3月に北杜市須玉町特産品育成施設条例を廃止した。

同時に黒森区が地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体の認可を受けるために時間を要するため、財産の貸付について議決いただき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間、無償貸与とした。

譲渡については、黒森区の地縁団体の認可申請において、当該不動産を取得する意向を示していること、当該施設の耐用年数が経過していること及び黒森区の地域活性化のために効率的な活用が見込まれることから無償とする。

なお、本年10月に黒森区域内に住所を有する住民により、黒森会として地縁団体の認可を受けたことから、地域の受け入れ態勢が整ったため不動産を処分するものです。

提案理由ですが、財産を適正な対価なくして譲渡することについて地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご議決をいただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第110号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第110号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第35 諮問第4号から日程第37 諮問第6号までの人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となることから新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により北杜市長坂町大井ヶ森449番地1、祝とよ子、昭和27年2月8日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第5号 同じく人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、新たにその後任候補者として北杜市白州町花水1635番地、氏原宏幸、昭和16年1月5日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第6号 同じく人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、新たにその後任候補者として北杜市白州町白須248番地2、原哲也、昭和26年10月23日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、諮問第4号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第38 同意第48号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

同意第48号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件につきましては、副市長の辞職に伴い新たに副市長を選任する必要があるため、地方自治法第162条の規定により北杜市高根町村山東割598番地、菊原忍、昭和31年6月28日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、菊原忍君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時52分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

ただいま、議題となっております同意第48号は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。すがご異議ありませんか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

質疑をお願いしたいんですけども。

当同意案件ですが、今朝、議場に入りまして初めてお名前を拝見いたしました。私は候補者の方がどういった方がよく存じ上げておりません。でして同意を求められているわけですが、同意をするための情報を持ち合わせておりません。

したがいまして、ぜひそういった情報をご提示いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

暫時休憩の動議を求めます。

○議長（中嶋新君）

休憩の動議が出ております。

（「賛成。」の声）

暫時休憩といたします。

10分かどうか、もう少し必要ですね・・・。

秋山俊和君。

○2番議員（秋山俊和君）

30分ほどでいいと思います。

○議長（中嶋新君）

それでは暫時休憩を、午後2時20分までといたします。

暫時休憩。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時20分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの池田議員の質疑ですけども、この本件は地方自治法162条に定める選任事項であります。議決案件はお手元の資料のとおりでございます。

以上です。

ほかにありますか。

（なし）

それでは、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意・・・確認・・・池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

これは討論という形式は取れないということなんでしょうか。質疑は先ほどのとおりでいいんですけども、討論という形はせずにという進め方になるのでしょうか。それだけ確認をお願いします。

○議長（中嶋新君）

異議があるんでしたら討論をしても、必要があれば。

○2番議員（池田恭務君）

当案件に対しまして、反対の立場で討論させていただきます。

副市長は市長に万が一のことがあったときに職務を代行されるという、非常に重い職務だというふうに思っております。ある意味、選挙で選ばれていない方が実質、首長になるということで、だからこそ慎重な人選が必要で議会の同意が求められているものというふうに捉えております。

先ほどの質疑のとおりではあるんですが、今朝、議場に來まして初めて候補者の方のお名前を拝見しまして、私自身、候補者の方と接点は、この場での答弁を伺っていたりですとかというようなことで、どういった方なのか、また推薦の理由等、情報を伺えば賛成できる方なのではないかという思いはあるんですけども、現時点でこの状態で判断材料がない中で賛成をするということが困難でございます。

そういった意味から、当案件には反対ということを申し上げさせていただいて討論といたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

同意第48号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、現在、副市長が欠員という状況でございます。北杜市におきましては、条例におきまして副市長を置くということになっております。これに反対するということになりますと、当然、併せてその条例案の改正もする提案もするのが当然であるわけでございます。

北杜市におきまして、今の現状はといいますと副市長不在がために多くの決裁が遅れてしまったり、それぞれの立場の中で行政の停滞があるという現状になっているというように思っているところでございます。地方自治法第162条の規定の中に特段、われわれに説明をしなければならないという項目は見当たりません。また今議会でもそうでもございますが、教育長の場合につきましても同様でございました。ほかの選任につきましても同様なことが言えるわけでございます。私ども議員がそれを全部知り得るということはなかなか難しいわけでございます。これは市長が信用される、認められる人を選任として出してくるわけでございますから、われわれは二代表制の中でその中で同意としての賛否は当然あるわけではございますが、これを提出することについては当然賛成もいたしますし、また菊原忍さま、これはもう案件で出ておりますので名前を読み上げさせてもらいました、忍さんにつきましては長いこと行政職に携わり、企画部長も現在しておられるという状況にあるわけでございます。そういたしますと、どちらかというわれわれに説明が必要かどうかということにも疑問視が残りますけれども、いずれ162条の規定によって出された方でございます。

以上の理由によりまして賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

賛成いいですか。

○議長（中嶋新君）

では賛成。

反対はありませんか。

（ な し ）

はい。

○11番議員（加藤紀雄君）

同意第48号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件について賛成の立場で討論を行います。

副市長は非常に重要な職務であるかと思えます。今回、選挙が終わって早く置いてほしい、こんな気持ちがあったわけでございますが、市長が大変な人選の中で今回、人選をし提案をしていただきました。これは非常にわれわれとしましては、北杜市の市政を運営する上ではよかったなと思っているわけであります。

特に菊原氏は行政経験が長くて、そしてわれわれも議会での答弁、また日ごろでの職務態度を見ても非常に的確な回答、分かりやすい答弁等をしておりますし、また人柄も非常に、職員をまとめる、職員に好かれるこんな立場であります。そういう点から考えますと市長と職員を

まとめ、そして行政執行していく、こんな点におきましては本当に最適な人であるかと思いません。

そんな点からこれからの北杜市、市長も代わってまた議会議員も今回、新しい体制になりました。そのスタートを切る要として副市長の役としては、任務としては菊原氏が最適だと思います。そういう点から私は同意第48号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件について賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

以上で討論を終結いたします。

ここで異議がありますので、この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、同意第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

菊原忍君の入場を許します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時28分

○議長（中嶋新君）

再開します。

ただいま選任されました当人が議場におられますので、菊原忍君の発言を許します。

菊原忍君。

○企画部長（菊原忍君）

ただいまご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

非常に光栄なことであり重責を感じております。微力ではありますが、渡辺市長を支え議員の皆さま方のご指導、またご協力をいただきながら北杜市民のため、また北杜市政発展のために力を注いでまいりたいと考えております。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

まず、先ほど請願第3号は不採択とすることが決定いたしました。

したがって日程第39 発議第4号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書の提出については本日の議事日程から削除いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第40 選挙第7号 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

北杜市選挙管理委員会委員にお手元に配布しましたとおり坂本洸二君、植松好義君、小宮山福五君、進藤忠衛君の4人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました4人を北杜市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が北杜市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に北杜市選挙管理委員会委員補充員にお手元に配布いたしましたとおり浅川一宏君、小林一稜君、福田紘君、浅川敏郎君の4人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました4人を北杜市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が北杜市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま指名いたしました順序とすることに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第41 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましては別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

○議長(中嶋新君)

日程第42 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査等につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

12月7日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成28年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時35分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋 一成
議会書記	清水 市三